

# 第132回三重県森林審議会 事項書

日時：令和5年12月18日(月)

13:30～

場所：三重県教育文化会館3階第5会議室

## 1 開 会

## 2 審議事項

(1) 地域森林計画の樹立・変更について

## 3 その他

## 4 閉 会

### 【資料一覧】

三重県森林審議会委員名簿

第132回三重県森林審議会座席表

三重県森林審議会の法的根拠について

三重県森林審議会運営要領

地域森林計画の樹立・変更について

資料1：地域森林計画（南伊勢）の樹立について

資料2-1：前計画からの主な変更箇所（南伊勢地域森林計画）

資料2-2：南伊勢地域森林計画書（案）、資料編

資料3：地域森林計画（北伊勢、伊賀、尾鷲熊野）の変更について

資料4-1：前計画からの主な変更箇所（北伊勢地域森林計画）

資料4-2：北伊勢地域森林計画書変更計画書（案）

資料5-1：前計画からの主な変更箇所（伊賀地域森林計画）

資料5-2：伊賀地域森林計画書変更計画書（案）

資料6-1：前計画からの主な変更箇所（尾鷲熊野地域森林計画）

資料6-2：尾鷲熊野地域森林計画書変更計画書（案）

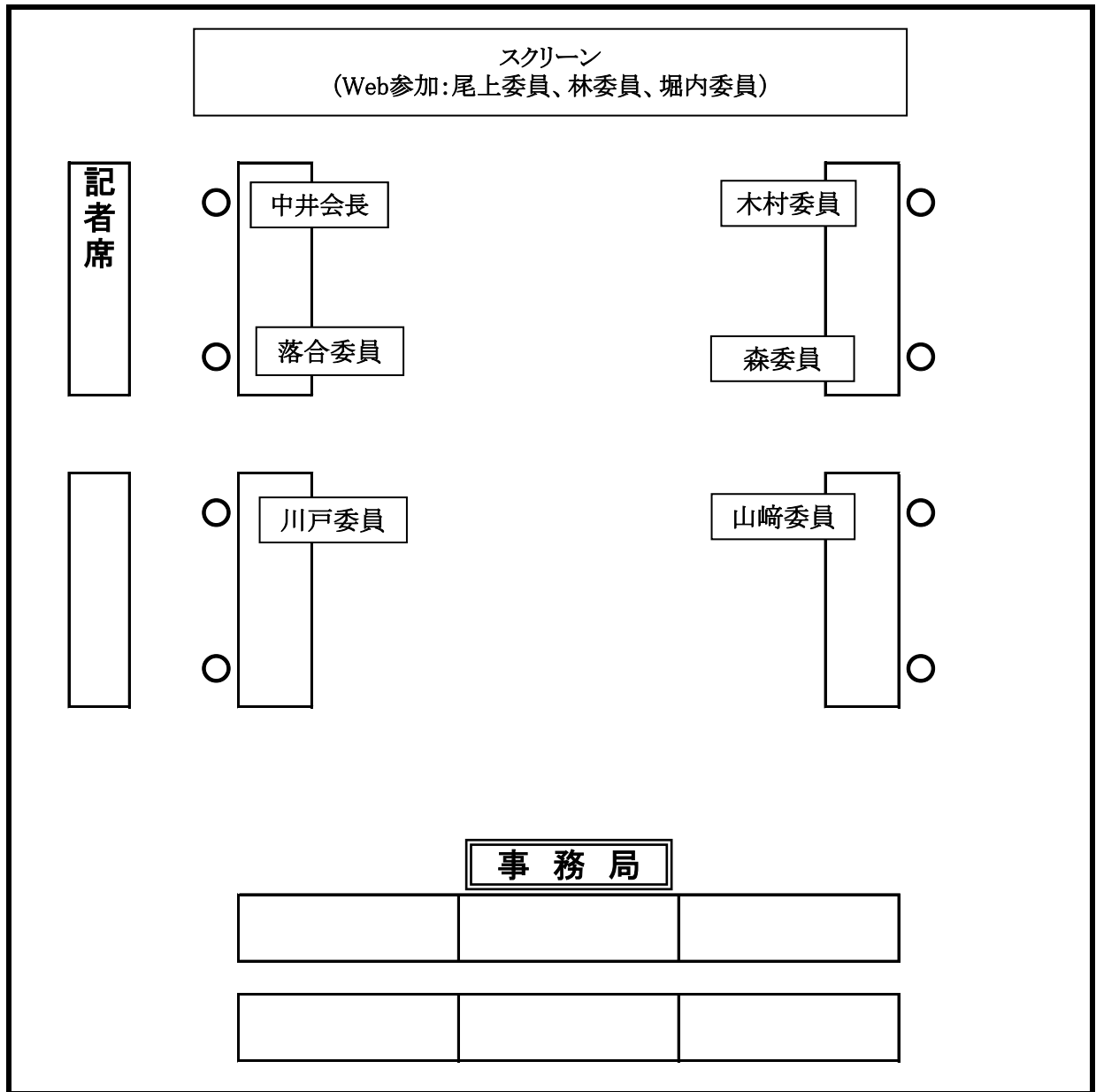
第132回森林審議会出席者名簿(五十音順)

任期(R5.3.1～R7.2.28)※一部委員は始期異なる

役職	氏名	所属	在任年数	分野
(ご欠席)	大萱 宗靖	三重県林業研究グループ連絡協議会会長	2期	林業
(ご欠席)	小津 泰明	松阪地区木材協同組合 理事長	4期	製材業
	落合 賢治	三重県木材組合連合会会長	1期	製材業
web	尾上 壽一	紀北町長	1期	首長(森林協会)
	川戸 英騎	三重森林管理署長	1期	国
	木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長	2期	森林教育
(ご欠席)	鳥丸 猛	三重大学准教授	1期	学識経験者(保全・環境)
	中井 毅尚	三重大学教授	3期	学識経験者(木材)
(ご欠席)	沼本 晋也	三重大学准教授	4期	学識経験者(保全・災害)
(ご欠席)	萩原 義雄	株式会社 萩原建設 代表取締役	3期	木材利用(建築)
web	林 佳織	三栄林産株式会社 ノッティーハウスリビング店長	2期	木材利用(商品)
web	堀内 楓子	三重県林業経営者協会 叶林業合名会社	3期	森林所有者
	森 秀美	三重県森林組合連合会代表理事会長	1期	林業
	山崎 美幸	株式会社 百五総合研究所	4期	消費者
	計 14名			

第132回三重県森林審議会 座席表

令和5年12月18日



## 三重県森林審議会 法的根拠について

### (1) 審議会の組織について

#### 森林法

##### (設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

##### (組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

##### (会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

##### (政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 森林法施行令

##### (都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

#### 三重県森林審議会部会設置規則

第一条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第七条の規定に基づき、三重県森林審議会に森林保全部会を置く。

第二条 森林保全部会に所属する委員の数は、若干名とする。

第三条 森林保全部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

#### 三重県森林審議会運営要領

別紙のとおり

## (2) 法令の規定により都道府県森林審議会に属する権限について

### 森林法

#### (地域森林計画の案の縦覧等) 地域計画の樹立・変更について

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

#### (指定) 保安林の指定・解除について

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が私有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(私有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する私有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

第二十六条の二 都道府県知事は、私有林である保安林(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、私有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

#### (開発行為の許可) 林地開発の許可について

第十条の二 地域森林計画の対象となつている私有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

## 森林病虫害等防除法

### (都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

### (高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

### (樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

## 三重県森林審議会運営要領

森林・林業経営課

### (趣旨)

第1条 この要領は、森林法第68条の規定に基づき設置された三重県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、森林法及び森林法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (庶務)

第2条 審議会の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。

### (職務代行者の選任)

第3条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。

### (招集)

第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了等に伴い会長が不在の場合には、知事がこれを行う。

- 1 知事より諮問のあったとき。
- 2 会長が必要と認めたとき。
- 3 3名以上の委員から請求があったとき。

### (通知)

第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。

### (議長)

第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

### (会議の成立)

第7条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

### (WEB会議システムによる出席)

第8条 WEB会議システムを利用した委員会の会議への参加に関しては、第7条に規定する出席と認めることができる。

2 前項の場合において、議長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認しなければならない。

3 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。議長が、議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

#### (議事)

第9条 審議会の議案は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (書面による議決権の行使)

第10条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条に規定する議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は第8条に規定する審議会に出席したものとみなす。

#### (議事関与の制限)

第11条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に関与することはできない。

#### (議事録)

第12条 会長は議事録を作成しなければならない。

#### (部会)

第13条 森林法施行令第7条に定める、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる事項については、委員の改選後、最初に開かれる審議会においてあらかじめ定めるものとする。

2 森林保全部会の運営については、本要領を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「森林・林業経営課」とあるのは「治山林道課」と読み替えるものとする。

#### (部会の緊急開催)

第14条 任期満了に伴い部会委員が選定されていない時期に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、知事が指名する委員をもってこれを行うことができる。



(報告)

第15条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第17条 災害その他やむを得ない事由があるものとして会長が認めた場合には、第4条に規定される会議の招集を省略し、委員は第9条に規定される議案について書面をもって決議することができる。

2 前項の場合において、委員は、会長が指定する期日までに書面をもって可否及び意見を提出するものとする。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。  
この要領は平成10年4月1日から施行する。  
この要領は平成14年4月1日から施行する。  
この要領は平成16年4月1日から施行する。  
この要領は平成20年4月1日から施行する。  
この要領は平成24年4月2日から施行する。  
この要領は平成29年7月26日から施行する。  
この要領は令和2年12月4日から施行する。  
この要領は令和5年8月31日から施行する。

地域森林計画は、知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期として樹立する計画で、県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の樹立に当たっての指針となるものです。

三重県には4つの森林計画区があり、令和5年度は南伊勢地域森林計画を樹立します。

地域森林計画は森林法第5条に掲げられた事項について定めるものとされており、次の①から④までの事項の計画量については全国森林計画から各森林計画区に割り当てられた基礎数量の上下20%の範囲内とする必要があります。

- ①伐採立木材積（主伐）
- ②人工造林・天然更新別の造林面積
- ③間伐立木材積
- ④保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

## 前計画からの主な変更点 ①

### ○実行結果（P23～P26）

実行結果（H31～R5）	計画	実行	実行歩合	計画と実行結果についての検討
1) 伐採立木材積（総数）	970 千m <sup>3</sup>	886 千m <sup>3</sup>	91.3 %	木材価格の低迷、森林所有者の世代交代に伴う林業経営意欲の低下 ウッドショックにより、木材価格の高騰はみられたが、森林所有者の十分な施業経費の確保には至らなかった
主伐（①）	248 千m <sup>3</sup>	197 千m <sup>3</sup>	79.4 %	
間伐（③）	722 千m <sup>3</sup>	689 千m <sup>3</sup>	95.4 %	
2) 人工造林・天然更新別の造林面積（②）	764 ha	349 ha	45.7 %	県・市町の厳しい財政状況 森林作業道の開設により補完
人工造林	525 ha	167 ha	31.8 %	
天然更新	239 ha	182 ha	76.2 %	
3) 間伐面積	13,397 ha	9,773 ha	72.9 %	概ね計画通りに実施
4) 林道の開設又は拡張の数量				
開設	18.5 km	3.1 km	16.8 %	
拡張	90 箇所	13 箇所	14.4 %	
5) 保安施設の数量				想定より被災箇所が減少したこと等による実行箇所の減少
(1) 保安林の指定又は解除の面積（④）	48,439 ha	49,586 ha	102 %	
6) 治山事業の実施	65 地区	37 地区	56.9 %	

※保安林の指定又は解除の面積＝水源涵養のための保安林の面積  
＋災害防備のための保安林面積＋保健、風致の保存等のための保安林の面積

前計画からの主な変更点 ②

○計画量(P82～P89)

計画量(R6～R10)	前計画(H31～R5)	基礎	計画	計画/基礎	計画量設定の考え方
1) 伐採立木材積(総数)	970 千m <sup>3</sup>	909 千m <sup>3</sup>	909 千m <sup>3</sup>	100 %	全国森林計画から各森林計画区に割り当てられた基礎数量と同等となるよう計画量を設定
主伐(①)	248 千m <sup>3</sup>	437 千m <sup>3</sup>	437 千m <sup>3</sup>	100 %	
間伐(③)	722 千m <sup>3</sup>	472 千m <sup>3</sup>	472 千m <sup>3</sup>	100 %	
2) 人工造林・天然更新別の造林面積(②)	764 ha	2,056 ha	2,056 ha	100 %	全国森林計画の参考数値を踏まえ、計画量を設定
人工造林	525 ha	1,689 ha	1,689 ha	100 %	
天然更新	239 ha	367 ha	367 ha	100 %	
3) 間伐面積	13,397 ha	— ha	9,745 ha	— %	全国森林計画の参考数値を踏まえ、計画量を設定
4) 林道の開設又は拡張の数量					
開設	18.5 km	— km	18.0 km	— %	
拡張	90 箇所	— 箇所	88 箇所	— %	実行結果を踏まえ、計画量を設定
5) 保安施設の数量					
(1) 保安林の指定又は解除の面積(④)	48,439 ha	50,752 ha	50,752 ha	100 %	
6) 治山事業の実施	65 地区	— 地区	32 地区	— %	

○県が目指す森林・林業の姿

三重県の森林・林業の政策状況をふまえて、記述内容を整理しました。

- ・ 林業人材の確保に向け、就業希望者を対象とした林業体験ツアーやインターンシップを開催するなど、さまざまな取り組みを展開していることから、その取組内容について記載しました。(P29)
- ・ 令和3年10月に「みえ木材利用方針」が策定されたことを踏まえ、「三重の木づかい条例」の理念に基づく、日常生活や事業活動における積極的な県産材利用の促進や川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援などに取り組むことについて記載しました。(P29、30)
- ・ 「みえ森林教育ビジョン」に基づく、森林教育の考え方や森林・林業について学ぶ機会の創出のため、森林教育に気軽にアクセスすることのできる施設を「みえ森林教育ステーション」として認定する制度を開始したことから、その内容について記載しました。(P30)

○計画の対象とする森林の区域

市町別の森林面積は、度会町の「115ha」減少、松阪市の「73ha」減少などを含めて、総数で「350ha」減少し、「156,206ha」となっています。(P32)

## 前計画からの主な変更点 ③

## ○記載事項の整理

「全国森林計画」の策定に伴い、記載内容を整理しました。

- ・森林の現地調査の省力化や効率的な路網の整備などに、航空レーザ測量等による高度な森林資源情報や地形情報が必要となることから、その整備や活用について記載しました。（P33）
- ・花粉発生源対策を加速化していくため、花粉症の原因となる花粉を飛散させているスギ等の人工林の伐採や、花粉の少ない苗木に植替えを行うことなどについて記載しました。（P33、34、41、44）
- ・林業における人材の育成・確保については、「みえ森林・林業アカデミー」や、就業相談会や林業体験ツアーなどのこれまでの取組を展開していくことに加え、今後の人口減少を見据えた労働力確保に関する対策も必要であることから、他産業から林業への新規参入、女性の活躍、外国人材の受け入れ等について記載しました。（P70）
- ・静岡県熱海市における盛土の崩壊による土石流の発生で、甚大な人的・物的被害が発生したことを受け、「宅地造成及び特定盛土規制法（盛土規制法）」が施行されました。盛土規制法において、今後指定される規制区域内の森林における災害の防止に向け、集水部での盛土を避けることや技術的基準の遵守について記載しました。（P72）

## ○低コスト造林に関する記載事項の整理

林業の採算性の向上、施業の効率化に向け、低コスト造林に関する記載内容を整理しました。

- ・人工造林に係る経費の低コスト化を図る手法として、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることを記載しました。（P44）
- ・人工造林を行う標準的な方法として、中仕立て（植栽本数3,000本/ha）と密仕立て（植栽本数5,000/ha）に加え、疎仕立て（植栽本数2,000本/ha）を追加しました。（P45）
- ・人工造林に疎仕立てを追加したことに伴い、間伐を実施すべき標準的な林齢に疎仕立てを追加し、森林の状況に応じて、間伐回数を減じることも可能としました。（P52）
- ・下刈りや除伐といった保育に係る目安として、標準的な施業体系を示していますが、目的とする木材や森林の状況に応じて、下刈り回数の減や作業の省略などができるよう、記載内容を整理しました。（P54）



頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
11	<p><u>27</u>年から<u>令和 2</u>年にかけては、三重県全体で<u>2.51%</u>の減少となっている中、南伊勢森林計画区全体で<u>4.77%</u>と県全体を大きく上回るペースで人口が減少しています。</p> <p>（7）産業  <u>令和元</u>年度の南伊勢森林計画区の総生産額は、<u>1,518,730</u>百万円です。産業別による内訳を見ると、第1次産業が<u>2.1%</u>、第2次産業が<u>30.6%</u>、第3次産業が<u>67.4%</u>と、第3次産業が主要産業となっています。</p> <p>（8）林業就業者  南伊勢森林計画区では、1980年（昭和55年）に1,661人いた林業就業者は、2005年（平成17年）には3分の1以下の495人まで減少し、2010年（平成22年）では増加に転じたものの、2015年（平成27年）以降は再び減少し、<u>2020年（令和2年）では425人</u>となっています。</p> <p>なお、この状況は、三重県全体の林業就業者数の推移を見ても同じ傾向を示しています。</p> <p>一方、林業就業者の年齢構成については、南伊勢森林計画区では、<u>2010年（平成22）と2020年（令和2）を比べると、全ての年代でほとんど変化がなく、50歳以上の林業就業者が半数以上を占めており、高齢化の状況が続いています。</u></p> <p>これは、三重県全体の林業就業者の年齢構成の変化を見ても、同じ傾向を示しています。</p> <p>（省略）</p>	<p><u>22</u>年から<u>平成 27</u>年にかけては、三重県全体で<u>2.10%</u>の減少となっている中、南伊勢森林計画区全体で<u>3.80%</u>と県全体を大きく上回るペースで人口が減少しています。</p> <p>（7）産業  <u>平成 27</u>年度の南伊勢森林計画区の総生産額は、<u>1,512,130</u>百万円です。産業別による内訳を見ると、第1次産業が<u>2.3%</u>、第2次産業が<u>29.8%</u>、第3次産業が<u>67.9%</u>と、第3次産業が主要産業となっています。</p> <p>（8）林業就業者  南伊勢森林計画区では、1980年（昭和55年）に1,661人いた林業就業者は、2005年（平成17年）には3分の1以下の495人まで減少し、2010年（平成22年）では増加に転じたものの、2015年（平成27年）以降<u>では再び減少し483人</u>となっています。</p> <p>なお、この状況は、三重県全体の林業就業者数の推移を見ても同じ傾向を示しています。</p> <p>一方、林業就業者の年齢構成については、南伊勢森林計画区では、<u>2005年（平成17）と2015年（平成27）を比べると、60才以上の割合が、57.8%から35.4%に減少し、50歳未満の割合が、26.2%から44.9%増加しており、若返りの方向に推移しています。</u></p> <p>これは、三重県全体の林業就業者の年齢構成の変化を見ても、同じ傾向を示しています。</p> <p>（省略）</p>
15	<p>2) 森林・林業の概要  (1)～(9)  【現況の数値に変更しています】</p> <p>(10) 各地域の森林・林業の概要  ア 櫛田川流域</p>	<p>2) 森林・林業の概要  (1)～(9)</p> <p>(10) 各地域の森林・林業の概要  ア 櫛田川流域</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
21	<p>この地域の林業は「飯高林業」と称される松阪市飯高町の集約林業地帯に代表される古くからの林業地です。民有林の面積は <u>41,268</u>ha、このうち人工林は <u>30,813</u>ha で人工林率は <u>74.7%</u>と本計画区の中では一番高い人工林率を示しています。</p> <p>育林技術は吉野林業の影響を受け、密植・多間伐・枝打ちを行う等、良質材生産を目標とした集約的な施業が行われてきましたが、近年では、植栽本数・下刈回数・枝打ち高を減らす等、低コスト化につながる施業も行われています。また、流域内で木質バイオマス発電所が稼働しており、燃料用チップ等の需要があることから、<u>以前</u>は林内に残置されていた低質材も搬出されています。</p> <p>生産される素材の大部分は松阪市に出荷されますが、一部は奈良県にも出荷されています。</p> <p>人工林 1 ha あたりの蓄積は <u>334</u>m<sup>3</sup> で、森林資源の成熟とともに、今後ますます素材生産量の拡大が期待できる地域です。</p> <p>イ 宮川流域</p> <p>この地域の林業は、櫛田川流域に比べると林業地帯としては後発地域ですが、戦後の活発な造林活動によって造成された人工林は <u>47,620</u>ha に及んでおり、民有林面積 <u>77,981</u>ha のうち <u>61.1%</u>を占めています。住宅様式の変化に伴い、心持柱材生産を目標とした施業から長伐期大径材生産を指向した施業に移行する傾向にあり、生産活動はやや停滞しています。</p> <p>生産された素材は、大台町の原木市場に集められ、そこを中継点として松阪市内の製材工場等へ流通しています。</p> <p>また、近年では、原木市場を通さず山土場から製材工場や合板工場へ直接搬入される原木も増加しています。</p> <p>人工林 1 ha 当たりの蓄積は <u>282</u>m<sup>3</sup> と、成熟しつつある豊富なスギ・ヒノキの資源を有しているので、前述の櫛田川流域と一体となって、素材生産から流通・加工に至る木材の供給体制の整備を行い、地域材の産地化を確立する必要があります。</p>	<p>この地域の林業は「飯高林業」と称される松阪市飯高町の集約林業地帯に代表される古くからの林業地です。民有林の面積は <u>41,341</u>ha、このうち人工林は <u>30,824</u>ha で人工林率は <u>74.6%</u>と本計画区の中では一番高い人工林率を示しています。</p> <p>育林技術は吉野林業の影響を受け、密植・多間伐・枝打ちを行う等、良質材生産を目標とした集約的な施業が行われてきましたが、近年では、植栽本数・下刈回数・枝打ち高を減らす等、低コスト化につながる施業も行われています。また、流域内で木質バイオマス発電所が稼働し、燃料用チップ等の需要が<u>拡大している</u>ことから、<u>これまで</u>は林内に残置されていた低質材も搬出されるようになってきました。</p> <p>生産される素材の大部分は松阪市に出荷されますが、一部は奈良県にも出荷されています。</p> <p>人工林 1 ha あたりの蓄積は <u>321</u>m<sup>3</sup> で、森林資源の成熟とともに、今後ますます素材生産量の拡大が期待できる地域です。</p> <p>イ 宮川流域</p> <p>この地域の林業は、櫛田川流域に比べると林業地帯としては後発地域ですが、戦後の活発な造林活動によって造成された人工林は <u>47,740</u>ha に及んでおり、民有林面積 <u>78,199</u>ha のうち <u>61.0%</u>を占めています。住宅様式の変化に伴い、心持柱材生産を目標とした施業から長伐期大径材生産を指向した施業に移行する傾向にあり、生産活動はやや停滞しています。</p> <p>生産された素材は、大台町の原木市場に集められ、そこを中継点として松阪市内の製材工場等へ流通しています。</p> <p>また、近年では、原木市場を通さず山土場から製材工場や合板工場へ直接搬入される原木も増加しています。</p> <p><u>さらに、木材の輸出や広葉樹を活用した商品開発など、新たな取り組みも行われています。</u></p> <p>人工林 1 ha 当たりの蓄積は <u>271</u>m<sup>3</sup> と、成熟しつつある豊富なスギ・ヒノキの資源を有しているので、前述の櫛田川流域と一体となって、素材生産から流通・加工に至る木材の供給体制の整備を行い、地域材の産地化を確立する必要があります。</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
21	<p>ウ 熊野灘沿岸地域</p> <p>この地域の民有林面積は <u>20,416</u>ha、このうち人工林は <u>7,673</u>ha、人工林率は 37.6%と本計画区の平均人工林率 57.6%を大きく下回っており、粗放な天然林の占める割合が高くなっています。林業生産活動は、区有林、町有林、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターによる造林地を中心に行われてきていますが、その活動内容は長期にわたり停滞しています。</p> <p>人工林のうち、保育、間伐を必要とする若齢林が多く存在しますが、木材価格の低迷により、森林所有者の経営意欲は減退していますが、特用林産物として、天然林のウバメガシを活用した備長炭の生産活動も行われています。</p> <p>また、この地域の森林は、変化に富むリアス海岸と調和して美しい自然景観を形成しています。</p>	<p>ウ 熊野灘沿岸地域</p> <p>この地域の民有林面積は <u>20,429</u>ha、このうち人工林は <u>7,609</u>ha、人工林率は 37.6%と本計画区の平均人工林率 57.6%を大きく下回っており、粗放な天然林の占める割合が高くなっています。林業生産活動は、区有林、町有林、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターによる造林地を中心に行われてきていますが、その活動内容は長期にわたり停滞しています。</p> <p>人工林のうち、保育、間伐を必要とする若齢林が多く存在しますが、木材価格の低迷により、森林所有者の経営意欲は減退していますが、特用林産物として、天然林のウバメガシを活用した備長炭の生産活動も行われています。</p> <p>また、この地域の森林は、変化に富むリアス海岸と調和して美しい自然景観を形成しています。</p>
22	<p>エ 志摩半島地域</p> <p>この地域の民有林面積は <u>16,541</u>ha、このうち人工林は <u>3,922</u>ha、人工林率は本計画区の中では一番低く 23.7%となっています。</p> <p>林木の生育適地が極めて少ない地域で、臨海部の森林は入江に広がる宅地・農地の間に帯状または塊状に散在しており、林業生産活動はほとんど見られません。</p> <p>しかし、地域の景観を特徴づけるスダジイ・ウバメガシ等が見られるほか、この地域の森林の全てが、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正利用を図るため伊勢志摩国立公園に指定されています。</p>	<p>エ 志摩半島地域</p> <p>この地域の民有林面積は <u>16,585</u>ha、このうち人工林は <u>3,931</u>ha、人工林率は本計画区の中では一番低く 23.7%となっています。</p> <p>林木の生育適地が極めて少ない地域で、臨海部の森林は入江に広がる宅地・農地の間に帯状または塊状に散在しており、林業生産活動はほとんど見られません。</p> <p>しかし、地域の景観を特徴づけるスダジイ・ウバメガシ等が見られるほか、この地域の森林の全てが、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正利用を図るため伊勢志摩国立公園に指定されています。</p>
23	<p>2 前計画の実行結果の概要及び基本的な考え方 〔前計画の前期 5 年分（H30～R4）の計画量及び実行量を記載しました〕</p> <p>(省略)</p> <p>3 計画樹立に当たっての基本的な考え方</p> <p>(省略)</p>	<p>2 前計画の実行結果の概要及び基本的な考え方</p> <p>(省略)</p> <p>3 計画樹立に当たっての基本的な考え方</p> <p>(省略)</p>



頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
28	<p>2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性</p> <p>(1) 三重県の森林の現状</p> <p>三重県の森林面積は 37 万 2 千 ha と県土の約 64%を占めており、そのうち約 94%は民有林です。さらに、民有林のうちスギ、ヒノキを中心とする人工林は 21 万 8 千 ha で民有林の約 63%を占めています。しかし、木材価格の<b>低迷</b>や人件費・燃料代等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や伐採後に造林されない造林未済地等が増加しています。また、境界や所有者が把握できない森林やシカ等野生獣による被害の増加などの問題が生じています。</p>	<p>2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性</p> <p>(1) 三重県の森林の現状</p> <p>三重県の森林面積は 37 万 2 千 ha と県土の約 64%を占めており、そのうち約 94%は民有林です。さらに、民有林のうちスギ、ヒノキを中心とする人工林は 21 万 8 千 ha で民有林の約 63%を占めています。しかし、木材価格の<b>低下</b>や人件費・燃料代等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や伐採後に造林されない造林未済地等が増加しています。また、境界や所有者が把握できない森林やシカ等野生獣による被害の増加などの問題が生じています。</p>
28	<p>(2) <u>三重県の森林・林業に係る施策</u></p> <p><u>三重県では 2019（平成 31）年 3 月に策定された「三重の森林づくり基本計画 2019」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下の施策を展開しています。</u></p> <p>(省略)</p> <p>イ 林業の持続的発展</p> <p>①林業および木材産業等の振興</p> <p>林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表を進めます。</p> <p>また、林業の持続的な発展を図るため、<u>主伐・再造林や搬出間伐の推進</u>、森林作業道の整備、高性能林業機械の導入、特用林産振興施設の整備に対する支援等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握など林業のスマート化の実現に向けた取組を進めるとともに、森林資源について新たな視点で有効活用できる技術開発を促進します。</p> <p>②森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり</p>	<p>(2) <u>県が目指す林業・森林の姿</u></p> <p>(省略)</p> <p>イ 林業の持続的発展</p> <p>①林業および木材産業等の振興</p> <p>林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表を進めます。</p> <p>また、林業の持続的な発展を図るため、<u>搬出間伐や森林作業道の整備</u>、高性能林業機械の導入、特用林産振興施設の整備に対する支援等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握など林業のスマート化の実現に向けた取組を進めるとともに、森林資源について新たな視点で有効活用できる技術開発を促進します。</p> <p>②森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
	<p>県では、「みえ森林・林業アカデミー」を開講し、関係団体等と連携して、新たな視点や経営感覚及び科学的な知見を備えた経営者や、森林経営管理制度に対応できる市町職員の育成を進めます。</p> <p>また、林業の新規就業者の確保を図るため、<u>首都圏等での就業ガイダンスの開催、就業希望者を対象とした林業体験ツアーやインターンシップ、林業就業支援研修を実施するとともに、高校生を対象とした林業職場体験研修や就業相談会等</u>を実施します。</p> <p>③県産材の利用の促進</p> <p>県産材の利用拡大を図るため、付加価値の高い製品の販売促進、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発<u>に取り組みます。また、「三重の木づかい条例」に基づき、日常生活や事業活動における積極的な木材利用の促進、発注者への働きかけによる公共建築物の木造・木質化の促進、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援に取り組みます。</u></p> <p>ウ 森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興</p> <p>森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興が必要です。</p> <p>森林の文化的価値の保全、活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進や<u>自然体験ツアーの開催等の取組</u>を進めます。</p> <p>また、森林教育（森林環境教育・木育）については、今後、明確な目的意識の下、より効果的に実施していくため、その取組の方向性を改めて整理した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を实践できる指導者の養成、<u>「みえ森林教育ステーション」の認定制度による森林教育の場づくり</u>等の取組を進めます。</p> <p>(省略)</p>	<p>県では、「みえ森林・林業アカデミー」を開講し、関係団体等と連携して、新たな視点や経営感覚及び科学的な知見を備えた経営者や、森林経営管理制度に対応できる市町職員の育成を進めます。</p> <p>また、林業の新規就業者の確保を図るため、<u>就業・就職フェアにおける相談対応や高校生向けの林業職場体験研修等による情報提供</u>を実施します。</p> <p>③県産材の利用の促進</p> <p>県産材の利用拡大を図るため、付加価値の高い製品の販売促進、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発、<u>川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援、公共建築物の木造・木質化</u>を促進します。</p> <p><u>また、未利用間伐材などの有効活用のため、市町や森林組合、NPO などと連携した「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。</u></p> <p>ウ 森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興</p> <p>森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興が必要です。</p> <p>森林の文化的価値の保全、活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進や<u>ガイドブックの作成等による情報発信</u>を進めます。</p> <p>また、森林教育（森林環境教育・木育）については、今後、明確な目的意識の下、より効果的に実施していくため、その取組の方向性を改めて整理した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を实践できる指導者の養成等の取組を進めます。</p> <p>(省略)</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）																																																										
32	<p>II 計画事項 第 1 計画の対象とする森林の区域  (省略)</p> <p>表 11 計画の対象とする森林の区域</p> <table border="1" data-bbox="181 501 1142 1024"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>156,206</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">市町別内訳</td> <td>松阪市</td> <td>41,268</td> </tr> <tr> <td>多気町</td> <td>5,847</td> </tr> <tr> <td>明和町</td> <td>296</td> </tr> <tr> <td>大台町</td> <td>27,921</td> </tr> <tr> <td>伊勢市</td> <td>10,959</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>7,453</td> </tr> <tr> <td>志摩市</td> <td>9,089</td> </tr> <tr> <td>玉城町</td> <td>1,255</td> </tr> <tr> <td>南伊勢町</td> <td>20,416</td> </tr> <tr> <td>度会町</td> <td>11,295</td> </tr> <tr> <td>大紀町</td> <td>20,408</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	備考	総計	156,206		市町別内訳	松阪市	41,268	多気町	5,847	明和町	296	大台町	27,921	伊勢市	10,959	鳥羽市	7,453	志摩市	9,089	玉城町	1,255	南伊勢町	20,416	度会町	11,295	大紀町	20,408	<p>II 計画事項 第 1 計画の対象とする森林の区域  (省略)</p> <p>表 12 計画の対象とする森林の区域</p> <table border="1" data-bbox="1155 501 2119 1024"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>156,556</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">市町別内訳</td> <td>松阪市</td> <td>41,341</td> </tr> <tr> <td>多気町</td> <td>5,915</td> </tr> <tr> <td>明和町</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>大台町</td> <td>27,942</td> </tr> <tr> <td>伊勢市</td> <td>10,956</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>7,484</td> </tr> <tr> <td>志摩市</td> <td>9,101</td> </tr> <tr> <td>玉城町</td> <td>1,259</td> </tr> <tr> <td>南伊勢町</td> <td>20,430</td> </tr> <tr> <td>度会町</td> <td>11,410</td> </tr> <tr> <td>大紀町</td> <td>20,406</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	備考	総計	156,556		市町別内訳	松阪市	41,341	多気町	5,915	明和町	311	大台町	27,942	伊勢市	10,956	鳥羽市	7,484	志摩市	9,101	玉城町	1,259	南伊勢町	20,430	度会町	11,410	大紀町	20,406
区分	面積	備考																																																										
総計	156,206																																																											
市町別内訳	松阪市	41,268																																																										
	多気町	5,847																																																										
	明和町	296																																																										
	大台町	27,921																																																										
	伊勢市	10,959																																																										
	鳥羽市	7,453																																																										
	志摩市	9,089																																																										
	玉城町	1,255																																																										
	南伊勢町	20,416																																																										
	度会町	11,295																																																										
	大紀町	20,408																																																										
区分	面積	備考																																																										
総計	156,556																																																											
市町別内訳	松阪市	41,341																																																										
	多気町	5,915																																																										
	明和町	311																																																										
	大台町	27,942																																																										
	伊勢市	10,956																																																										
	鳥羽市	7,484																																																										
	志摩市	9,101																																																										
	玉城町	1,259																																																										
	南伊勢町	20,430																																																										
	度会町	11,410																																																										
	大紀町	20,406																																																										
33	<p>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項  (1) 森林音整備及び保全の目標 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p>	<p>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項  (1) 森林音整備及び保全の目標 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p>																																																										

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
34	<p>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化</u>、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化にも配慮します。また、<u>近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施</u>や森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。</p> <p>南伊勢森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施策が展開され、林業の成熟度が高いことから、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、<u>花粉発生源対策の加速化</u>、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう<u>な森林経営</u>を推進することとします。</p> <p>また、中央構造線沿いの破砕帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。</p> <p>(省略)</p>	<p>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等</u>にも配慮します。また、<u>リモートセンシング及び</u>森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>(省略)</p> <p>2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。</p> <p>南伊勢森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施策が展開され、林業の成熟度が高いことから、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、<u>長伐期化等</u>を推進することとします。</p> <p>また、中央構造線沿いの破砕帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。</p> <p>(省略)</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）																																				
39	<p>(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 表 12 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 単位 面積：ha 蓄積：千m<sup>3</sup></p> <table border="1" data-bbox="387 344 999 549"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">面 積</td> <td>育成単層林</td> <td>89,916</td> <td>89,558</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td>112</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td>63,917</td> <td>63,917</td> </tr> <tr> <td colspan="2">森林蓄積</td> <td>33,132</td> <td>34,493</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(省略)</p>	区分		現況	計画期末	面 積	育成単層林	89,916	89,558	育成複層林	112	470	天然生林	63,917	63,917	森林蓄積		33,132	34,493	<p>(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 表 13 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 単位 面積：ha 蓄積：千m<sup>3</sup></p> <table border="1" data-bbox="1357 344 1968 549"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">面 積</td> <td>育成単層林</td> <td>90,062</td> <td>89,860</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td>112</td> <td>365</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td>64,108</td> <td>64,057</td> </tr> <tr> <td colspan="2">森林蓄積</td> <td>31,945</td> <td>32,865</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(省略)</p>	区分		現況	計画期末	面 積	育成単層林	90,062	89,860	育成複層林	112	365	天然生林	64,108	64,057	森林蓄積		31,945	32,865
区分		現況	計画期末																																			
面 積	育成単層林	89,916	89,558																																			
	育成複層林	112	470																																			
	天然生林	63,917	63,917																																			
森林蓄積		33,132	34,493																																			
区分		現況	計画期末																																			
面 積	育成単層林	90,062	89,860																																			
	育成複層林	112	365																																			
	天然生林	64,108	64,057																																			
森林蓄積		31,945	32,865																																			
41	<p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。 また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。</p>	<p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。 また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。</p>																																				

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
44	<p>2 造林に関する事項</p> <p>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。</p> <p>さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。</p> <p>上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえることとします。</p> <p>また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。</p> <p><u>上記事項を踏まえつつ、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努めることとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。</p> <p>また、更新にあたっては、<u>花粉発生源対策の加速化</u>を図るため、<u>成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなどの</u>苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。</p> <p>なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画</p>	<p>2 造林に関する事項</p> <p>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。</p> <p>さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。</p> <p>上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえること。</p> <p>また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。</p> <p>(省略)</p> <p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。</p> <p>また、更新にあたっては、<u>花粉の少ない森林への転換</u>を図るため、<u>花粉症対策に資する</u>苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。</p> <p>なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）																		
44	<p>で定めるものとします。</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。<u>また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。</u> <u>なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</u></p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。 また、<u>通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入</u>に努めるものとします。</p> <p>①人工造林の植栽本数 植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">表 15 単層林の植栽本数</p> <table border="1" data-bbox="181 1126 1144 1289"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数（本/ha）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">スギ・ヒノキ</td> <td><u>疎仕立て</u></td> <td><u>2,000</u></td> </tr> <tr> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>密仕立て</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000 本/ha を下限とします。 <u>・疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。</u></p>	樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	スギ・ヒノキ	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	中仕立て	3,000	密仕立て	5,000	<p>で定めるものとします。</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。 また、<u>苗木については、特定苗木などの成長に優れ、花粉の少ない苗木の選定</u>に努めるものとします。</p> <p>①人工造林の植栽本数 植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">表 16 単層林の植栽本数</p> <table border="1" data-bbox="1158 1126 2114 1249"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数（本/ha）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スギ・ヒノキ</td> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>密仕立て</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000 本/ha を下限とします。</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000	密仕立て	5,000
樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）																		
スギ・ヒノキ	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>																		
	中仕立て	3,000																		
	密仕立て	5,000																		
樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）																		
スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000																		
	密仕立て	5,000																		

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
47	<p>・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針 ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、<u>以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。</u></p> <p><u>①現況が針葉樹人工林</u> <u>②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない</u> <u>③周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない</u> <u>④林床に更新樹種が存在しない</u></p> <p>(省略)</p>	<p>・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針 ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、<u>現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在せず、周囲 100m 以内に広葉樹林が存在せず、林床に更新樹種が存在しない</u>森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。</p> <p>(省略)</p>
51	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、<u>高性能林業機械の活用や列状間伐の実施</u>など、施業の省力化・効率化に努めることとします。</p> <p>(省略)</p>	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、列状間伐の<u>導入</u>など施業の省力化・効率化に努めることとします。</p> <p>(省略)</p>



頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）																																																																
	<p>【間伐の標準的な施業体系】                      一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。                      なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>表 16 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p>	<p>【間伐の標準的な施業体系】                      一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。                      なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>表 17 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p>																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹種</th> <th rowspan="2">施業体系</th> <th rowspan="2">植栽本数 (本/ha)</th> <th colspan="5">間伐を実施すべき標準的な林齢(年)</th> <th rowspan="2">標準的な方法</th> </tr> <tr> <th>初回</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>疎仕立て</td> <td>2,000本</td> <td>25~</td> <td>40~</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>疎仕立て</td> <td>2,000本</td> <td>25~</td> <td>40~</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	スギ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹種</th> <th rowspan="2">施業体系</th> <th rowspan="2">植栽本数 (本/ha)</th> <th colspan="5">間伐を実施すべき標準的な林齢(年)</th> <th rowspan="2">標準的な方法</th> </tr> <tr> <th>初回</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>中仕立て ~ 密仕立て</td> <td>3,000本 ~</td> <td>15~</td> <td>25~</td> <td>35~</td> <td>55~</td> <td>75~</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>中仕立て ~ 密仕立て</td> <td>3,000本 ~</td> <td>15~</td> <td>25~</td> <td>35~</td> <td>55~</td> <td>75~</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	ヒノキ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
樹種	施業体系				植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法																																																							
		初回	2回目	3回目		4回目	5回目																																																											
スギ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																										
ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																										
樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法																																																										
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目																																																											
スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																										
ヒノキ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																										

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）									前計画（令和 4 年 12 月変更）
	スギ	中仕立て ～ 密仕立て	3,000本 ～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	
66	ヒノキ	中仕立て ～ 密仕立て	3,000本 ～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	<p>・なお、植栽本数を 1,000～2,000 本/ha とする場合は、林分の状況に応じ、初回及び 2 回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。</p> <p>(省略)</p> <p>【保育の標準的な施業体系】 一般的な施業体系では、下刈り 7～10 回、除伐 3～5 回、つる切り 1～2 回、枝打ち 3～6 回行います。 なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、<u>特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ</u>、必要に応じて行うこととします。</p> <p>(省略)</p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）																		
69	<p style="text-align: center;">表 19 基幹路網の現状</p> <p style="text-align: center;">単位 延長：km</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>路線数</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹路網</td> <td>433</td> <td>685</td> </tr> <tr> <td>うち林業専用道</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、<u>主伐・再造林</u>や搬出間伐の促進が求められています。</p> <p>これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。</p> <p>具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要となる情報の提供<u>及び公開並びに助言及び</u>あっせんなどを推進します。</p> <p>市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。</p>	区 分	路線数	延長	基幹路網	433	685	うち林業専用道	0	0	<p style="text-align: center;">表 20 基幹路網の現状</p> <p style="text-align: center;">単位 延長：km</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>路線数</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹路網</td> <td>433</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>うち林業専用道</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、搬出間伐の促進が求められています。</p> <p>これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。</p> <p>具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要となる情報の提供<u>や助言</u>、あっせんなどを推進します。</p> <p>市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。</p>	区 分	路線数	延長	基幹路網	433	680	うち林業専用道	0	0
区 分	路線数	延長																		
基幹路網	433	685																		
うち林業専用道	0	0																		
区 分	路線数	延長																		
基幹路網	433	680																		
うち林業専用道	0	0																		

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
70	<p>(省略)</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>三重県の林業<u>就業</u>者は年々減少を続け<u>て</u>いるとともに、高齢者が高い割合を占めています。</p> <p>健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業<u>就業</u>者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。</p> <p>新たに林業に<u>就業</u>する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、<u>次代を担う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営する</u>とともに、<u>地域の実態に応じた林業への新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます</u>。</p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組<u>む</u>こととします。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>三重県の林業<u>従事</u>者は年々減少を続け<u>ている</u>とともに、<u>現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として</u>高齢者が高い割合を占めています。</p> <p>健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業<u>従事</u>者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。</p> <p>新たに林業に<u>従事</u>する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、<u>平成 31 年度に開講した</u>「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行う <u>こととして</u>います。</p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組<u>み</u>ます。</p> <p>(省略)</p>
71	<p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進しま</p>	<p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進しま</p>

頁	本計画（令和5年12月樹立）	前計画（令和4年12月変更）																																																																																				
72	<p>す。 また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、<u>合法伐採木材の流通及び利用等を通じ</u>、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を<u>地域一体となって推進するよう努める</u>とともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。</p> <p>(省略)</p> <p>第4 森林の保全に関する事項 1 森林の土地の保全に関する事項 (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区</p> <p>表 21 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 単位 面積：ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所在</th> <th rowspan="2">面積</th> <th rowspan="2">留意すべき事項</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松阪市</td><td>—</td><td>15,192</td><td rowspan="11">(省略)</td><td rowspan="11">水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林</td></tr> <tr><td>多気町</td><td>—</td><td>493</td></tr> <tr><td>明和町</td><td>—</td><td>15</td></tr> <tr><td>大台町</td><td>—</td><td>13,874</td></tr> <tr><td>伊勢市</td><td>—</td><td>198</td></tr> <tr><td>鳥羽市</td><td>—</td><td>1,020</td></tr> <tr><td>志摩市</td><td>—</td><td>1,150</td></tr> <tr><td>玉城町</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>南伊勢町</td><td>—</td><td>3,836</td></tr> <tr><td>度会町</td><td>—</td><td>3,359</td></tr> <tr><td>大紀町</td><td>—</td><td>7,459</td></tr> </tbody> </table>	所在		面積	留意すべき事項	備考	市町	地区	松阪市	—	15,192	(省略)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	多気町	—	493	明和町	—	15	大台町	—	13,874	伊勢市	—	198	鳥羽市	—	1,020	志摩市	—	1,150	玉城町	—	1	南伊勢町	—	3,836	度会町	—	3,359	大紀町	—	7,459	<p>す。 また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大<u>など</u>、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制を整備するとともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。</p> <p>(省略)</p> <p>第4 森林の保全に関する事項 1 森林の土地の保全に関する事項 (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区</p> <p>表 22 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 単位 面積：ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所在</th> <th rowspan="2">面積</th> <th rowspan="2">留意すべき事項</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松阪市</td><td>—</td><td>15,109</td><td rowspan="11">(省略)</td><td rowspan="11">水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林</td></tr> <tr><td>多気町</td><td>—</td><td>493</td></tr> <tr><td>明和町</td><td>—</td><td>15</td></tr> <tr><td>大台町</td><td>—</td><td>13,775</td></tr> <tr><td>伊勢市</td><td>—</td><td>198</td></tr> <tr><td>鳥羽市</td><td>—</td><td>982</td></tr> <tr><td>志摩市</td><td>—</td><td>1,150</td></tr> <tr><td>玉城町</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>南伊勢町</td><td>—</td><td>3,834</td></tr> <tr><td>度会町</td><td>—</td><td>3,315</td></tr> <tr><td>大紀町</td><td>—</td><td>7,423</td></tr> </tbody> </table>	所在		面積	留意すべき事項	備考	市町	地区	松阪市	—	15,109	(省略)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	多気町	—	493	明和町	—	15	大台町	—	13,775	伊勢市	—	198	鳥羽市	—	982	志摩市	—	1,150	玉城町	—	1	南伊勢町	—	3,834	度会町	—	3,315	大紀町	—	7,423
所在		面積	留意すべき事項				備考																																																																															
市町	地区																																																																																					
松阪市	—	15,192	(省略)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林																																																																																		
多気町	—	493																																																																																				
明和町	—	15																																																																																				
大台町	—	13,874																																																																																				
伊勢市	—	198																																																																																				
鳥羽市	—	1,020																																																																																				
志摩市	—	1,150																																																																																				
玉城町	—	1																																																																																				
南伊勢町	—	3,836																																																																																				
度会町	—	3,359																																																																																				
大紀町	—	7,459																																																																																				
所在		面積	留意すべき事項	備考																																																																																		
市町	地区																																																																																					
松阪市	—	15,109	(省略)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林																																																																																		
多気町	—	493																																																																																				
明和町	—	15																																																																																				
大台町	—	13,775																																																																																				
伊勢市	—	198																																																																																				
鳥羽市	—	982																																																																																				
志摩市	—	1,150																																																																																				
玉城町	—	1																																																																																				
南伊勢町	—	3,834																																																																																				
度会町	—	3,315																																																																																				
大紀町	—	7,423																																																																																				

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
72	<p>(省略)</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項          土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。</p> <p><u>また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項          土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。</p>
77	<p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項          健全な森林の育成により病虫害、寒風害などに対する耐性の高い人工林、天然林を育成するとともに、<u>ICTを活用した新たな捕獲技術の普及等</u>により獣害の抑制に貢献することを目指します。また、病虫害や獣害を早期に発見し、迅速な対応を行うため、日常の森林巡視により森林の状態を監視します。</p> <p>(省略)</p> <p>第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>(省略)</p>	<p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項          健全な森林の育成により病虫害、寒風害などに対する耐性の高い人工林、天然林を育成するとともに、<u>野生鳥獣の餌場となる広葉樹林の育成</u>により獣害の抑制に貢献することを目指します。また、病虫害や獣害を早期に発見し、迅速な対応を行うため、日常の森林巡視により森林の状態を監視します。</p> <p>(省略)</p> <p>第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>(省略)</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月樹立）	前計画（令和 4 年 12 月変更）
81	<p>(2) その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針</p> <p>森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。</p> <p>また、<u>市町村森林整備計画において</u>、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。</p> <p>なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。</p> <p>(省略)</p>	<p>(2) その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針</p> <p>森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。</p> <p>また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。</p> <p>なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。</p> <p>(省略)</p>
82	<p>第 6 計画量等</p> <p>[全国森林計画に即した計画量としました]</p>	<p>第 6 計画量等</p> <p>[全国森林計画に即した計画量としました]</p>

南伊勢地域森林計画書（案）  
（南伊勢森林計画区）

計画期間 自 令和6年（2024）年4月1日  
至 令和16年（2034）年3月31日

三重県



【資料 2 - 2】

## 目 次

## I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	2 3
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	2 7

## II 計画事項

第 1	計画の対象とする森林の区域	3 2
第 2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1)	森林の整備及び保全の目標	3 3
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	3 4
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3 9
2	その他必要な事項	4 0
第 3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4 1
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	4 3
(3)	その他必要な事項	4 3
2	造林に関する事項	
(1)	人工造林に関する指針	4 4
(2)	天然更新に関する指針	4 6
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	4 7
(4)	その他必要な事項	4 7
3	間伐及び保育に関する事項	
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	5 1
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	5 3
(3)	その他必要な事項	5 4
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5 5

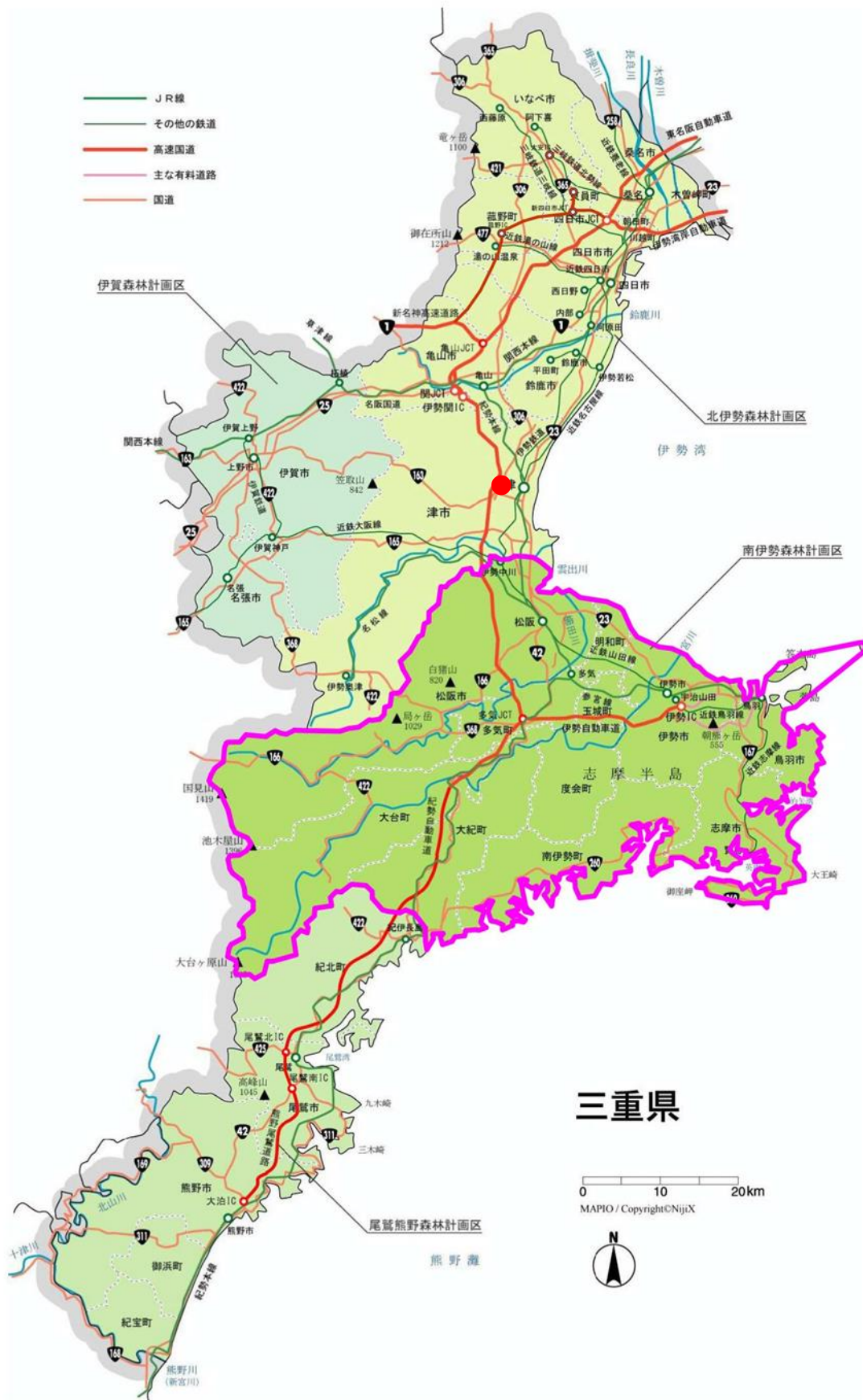
## 【資料2-2】

(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	6 2
(3)	その他必要な事項	6 3
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	6 6
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	6 7
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	6 8
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	6 8
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	6 8
(6)	その他必要な事項	6 8
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	6 9
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	6 9
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	7 0
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	7 1
(5)	その他必要な事項	7 1
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	7 2
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	7 2
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7 2
(4)	その他必要な事項	7 3
2	保安施設に関する事項	
(1)	保安林の整備に関する方針	7 4
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	7 4
(3)	治山事業の実施に関する方針	7 4
(4)	特定保安林の整備に関する事項	7 4
(5)	その他必要な事項	7 5
3	鳥獣害の防止に関する事項	
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害	

## 【資料 2 - 2】

の防止の方法に関する方針	76
(2) その他必要な事項	76
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	77
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	78
(3) 林野火災の予防の方針	78
(4) その他必要な事項	79
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準	80
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	80
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	82
2 間伐面積	82
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	82
4 林道の開設及び拡張に関する計画	83
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	88
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	89
(3) 実施すべき治山事業の数量	89
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	89
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	90
2 その他必要な事項	95

南伊勢森林計画区の位置図



# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### 1) 地域の概要

#### (1) 南伊勢森林計画区の概要

南伊勢森林計画区は全国森林計画の宮川広域流域に属し、本県中部を東西に横断しています。東西方向は最大約 90km、南北方向は最大約 60km の幅を持ち、その面積は 2,276.3km<sup>2</sup> と、県土面積の 39.4% を占めています。

南伊勢森林計画区を構成する市町村は 4 市 7 町で、自然条件、社会条件等から下表のとおり大きく 4 つの地域に分けることができます。

表 1 各地域と市町一覧

地域	構成市町
櫛田川流域	松阪市
宮川流域	多気町、明和町、大台町、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町
熊野灘沿岸地域	南伊勢町
志摩半島地域	鳥羽市、志摩市

北は北伊勢森林計画区の津市と奈良県に、西は台高山脈を隔てて奈良県に、南西は台高山脈の支脈を境に尾鷲熊野森林計画区の紀北町にそれぞれ接し、南東は熊野灘に、北東から東にかけては伊勢湾に面しています。本計画区には木材産業集積地である松阪市が含まれています。また、大規模マーケットである大阪、名古屋から直線距離で 100km 前後の位置にあります。



図1 南伊勢森林計画区の位置 1

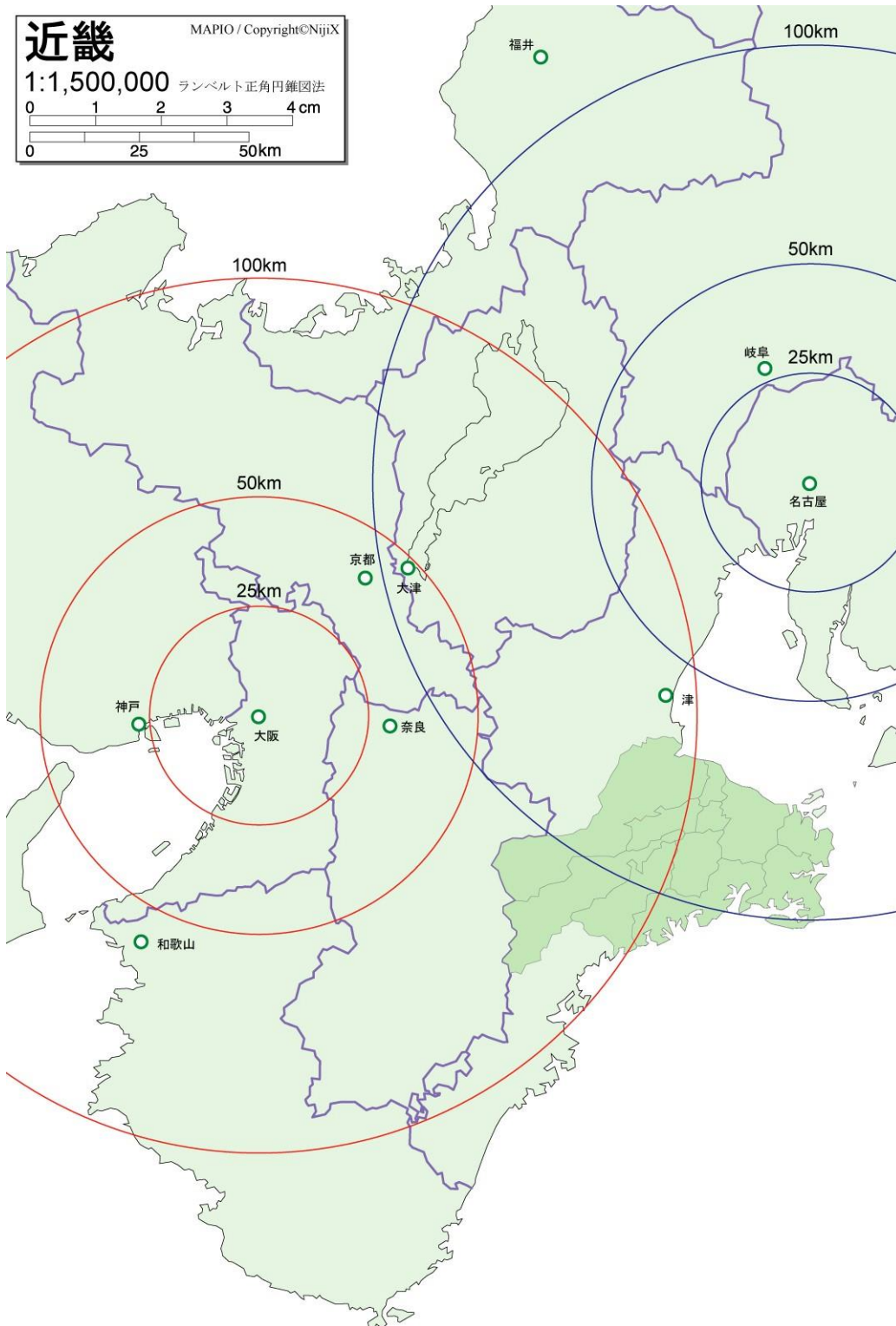


図2 南伊勢森林計画区の位置2



## (2) 地形

地形は山地が多く、平坦地は櫛田川・宮川河岸と伊勢湾に注ぐ河口部にみられるのみです。奈良県との境には紀伊山地の主脈の一つである台高山地があり、高見山（1,248m）から三重県の最高峰大台ヶ原の日出ヶ岳（1,695m）まで、標高1,200～1,700m級の急峻で起伏の激しい壮年期の山地が連なります。日出ヶ岳に源を発する宮川の最上流部に位置する大杉谷は、原生林に覆われた深いV字谷をなし、豪快な滝と深い淵や激流が続く峡谷を形成しています。櫛田川の北を東西に走る高見山地は、高見山を主峰として、標高1,000～1,200mの山系が連なり、東に向かって次第に高度を減じ、近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）付近では丘陵性の山麓を形成しています。

主な河川は、櫛田川と宮川があり両川とも台高山脈に源を発し、県の中央部に広がる伊勢平野の南寄りを平行して東に流れ伊勢湾に注いでいます。このうち、北側を流れる櫛田川は、松阪市の中央を貫流して伊勢湾に注いでいます。他方、宮川は本流と、その支流の大内山川に二分されますが、大台町の中央部を縦貫する宮川に大紀町を貫流してきた大内山川が近畿自動車道紀勢線（紀勢自動車道）大宮大台 IC 付近で合流し、度会町を経て伊勢市内で伊勢湾に注いでいます。

志摩半島の的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾一帯の平坦地は隆起海食台地としては日本最大の広さを持ち、緩やかな起伏の続く台地とリアス式海岸の景観は雄大で美しく、伊勢志摩国立公園の主要部をなしています。熊野灘に面した地域は、標高500～700mの山々が急斜面を形成して海に迫り、出入りが激しい雄大なリアス海岸を形成しています。本計画区の中西部は、雄大で変化に富んだ山岳・溪谷の景勝地が多く、宮川上流は吉野熊野国立公園に、その中流域は奥伊勢宮川峡県立自然公園に、また、櫛田川上流は室生赤目青山国定公園と香肌峡県立自然公園に指定されています。

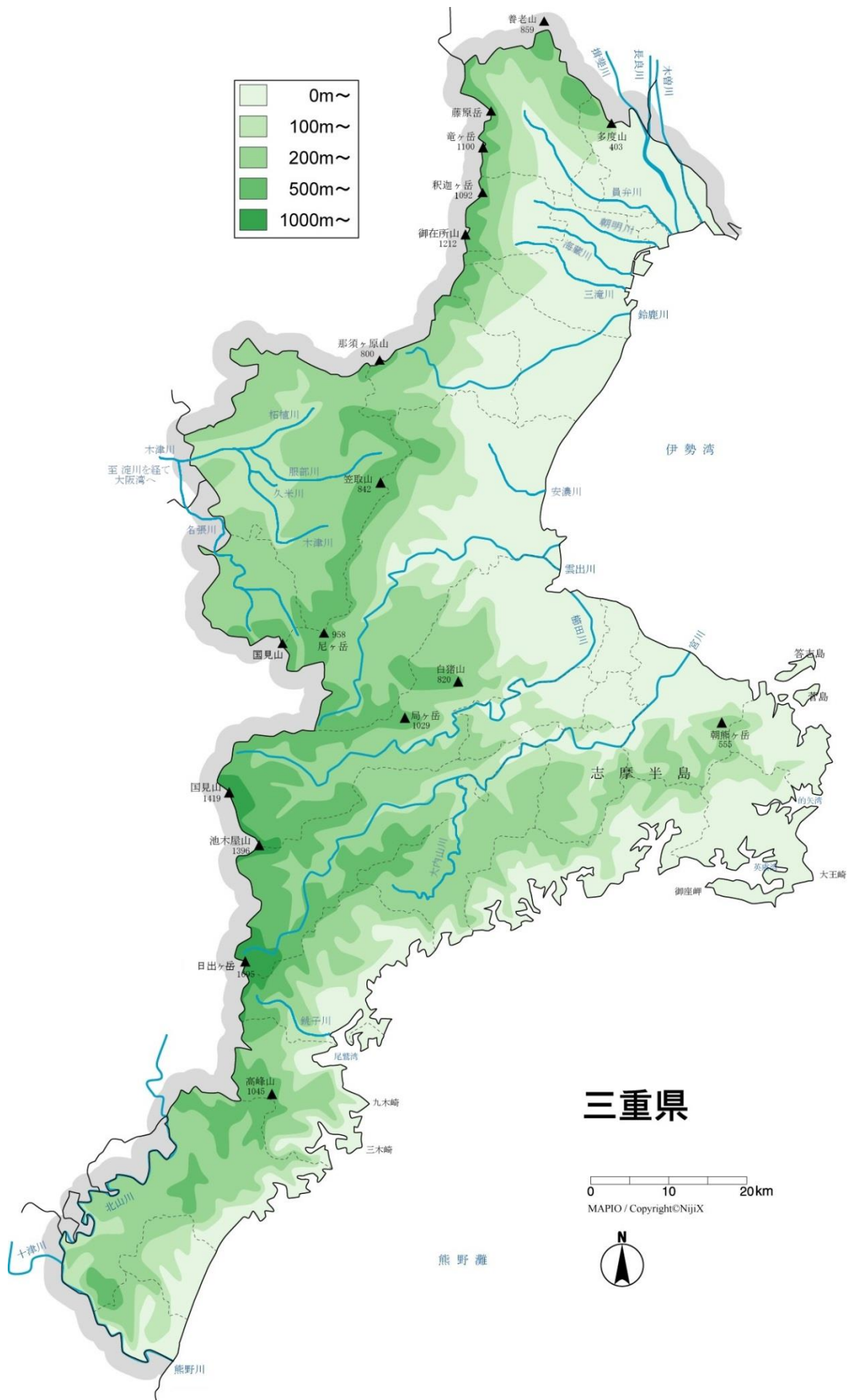


図3 三重県の地形

### (3) 地質・土壌

地質は、櫛田川に沿って東西に走る大断層の中央構造線によって南北に二分されます。櫛田川溪谷はこの構造線に沿って生じたもので、この北側の地質は領家帯に属し、主な基岩は片麻岩、花崗閃緑岩です。

一方、中央構造線の南側の地質は順次帯状に、北から長瀬変成帯とよばれる結晶片岩類からなるもの、次いで秩父帯と呼ばれ、主として秩父古生層の砂岩・頁岩・チャート・石灰岩からなるもの、さらに生浦湾から五ヶ所湾を経て大紀町柏崎付近に至る断層、「仏像線」を境に四万十累層群とも呼ばれる時代不明の中生代層で砂岩・頁岩からなる日高帯の順に並んでいます。また、宮川・五十鈴川の平野部には沖積層が、志摩半島には第四紀洪積層の志摩層群と呼ばれる薄い地層が海食台地の表面を覆って発達しています。

森林土壌は、上記基岩の風化物と、その堆積層を母材とし、旧飯高町・旧宮川村の山間部には褐色森林土壌が広く分布してスギ・ヒノキの適地となっており、特に松阪市の奈良県境付近において生産力が高くなっています。しかし、中腹以下には乾性褐色森林土壌が分布し、生産力はやや低下します。秩父古生層地帯に位置する度会町より西の大紀町では、褐色森林土壌が広く分布し、地味は良好でスギ・ヒノキの適地が多くなっています。

これに対し、松阪市東南部に広がる丘陵地には赤色土壌・灰色低質土壌が分布し生産力は低くなっています。伊勢市周辺には生産力の比較的低い乾性褐色森林土壌が、また、玉城町周辺の丘陵地には赤色土壌が分布しています。

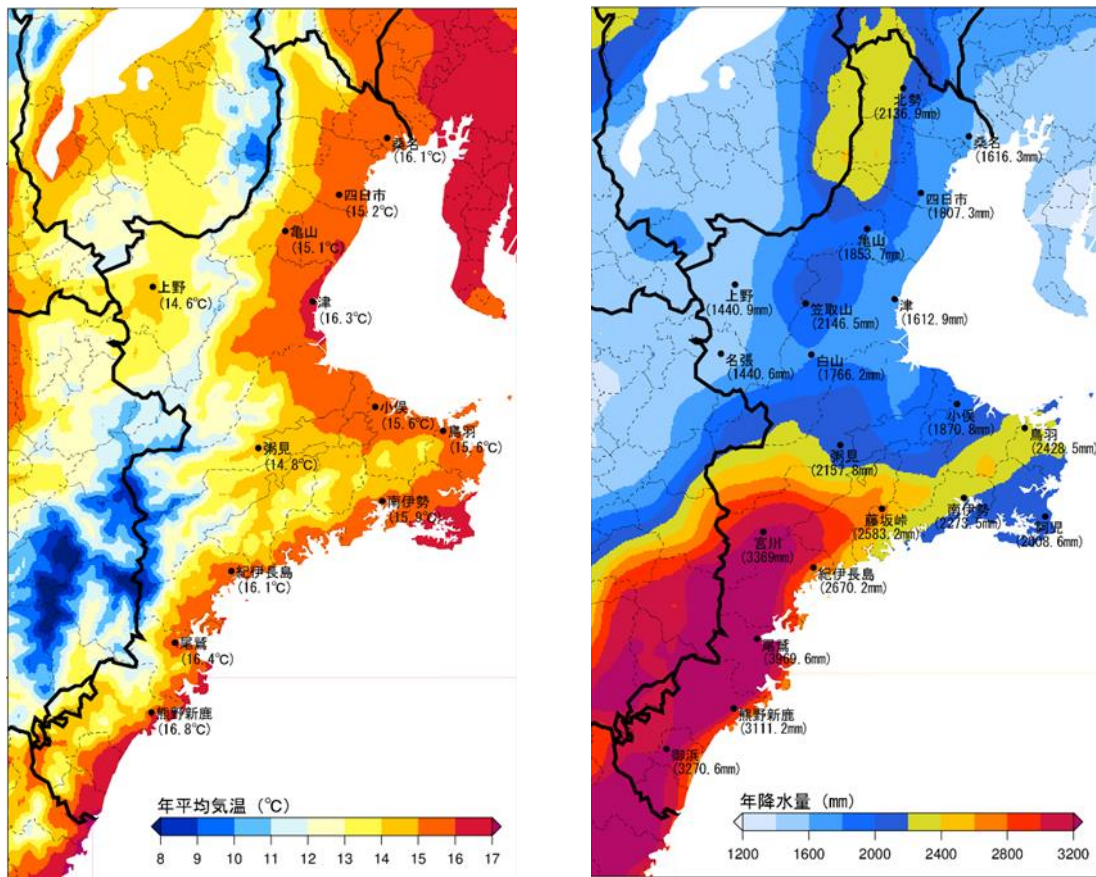
鳥羽市沿岸部の山地やこれに続く志摩半島の土壌は、層位が未分化で乾燥し、緊密度の高い未熟土で、生産力のきわめて低い土壌です。四万十累層群地帯の南伊勢町・大紀町錦地区の熊野灘に面した急峻な山地の大部分には、有機物が少なく有効土層も浅い生産力の低い乾性褐色森林土壌が分布していますが、谷沿いには生産力の高い褐色森林土壌も細長く分布しています。

#### (4) 気象

気候は概して太平洋側の気候型を示し温暖です。年平均気温は、橿田川流域の粥見（松阪市飯南町粥見）で 14.8℃、宮川流域の小俣（伊勢市小俣町明野）で 15.6℃、熊野灘沿岸地域の南伊勢（度会郡南伊勢町船越）で 15.9℃、志摩半島地域の鳥羽（鳥羽市鳥羽）で 15.6℃と、概ね 14～16℃ですが、沿岸部のほうが比較的温暖な傾向にあります。

年間降水量は橿田川流域の粥見が 2,157.8mm、宮川流域の小俣が 1,870.8mm、宮川（多気郡大台町久豆）が 3,369.0mm、藤坂峠（度会郡大紀町永会字中河内）が 2,583.2mm、熊野灘沿岸地域の南伊勢が 2,273.5mm、志摩半島地域の鳥羽が 2,428.5mm、阿児（志摩市阿児町鶉方）が 2,008.6mm と、地域間で大きな差があります。積雪量は計画区全般にわたって比較的少ない傾向にありますが、山間部では凍結・積雪も見られます。

【平年値】：1991（平成3）年～2020（令和2）年の30年間のアメダス平均値



提供：津地方気象台

図4 三重県の年平均気温と年降水量

## (5) 交通

交通網についてみると、鉄道は、松阪市から多気町を經由し本計画区の中央を通過して和歌山県新宮市に至る JR 紀勢本線、多気町内で JR 紀勢本線から分岐して伊勢湾沿いに鳥羽市に至る JR 参宮線、松阪市から伊勢市、鳥羽市を經由して志摩市に至る近畿日本鉄道があります。道路は、松阪市から多気町を經由して伊勢市、鳥羽市に至る近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）及び伊勢二見鳥羽ライン、多気町で近畿自動車道から分岐して尾鷲市、熊野市に至る近畿自動車道紀勢線（紀勢自動車道）及び熊野尾鷲道路、松阪市から伊勢湾沿いに伊勢市に至る国道 23 号、松阪市内で国道 23 号から分岐して JR 紀勢本線と並走している国道 42 号、松阪市内で国道 42 号から分岐して櫛田川沿いに進み、松阪市飯高町の高見峠から奈良県に至る国道 166 号、多気町内で国道 42 号から分岐し、桜峠から松阪市飯南町を經由して津市に至る国道 368 号、伊勢市から鳥羽市を經由して志摩市阿児町に至る国道 167 号、志摩市阿児町から英虞湾、五ヶ所湾及び熊野灘沿岸を經由して紀北町に至る国道 260 号、その他主要地方道、県道、市町道が地域の交通網を形成しており、産業・経済活動の基盤となっています。



## (6) 人口

令和2年度の国勢調査によると地域の総人口は432,318人で、県総人口に占める割合は24.4%です。昭和60年の496,419人をピークに減少に転じており、平成27年から令和2年にかけては、三重県全体で2.51%の減少となっている中、南伊勢森林計画区全体で4.77%と県全体を大きく上回るペースで人口が減少しています。

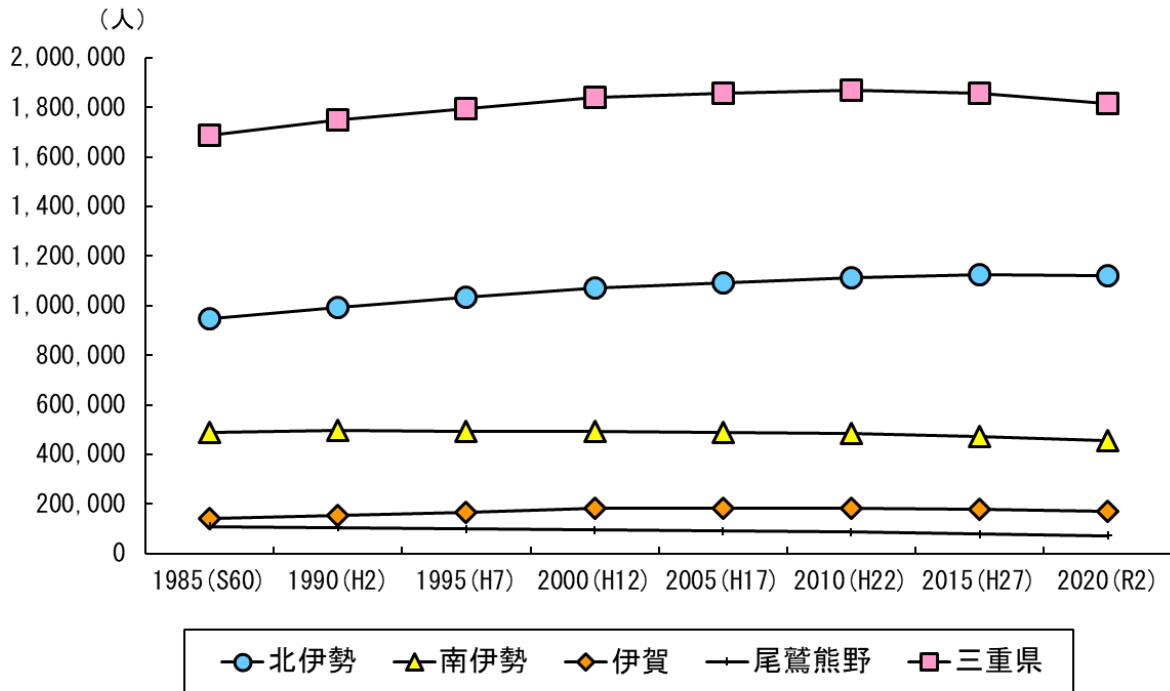


図6 三重県及び各地域の人口の推移

(出典：国勢調査)

## (7) 産業

令和元年度の南伊勢森林計画区の総生産額は、1,518,730百万円です。産業別にその内訳を見ると、第1次産業が2.1%、第2次産業が30.6%、第3次産業が67.4%と、第3次産業が主要産業となっています。

表2 三重県及び各地域の生産額

地 域	令和元年度 市町内総生産額 (上段：生産額(百万円) / 下段：総額に占める割合(%))			
	総額	第1次産業	第2次産業	第3次産業
三重県	8,086,393	78,827	3,318,685	4,653,075
		1.0%	41.2%	57.8%
北伊勢森林計画区	5,565,740	28,876	2,390,432	3,121,787
	(68.8%)	0.5%	43.1%	56.3%
南伊勢森林計画区	1,518,730	31,082	462,057	1,018,867
	(18.8%)	2.1%	30.6%	67.4%
伊賀森林計画区	778,300	8,554	409,165	357,134
	(9.6%)	1.1%	52.8%	46.1%
尾鷲熊野森林計画区	223,623	10,315	57,031	155,287
	(2.8%)	4.6%	25.6%	69.8%

資料出所	県統計課「令和元年度 三重県の市町民経済計算」
	注) 市町内総生産額(総額)は、各産業の合計額に輸入品に課される税・関税等を加算した額。
	総額 = 第一次産業 + 第二次産業 + 第三次産業 + 輸入品に課される税・関税等
	第一次産業・・・農業、林業、水産業口
	第二次産業・・・鉱業、製造業、建設業
	第三次産業・・・電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸業、情報通信業、サービス業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者



## (8) 林業就業者

南伊勢森林計画区では、1980年（昭和55年）に1,661人いた林業就業者は、2005年（平成17年）には3分の1以下の495人まで減少し、2010年（平成22年）では増加に転じたものの、2015年（平成27年）以降は再び減少し、2020年（令和2年）では425人となっています。

なお、この状況は、三重県全体の林業就業者数の推移を見ても同じ傾向を示しています。

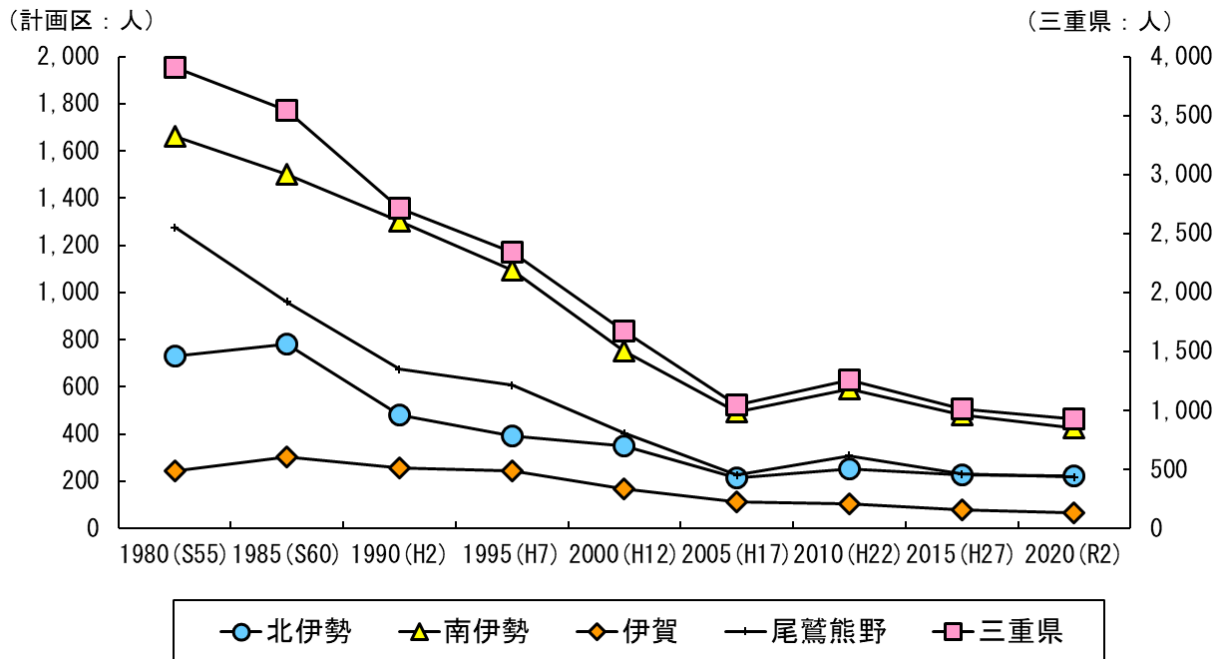


図7 三重県及び各地域の林業就業者数

(出典：国勢調査)

一方、林業就業者の年齢構成については、南伊勢森林計画区では、2010年（平成22）と2020年（令和2）を比べると、全ての年代でほとんど変化がなく、50歳以上の林業就業者が半数以上を占めており、高齢化の状況が続いています。これは、三重県全体の林業就業者の年齢構成の変化を見ても、同じ傾向を示しています。

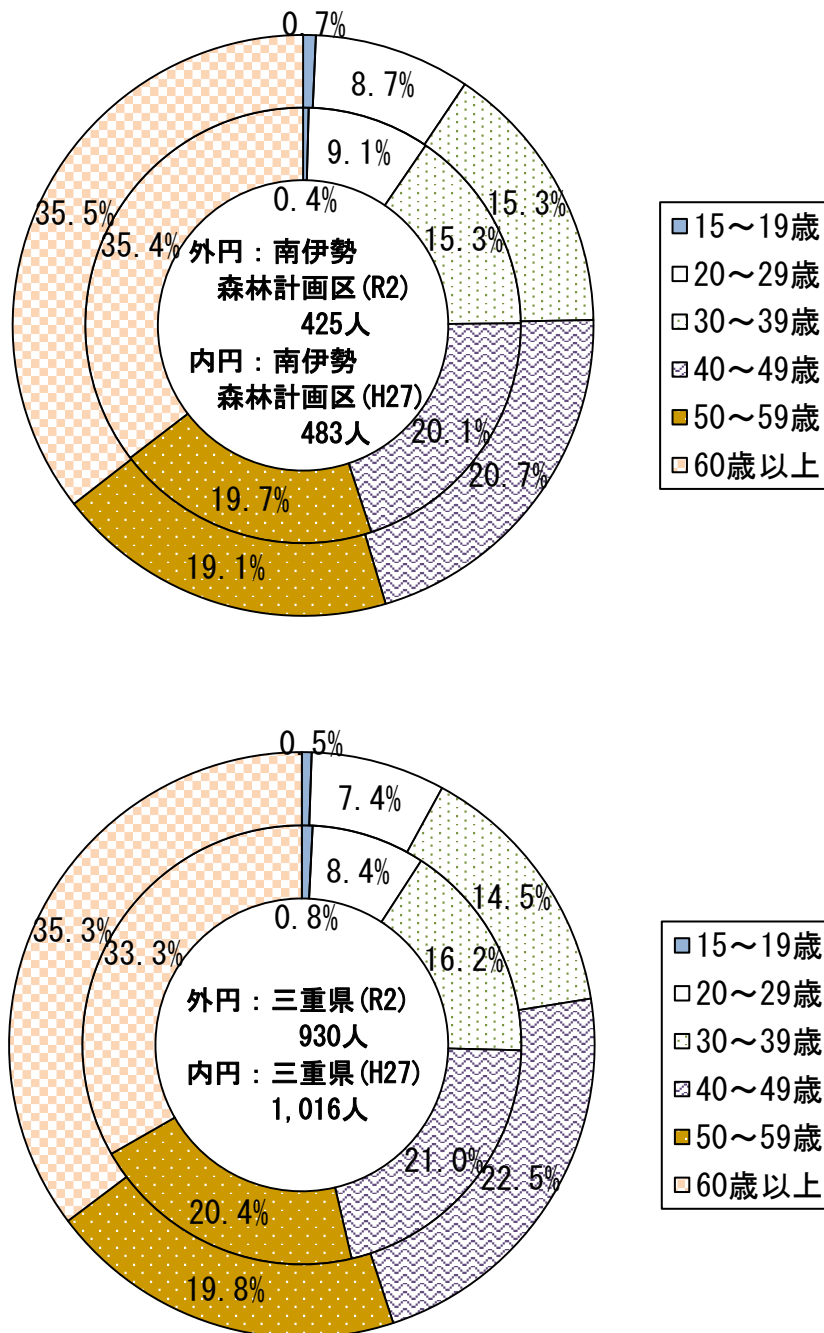


図8 林業就業者の年齢構成割合

(出典：国勢調査)

### (9) 森林組合

南伊勢森林計画区内には4つの森林組合があり、各森林組合の管轄区域は、下図のとおりです。

なお、各組合の概要については（附）参考資料、3 林業の動向（表 40）に記載しています。



図9 森林組合の管轄市町と各組合の概要

## 2) 森林・林業の概要

### (1) 森林率

本計画区の森林面積は、164,413ha、森林率は72.2%であり、三重県全体の森林率（64.4%）よりも高く、森林の占める割合が高いことがうかがえます。

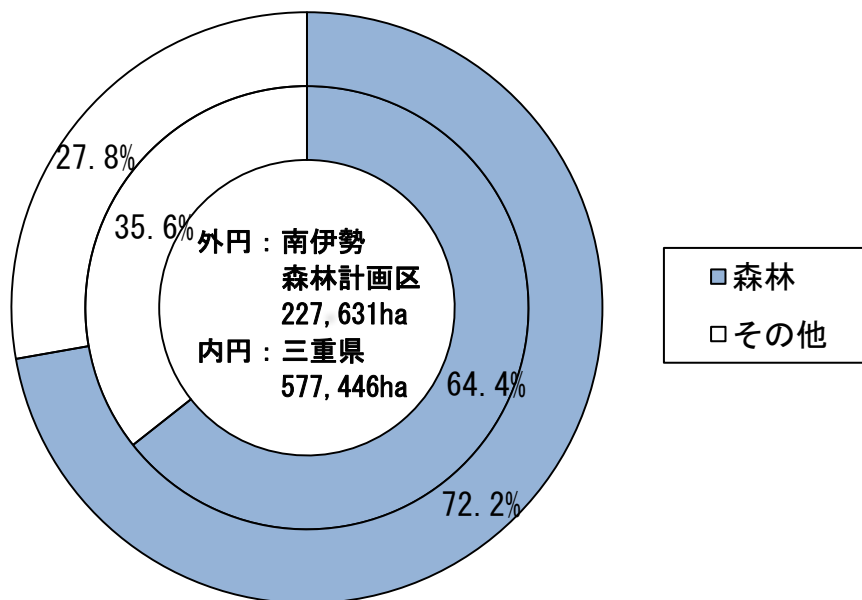


図 10 森林の割合（森林率）

（出典：森林・林業経営課資料）

### (2) 国有林・民有林割合

本計画区の森林面積のうち国有林が占める面積は8,207haで全体の5.0%、民有林は156,206haで95.0%を占めています。

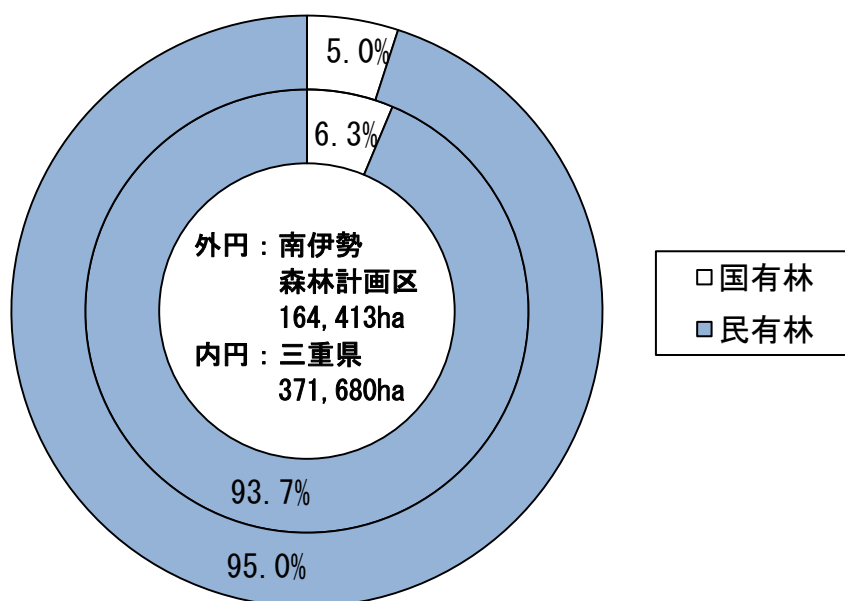


図 11 国有林・民有林の割合

（出典：森林・林業経営課資料）

### (3) 人工林率

人工林面積は90,028 haで、人工林率は57.6%です。これは三重県全体の人工林率（62.5%）を下回っています。

これは、橿田川流域、宮川流域における人工林率は高い（平均67%）ものの、志摩地域、熊野灘沿岸地域では天然林の割合が非常に高いことによるものです。

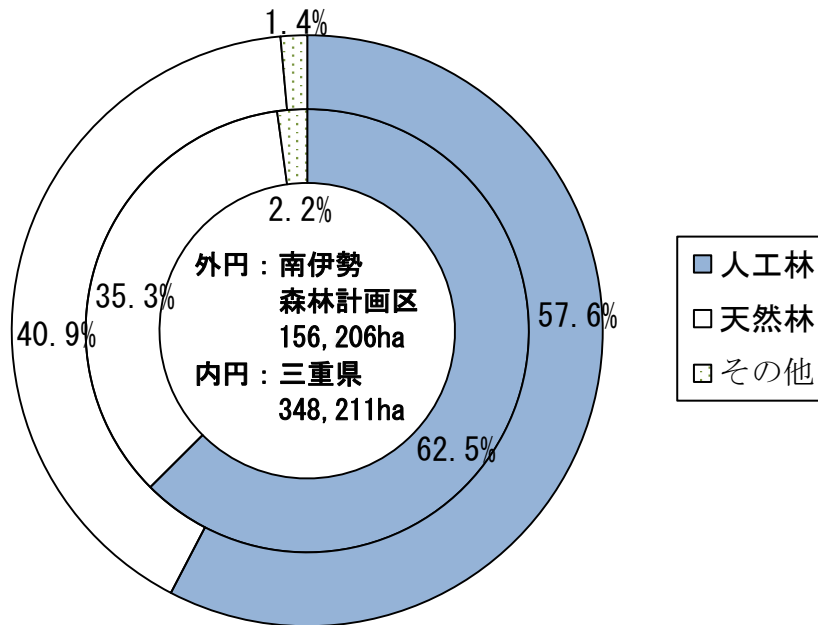


図 12 人工林・天然林等の面積割合 (出典：森林・林業経営課資料)

### (4) 民有林の蓄積

民有林の蓄積は、人工林が2,613万m<sup>3</sup>で78.9%、天然林が700万m<sup>3</sup>で21.1%を占めており、三重県全体に比べて天然林の割合が高くなっています。

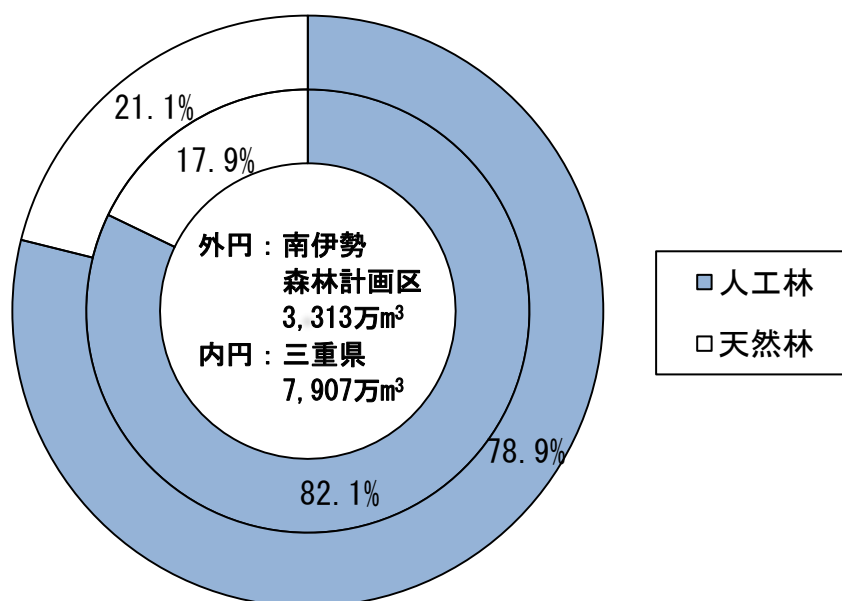


図 13 人工林・天然林等の蓄積割合 (出典：森林・林業経営課資料)

(5) 樹種別面積割合 (人工林)

民有林の人工林における構成樹種別面積は、スギが41,650haで46.3%、ヒノキが41,357haで45.9%、その他針葉樹(マツ等)が6,658haで7.4%、広葉樹が363haで0.4%を占めています。

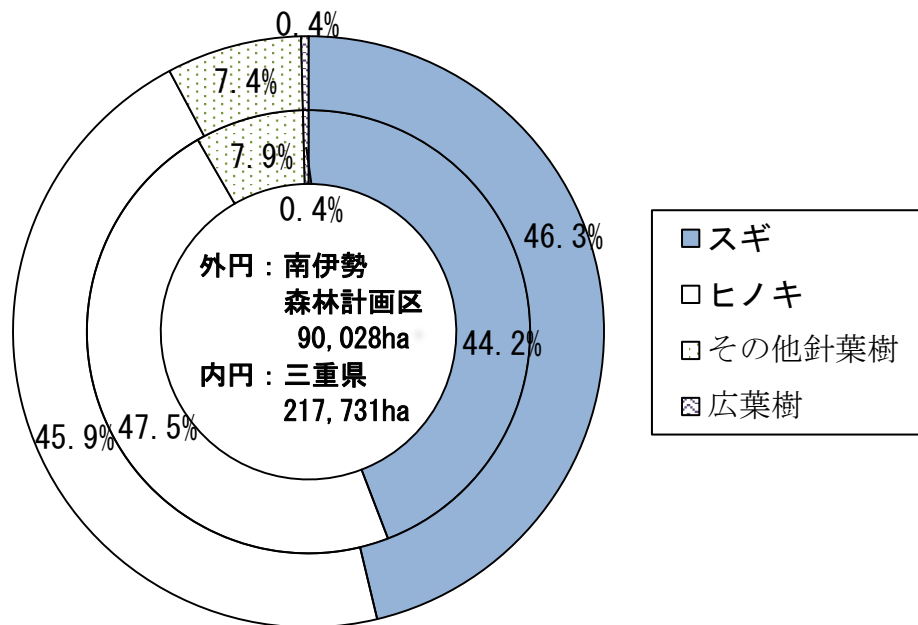


図 14 人工林における樹種別割合

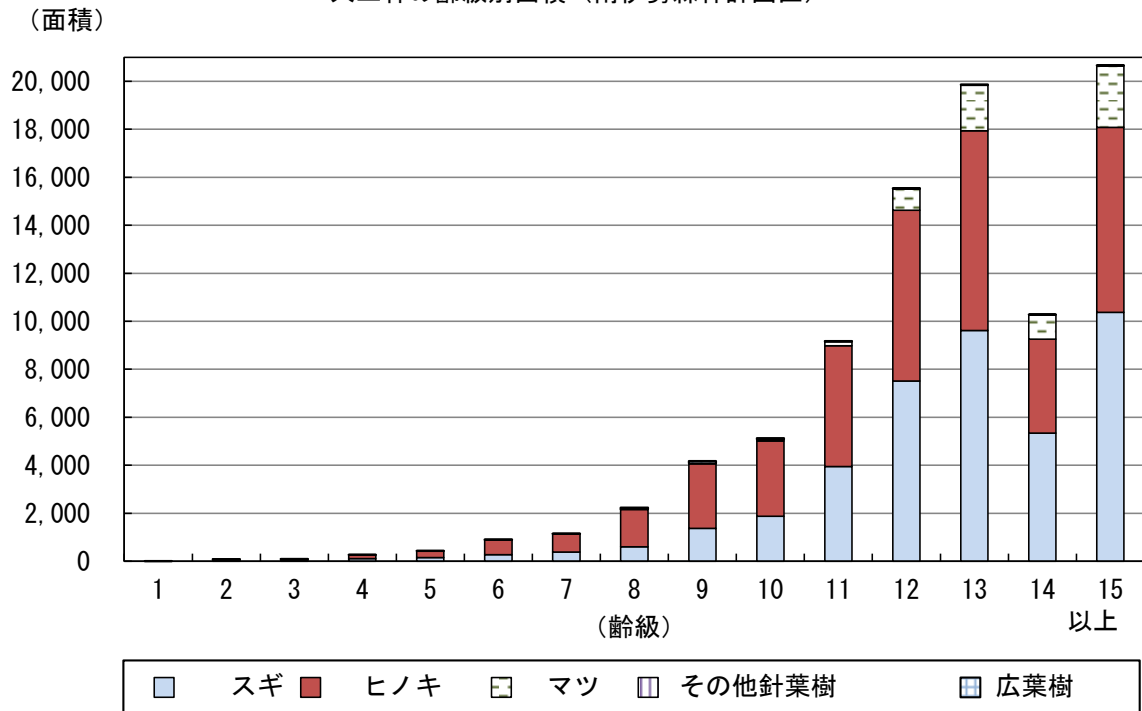
(出典：森林・林業経営課資料)

### (6) 齢級別面積（人工林）

民有人工林の齢級別面積は、13齢級（61～65年生）が最も多く、11齢級以上の人工林面積が83.9%を占めており、非常に高齢林化が進んでいます。

また、三重県全体を見ても、11齢級以上の人工林面積が83.4%と県全体で高齢側にシフトしていることがうかがえます。

人工林の齢級別面積（南伊勢森林計画区）



人工林の齢級別面積（三重県）

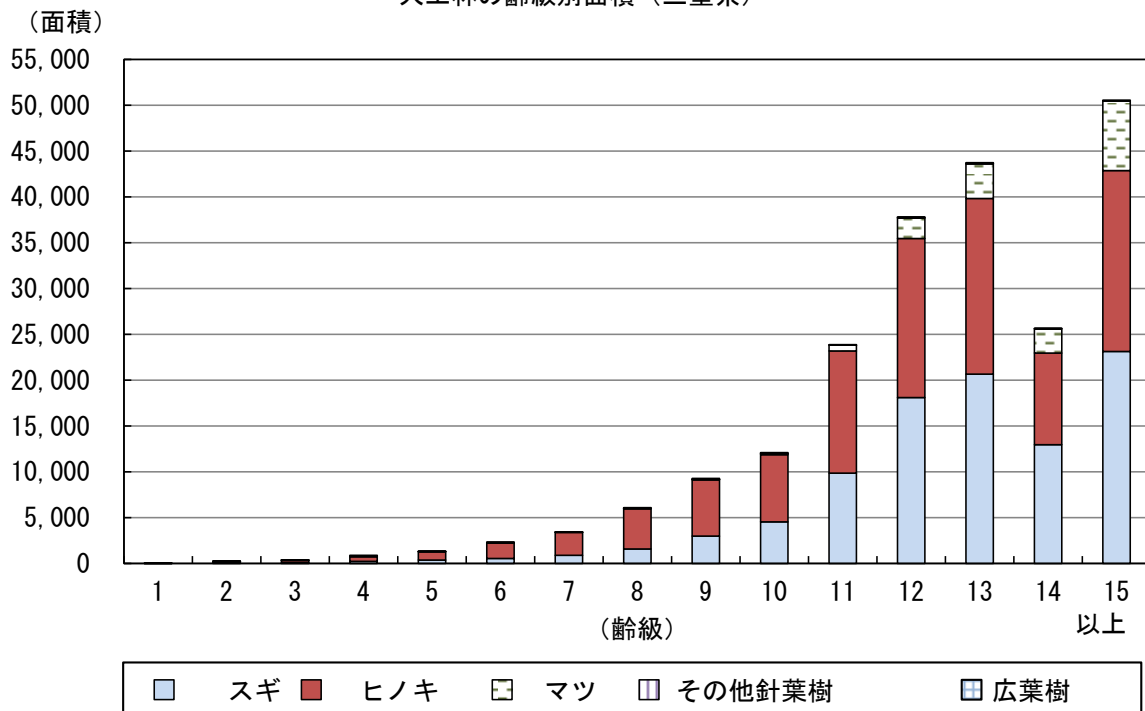


図 15 人工林における齢級別面積割合（出典：森林・林業経営課資料）

### (7) 森林の所有規模

所有規模別林家数は、1ha未満が61.9%、1～5haが26.9%で、あわせて88.8%を占めていますが、三重県全体（90.9%）に比べると小規模所有の林家の割合は低く、比較的大規模森林所有者が多いことがうかがえます。

また、所有規模別面積割合を見てみると、林家数では0.9%にあたる50ha以上の所有者の森林が46.2%を占めるなど、三重県全体（41.1%）に比べて大規模森林所有者の所有森林の面積割合が比較的高いことがうかがえます。

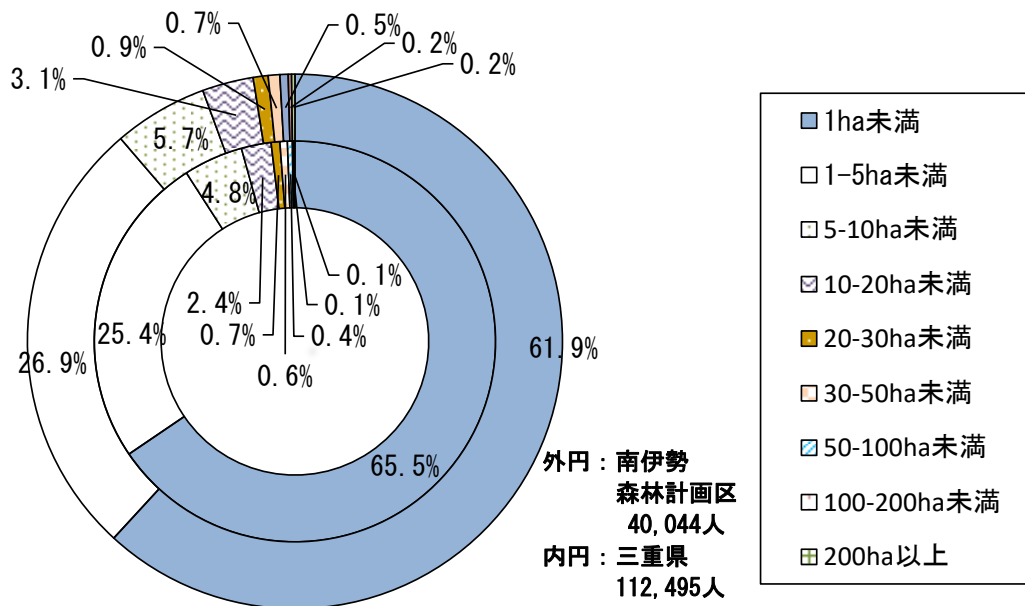


図 16 森林の所有規模別林家数割合

(出典：森林・林業経営課資料)

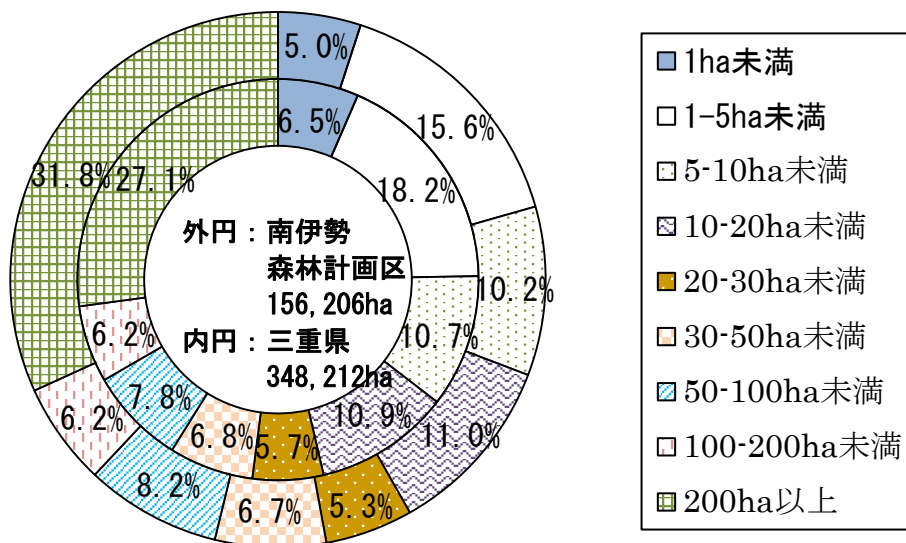


図 17 森林の所有規模別面積割合

(出典：森林・林業経営課資料)



(8) 在村者および不在村者面積

在村者および不在村者別の民有林面積は、在村者面積が74.3%、不在村者面積のうち県内不在村者面積は約8.5%、県外不在村者面積が約17.3%となっており、三重県全体と比べると比較的在村者面積の割合が高くなっています。

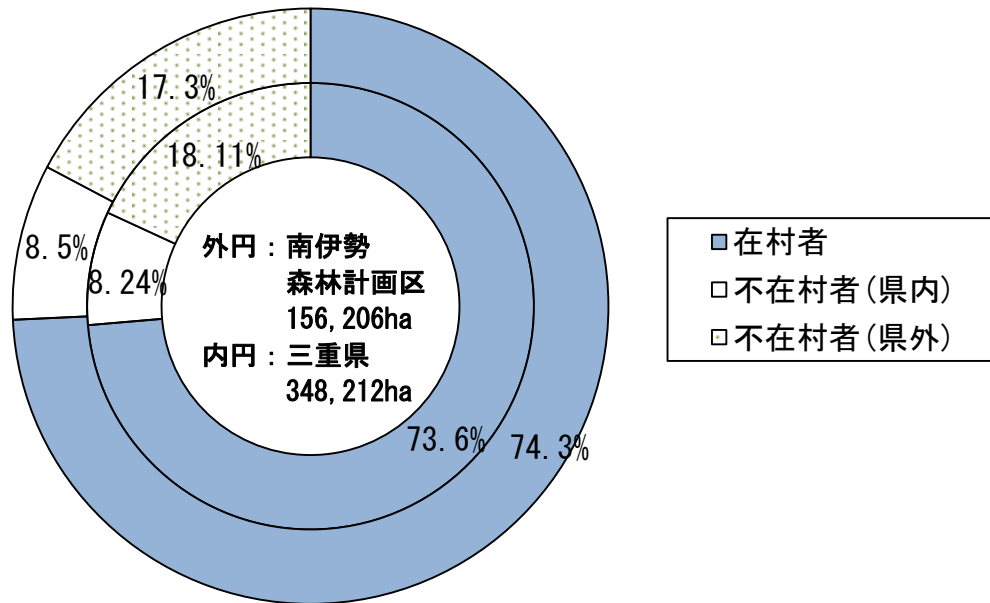


図 18 森林所有者の在村・不在村者別割合

(出典：森林・林業経営課資料)

(9) 保安林面積

民有林の保安林面積は47,201haで、民有林面積の30.2%を占めており、三重県全体と比べると保安林率が高くなっています。

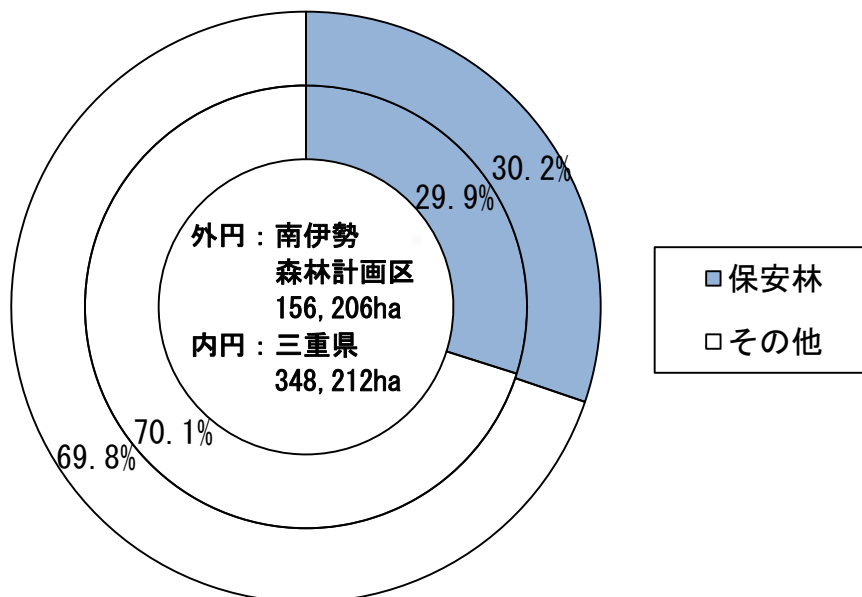


図 19 民有林における保安林面積割合

(出典：治山林道課資料)

## (10) 各地域の森林・林業の概要

### ア 櫛田川流域

この地域の林業は「飯高林業」と称される松阪市飯高町の集約林業地帯に代表される古くからの林業地です。民有林の面積は 41,268ha、このうち人工林は 30,813ha で人工林率は 74.7%と本計画区の中では一番高い人工林率を示しています。

育林技術は吉野林業の影響を受け、密植・多間伐・枝打ちを行う等、良質材生産を目標とした集約的な施業が行われてきましたが、近年では、植栽本数・下刈回数・枝打ち高を減らす等、低コスト化につながる施業も行われています。また、流域内で木質バイオマス発電所が稼働しており、燃料用チップ等の需要があることから、以前は林内に残置されていた低質材も搬出されています。

生産される素材の大部分は松阪市に出荷されますが、一部は奈良県にも出荷されています。

人工林 1ha あたりの蓄積は 334m<sup>3</sup> で、森林資源の成熟とともに、今後ますます素材生産量の拡大が期待できる地域です。

### イ 宮川流域

この地域の林業は、櫛田川流域に比べると林業地帯としては後発地域ですが、戦後の活発な造林活動によって造成された人工林は 47,620ha に及んでおり、民有林面積 77,981ha のうち 61.1%を占めています。住宅様式の変化に伴い、心持柱材生産を目標とした施業から長伐期大径材生産を指向した施業に移行する傾向にあり、生産活動はやや停滞しています。

生産された素材は、大台町の原木市場に集められ、そこを中継点として松阪市内の製材工場等へ流通しています。

また、近年では、原木市場を通さず山土場から製材工場や合板工場へ直接搬入される原木も増加しています。

人工林 1ha 当たりの蓄積は 282m<sup>3</sup> と、成熟しつつある豊富なスギ・ヒノキの資源を有しているため、前述の櫛田川流域と一体となって、素材生産から流通・加工に至る木材の供給体制の整備を行い、地域材の産地化を確立する必要があります。

### ウ 熊野灘沿岸地域

この地域の民有林面積は 20,416ha、このうち人工林は 7,673ha、人工林率は 37.6%と本計画区の平均人工林率 57.6%を大きく下回っており、粗放な天然林の占める割合が高くなっています。林業生産活動は、区有林、町有林、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターによる造林地を中心に行われてきていますが、その活動内容は長期にわたり停滞しています。

人工林のうち、保育、間伐を必要とする若齢林が多く存在しますが、木材価格の低迷により、森林所有者の経営意欲は減退していますが、特用林産物として、

天然林のウバメガシを活用した備長炭の生産活動も行われています。

また、この地域の森林は、変化に富むリアス海岸と調和して美しい自然景観を形成しています。

#### エ 志摩半島地域

この地域の民有林面積は 16,541ha、このうち人工林は 3,922ha、人工林率は本計画区の中では一番低く 23.7%となっています。

林木の生育適地が極めて少ない地域で、臨海部の森林は入江に広がる宅地・農地の間に帯状または塊状に散在しており、林業生産活動はほとんど見られません。

しかし、地域の景観を特徴づけるスダジイ・ウバメガシ等が見られるほか、この地域の森林の全てが、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正利用を図るため伊勢志摩国立公園に指定されています。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

本事項における各表は、前計画の前期5カ年分（H31～R5）に対応する計画量及び実行量（ただし、R5は見込み量）を記載したものです。

### 1) 伐採立木材積

#### ア 計画と実行状況

表3 計画と実行状況（伐採立木材積）

単位 材積：1,000m<sup>3</sup> 実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	248	722	970	197	689	886	79.4	95.4	91.3
針葉樹	242	715	957	190	679	869	78.5	95.0	90.8
広葉樹	6	7	13	7	10	17	116.7	142.9	130.8

注 四捨五入の関係で総数が合わない場合があります

（出典：森林・林業経営課資料）

#### イ 計画と実行結果についての検討

木材価格の低迷や森林所有者の世代交代に伴う林業経営意欲の低下等により、経営管理自体が行われない森林が増加しており、主伐による材積は計画量を下回る結果となりました。また、森林経営管理制度に基づく市町による森林整備が本格化しつつあるものの、間伐による材積についても計画量を下回る結果となりました。

なお、ウッドショックの影響により外国産材の代替として木材需要が発生し、木材価格の高騰がみられたものの、森林所有者による伐採・再造林のための十分な経費の確保にはいたらず、伐採材積の総量としては、実行歩合が91%となり、計画を下回りました。

### 2) 人工造林・天然更新別面積

#### ア 計画と実行状況

表4 計画と実行状況（人工造林・天然更新別面積）

単位 面積：ha 実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
764	349	45.7	525	167	31.8	239	182	76.2

（出典：治山林道課 森林・林業経営課資料）

### イ 計画と実行結果についての検討

木材価格の低迷や林業経営意欲の低下等により、更新を伴う主伐が控えられたことから、人工造林、天然更新共に計画量を下回りました。

## 3) 間伐面積

### ア 計画と実行状況

表5 計画と実行状況（間伐面積）

単位 面積：ha 実行歩合：%

間伐面積		
計画	実行	実行歩合
13,397	9,773	73.0

### イ 計画と実行結果についての検討

木材価格の低迷や森林所有者の世代交代に伴う林業経営意欲の低下等により、経営管理自体が行われない森林が増加しており、計画量を下回る結果となりました。

## 4) 林道の開設又は拡張の数量

### ア 計画と実行状況

表6 計画と実行状況（林道の開設又は拡張の数量）

単位 延長：km 箇所数：箇所 実行歩合：%

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	18.5	3.1	16.8	90	13	14.4
基幹林道	18.5	3.1	16.8	90	13	14.4
林業専用道	-	-	-	-	-	-

（出典：治山林道課資料）

### イ 計画と実行結果についての検討

林道等の開設又は拡張については、資材価格の高騰等による開設・拡張単価の増加や、県・市町の厳しい財政状況等により、計画量を大きく下回ったものの、既設林道を核とした集約的な森林施業を実施するための森林作業道を約 131 km開設し、補完しています。

## 5) 保安施設の数量

### ア 保安林の指定又は解除の面積

#### ① 計画と実行状況

表7 計画と実行状況（保安林の指定又は解除の面積）

単位 面積：ha 実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源の <sup>かん</sup> 涵養	33,485	34,496	103.0%	0	0	—
災害の防備	12,074	12,210	101.1%	0	0	—
保健・風致の保存	2,880	2,880	100.0%	0	0	—

注) 保安林の指定面積は累計

(出典：治山林道課資料)

#### ② 計画と実行結果についての検討

保安林の指定に関しては、計画どおり実行されました。

### イ 保安施設地区の指定

該当なし

## 6) 治山事業の実施

### ア 計画と実行状況

表8 計画と実行状況（治山事業の施行地区数）

単位 箇所：ヶ所 実行歩合：%

治山事業施行地区数		
計画	実行	実行歩合
65	37	56.9%

#### イ 計画と実行結果についての検討

治山事業については、過去の事業実績から想定して計画量を設定しましたが、前計画の期間内における被災箇所が少なかったことにより、実行箇所が減少し計画量を下回る結果となりました。

## 7) 要整備森林の施業の区分別面積

### ア 計画と実行状況

表9 計画と実行状況（要整備森林の区分別面積）

単位 面積：ha 実行歩合：%

施業区分		計画	実行	実行歩合
造林	総数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保育		—	—	—
伐採	総数	—	—	—
	主伐	—	—	—
	間伐	58.30	32.89	56.4
その他		—	—	—

（出展：治山林道課資料）

### イ 計画と実行結果についての検討

要整備森林は、多くの箇所では解消されましたが、一部未整備のままの箇所が残っています。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### 1) 地域森林計画の位置づけ

地域森林計画は、全国に 158 ヶ所定められた森林計画区の民有林について、都道府県知事が 10 年間を一期として樹立する計画で、都道府県の森林関連施策の方向や地域的な特性に応じて、各地域の森林が目指す姿や、そのために必要な保全、整備の指針及び数量等を全国森林計画に即して定めるとともに、市町村がたてる市町村森林整備計画の指針となるものです。

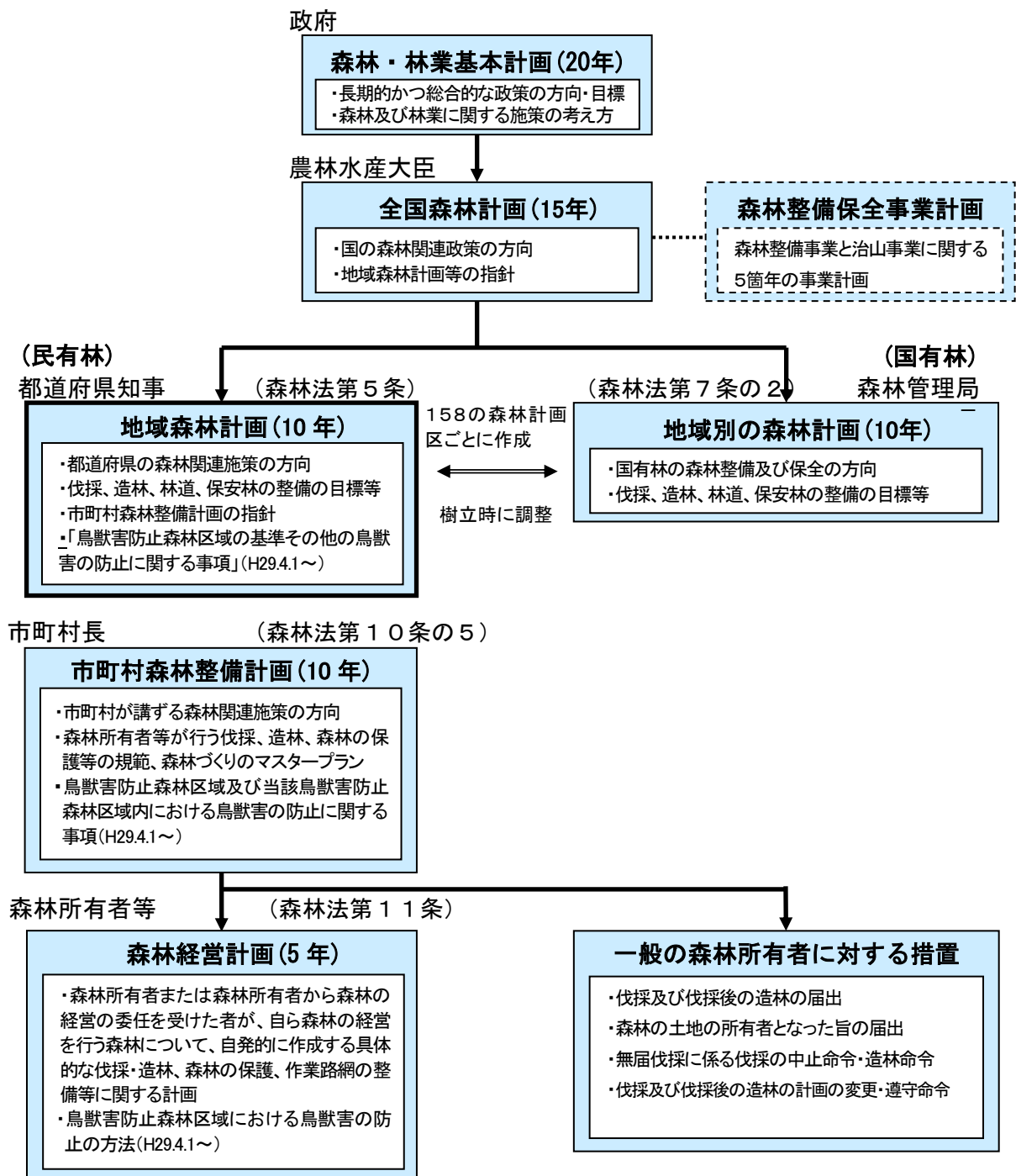


図 20 森林計画制度の体系



## 2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性

### (1) 三重県の森林の現状

三重県の森林面積は37万2千haと県土の約64%を占めており、そのうち約94%は民有林です。さらに、民有林のうちスギ、ヒノキを中心とする人工林は21万8千haで民有林の約63%を占めています。しかし、木材価格の低迷や人件費・燃料代等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や伐採後に造林されない造林未済地等が増加しています。また、境界や所有者が把握できない森林やシカ等野生獣による被害の増加などの問題が生じています。

### (2) 三重県の森林・林業に係る施策

三重県では2019（平成31）年3月に策定された「三重の森林づくり基本計画2019」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下の施策を展開しています。

#### ア 森林の多面的機能の発揮

森林は、林産物の供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全等の多面的機能を有しており、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指します。

#### ①構造の豊かな森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造の違う森林の育成をめざして、間伐等を実施します。

林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、公益的機能と木材生産機能の両方を発揮する森林の育成をめざして、緑の循環のサイクルを確実なものとするように間伐や保育、造林等の整備を進めます。

#### ②県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木や土砂流出の発生を抑止するための調整伐、流木や土砂の除去作業、人家裏や通学路沿いの倒木等の恐れのある危険木の伐採により「災害に強い森林づくり」を進めます。

また、森林の保全のため、保安林制度や三重県水源地域の保全に関する条例の適正な運用による森林の管理、獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止

に向けた取組を実施します。

### ③森林づくりを推進する体制の強化

森林環境譲与税の導入や森林経営管理法の施行を受け、市町の役割がますます重要となることから、専門的知識と技術を備えたアドバイザーによる相談対応や巡回指導を行うほか、市町の森林管理を促進するため、森林クラウド等を活用して森林簿や森林資源情報を共有するなどの取組を進めるとともに、県の地域機関を通じて市町との意見交換や情報交換を十分に行うことで、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援となるよう努めます。

## イ 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、脱炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮していくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進などを通じて林業の持続的な発展を図ります。

### ①林業および木材産業等の振興

林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表を進めます。

また、林業の持続的な発展を図るため、主伐・再造林や搬出間伐の推進、森林作業道の整備、高性能林業機械の導入、特用林産振興施設の整備に対する支援等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握など林業のスマート化の実現に向けた取組を進めるとともに、森林資源について新たな視点で有効活用できる技術開発を促進します。

### ②森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

県では、「みえ森林・林業アカデミー」を開講し、関係団体等と連携して、新たな視点や経営感覚及び科学的な知見を備えた経営者や、森林経営管理制度に対応できる市町職員の育成を進めます。

また、林業の新規就業者の確保を図るため、首都圏等での就業ガイダンスの開催、就業希望者を対象とした林業体験ツアーやインターンシップ、林業就業支援研修を実施するとともに、高校生を対象とした林業職場体験研修や就業相談会等を実施します。

### ③県産材の利用の促進

県産材の利用拡大を図るため、付加価値の高い製品の販売促進、品質・規格

が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発に取り組みます。また、「三重の木づかい条例」に基づき、日常生活や事業活動における積極的な木材利用の促進、発注者への働きかけによる公共建築物の木造・木質化の促進、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援に取り組みます。

#### ウ 森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興が必要です。

森林の文化的価値の保全、活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進や自然体験ツアーの開催等の取組を進めます。

また、森林教育（森林環境教育・木育）については、今後、明確な目的意識の下、より効果的に実施していくため、その取組の方向性を改めて整理した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を实践できる指導者の養成、「みえ森林教育ステーション」の認定制度による森林教育の場づくり等の取組を進めます。

#### エ 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

「企業の森」の協定による森林整備や「緑の募金活動」による緑化意識の啓発、植樹祭の開催等により、さまざまな主体による森林づくりやその意識の醸成を促進します。

また、県民全体での木づかいを促進するため、民間事業者が県産材を積極的かつ計画的に使用する「木づかい宣言」登録制度を推進し、木製玩具を出展する「ミエトイ・キャラバン」の実施等で木にふれてもらう機会を創出します。

表 10 森林づくりに関する施策分野の一覧

「三重の森林づくり基本計画 2019」基本方針	基本施策	施策
基本方針 1 森林の多面的機能の発揮	「構造の豊かな森林」づくり	1) 持続可能な森林づくり 2) 公益的機能を重視した森林づくり 3) 多様な森林づくり
	県民の命と暮らしを守る森林づくり	1) 災害に強い森林づくりの推進 2) 森林の保全と保安林制度の推進 3) 森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施 4) 野生鳥獣による被害の低減
	森林づくりを推進する体制の強化	1) 国・市町等と連携した森林管理の推進 2) 森林資源データの整備と情報提供 3) 森林の公有林化等による公的管理 4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究
基本方針 2 林業の持続的発展	林業及び木材産業等の振興	1) 森林施業の集約化の促進 2) 多様な原木の安定供給体制の構築 3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化 4) 多様な収入源の創出 5) 特用林産の振興 6) 効率的な林業生産活動のための研究
	森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	1) 林業の担い手の育成・確保 2) 地域を担う多様な人づくり 3) 林業事業体の育成と経営力の向上
	県産材の利用の促進	1) 県産材の需要の拡大 2) 信頼される県産材の供給の促進 3) 住宅建設における木材利用の促進 4) 中・大規模施設等の木材利用の推進 5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進 7) 新製品・新用途の研究・開発の促進
基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興	森林文化の振興	1) 森林の文化的価値の保全および活用 2) 森林文化の体験と交流の促進 3) 里山の整備および保全の促進 4) 森林文化の継承
	森林環境教育・木育の振興	1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」 2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」 3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」
基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	1) 森林づくり活動への県民参加の促進 2) 緑化活動の促進
	木づかいの促進	1) 暮らしの中での木づかいの促進 2) 多様な主体の連携による木づかいの促進
	三重のもりづくりの意識の醸成	1) 三重のもりづくり月間の取組

(出典：三重の森林づくり基本計画 2019)

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

対象とする森林の区域は、南伊勢森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く）で、下記のとおりです。

なお、地域森林計画の対象となる民有林（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）においては、次の事項の対象となります。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

表11 計画の対象とする森林の区域

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総計		156,206	
市町別内訳	松阪市	41,268	
	多気町	5,847	
	明和町	296	
	大台町	27,921	
	伊勢市	10,959	
	鳥羽市	7,453	
	志摩市	9,089	
	玉城町	1,255	
	南伊勢町	20,416	
	度会町	11,295	
	大紀町	20,408	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。
- 2 森林計画図の閲覧場所は、三重県農林水産部森林・林業経営課、松阪農林事務所森林・林業室及び伊勢農林水産事務所森林・林業室とします。
- 3 四捨五入の関係で総数が合わない場合があります。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化にも配慮します。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。

森林の有する主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。

【水源<sup>かん</sup>の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」とする）】

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

【土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」とする）】

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

【快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」とする）】

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

【保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健・レクリエーション機能維持増進森林」とする）】

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

【文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「文化機能維持増進森林」とする）】

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

【生物多様性の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「生物多様性保全機能維持増進森林」とする）】

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

【木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」とする）】

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## （２）森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

南伊勢森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高いことから、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、花粉発生源対策の加速化、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるような森林経営を推進することとします。

また、中央構造線沿いの破砕帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。

## ア 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

市町においては、関係者の合意の下、発揮を期待する森林の有する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることに努めます。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

### 【水源涵養機能維持増進森林】

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化などの天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

### 【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理、豪雨時などに流出する恐れのある危険木の除去などを推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。



#### 【快適環境形成機能維持増進森林】

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

#### 【保健・レクリエーション機能維持増進森林】

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

#### 【文化機能維持増進森林】

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

#### 【生物多様性保全機能維持増進森林】

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件及び社会的条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指します。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。

### 【木材等生産機能維持増進森林】

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

ただし、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではありません。

また、これらの機能以外にも森林の有する多面的機能があることにも留意する必要があります。

## イ 森林の誘導の考え方

上記の期待する多面的機能の発揮に向けた森林への誘導については、森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくために、育成のための人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととします。

その際、全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件及び社会的条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい姿です。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、目指す森林の状態に応じた路網整備を進めます。その際、具体的な施業を想定し、緩傾斜・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムの導入を、また、急傾斜地・急峻地においては架線系を主体とする作業システムの導入を図ることとし、耐久性と経済性の両立を追求しつつ、木材の輸送コスト削減のためのトラック等が走行する林道（丈夫で簡易な構造の「林業専用道」を含む。）、集運材や造材等を行う林業機械が主として走行する「森林作業道」を適切に組み合わせて整備していくことが必要です。

### 【育成単層林】

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的大きく傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ります。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により伐採し、確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図ります。

また、急傾斜の森林又は成長量の小さい森林については、育成複層林に誘導します。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ、確実な更新を図ります。公益的機能の発揮のため、継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件及び社会的条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導します。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導します。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件及び社会的条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導します。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導します。

### 【育成複層林】

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ります。

### 【天然生林】

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導します。

その他の森林は、天然生林として維持します。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ります。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

表 12 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：千m<sup>3</sup>

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	89,916	89,558
	育成複層林	112	470
	天然生林	63,917	63,917
森林蓄積		33,132	34,493

(育成単層林とは)

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為<sup>注1</sup>により成立させ維持される森林。

例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

(育成複層林とは)

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、複数の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

(天然生林とは)

主として天然力<sup>注3</sup>を活用することにより成立させ維持される森林<sup>注4</sup>。

例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1: 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2: 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3: 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4: 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

## 2 その他必要な事項

(参考資料)

下層植生の導入や土壌の保全などの参考とするため、樹種による根の深さの資料を下記に記します。

表 13 樹種による根の深さ

	針葉樹	広葉樹
深根性	アカマツ、クロマツ、モミ	ケヤキ、カシワ、クヌギ、カツラ、ミズナラ、コナラ、オニグルミ、トチノキ
浅根性	ヒノキ、ヒバ、サワラ、カラマツ、ツガ、コメツガ、トウヒ	ミズキ、ニセアカシア、ブナ、ヤマハンノキ、カバ、ノグルミ、イヌシデ、ムクノキ

注 スギの根の深さを標準とした場合

(出典：森林の公益機能解説シリーズ 6ー森林の土砂崩壊防止機能ー)

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して行うものとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法は、伐採を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。

さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

上記事項を踏まえつつ、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努めることとします。

### 【育成単層林】

育成単層林にあつては、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は、萌芽更新により、高い森林生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

主伐にあつては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮します。1箇所当たりの伐採面積は、小流域内において20haを越えないものとします。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、バッファゾーン（緩衝地帯）を設置することとします。

主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図り、生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

### 【育成複層林】

育成複層林にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとします。

主伐にあつては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構成等を勘案して実施することとします。

択伐による伐採にあつては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰返し期間を定めることとします。

### 【天然生林】

天然生林にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとします。

主伐にあつては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構成等を勘案して実施することとします。

択伐による伐採にあつては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰返し期間を定めることとします。

なお、「皆伐」、「択伐」とは下記のとおりです。

(皆伐とは)

皆伐については、主伐のうち択伐以外のもの。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(択伐とは)

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にすることとします。

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、下表に示す林齢を基礎として、市町村森林整備計画において、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、市町の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務づけるものではありません。

表 14 標準伐期齢

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他N	クヌギ	その他L
標準伐期齢	35	40	35	35	10	15

※海布丸太や足場材等の特殊材生産に係る施業により、既往の平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して市町村森林整備計画において定めることとします。

※特定苗木などが調達可能な地域において、その特性に対応した標準伐期齢の設定が可能なときは、当該地域を区分して市町村森林整備計画において定めることとします。

## (3) その他必要な事項

該当なし



## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなどの苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種を選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。

また、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとします。

### ①人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。

表 15 単層林の植栽本数

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2,000
	中仕立て	3,000
	密仕立て	5,000

- ・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。
- ・疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。
- ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

#### 【複層林の植栽本数】

- ・群状又は帯状伐採区にあつては、1haあたりの植栽本数は、上表に定める植栽本数とします。
- ・単木伐採区にあつては、上表の植栽本数に伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比率を乗じた本数を1haあたりの植栽本数とします。
- ・ただし、林内照度や上層木の生育状況などを勘案の上決定するものとします。

### ②人工造林の標準的な方法

#### 【地拵えの方法】

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置きとするなどの点に留意します。

- ・地拵えは、地力維持に配慮し、植生・地形・気象等の自然条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用することとします。
- ・植栽木とともに生育が期待できる天然性稚幼樹は保残することとします。

### 【植付け方法】

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付けることとします。

また、コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など低コスト化に努めることとします。

## ウ 伐採跡地を人工造林すべき期間に関する指針

伐採跡地の更新をすべき期間については、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林による更新は、皆伐の場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとし、択伐の場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に行うものとし、ます。

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

## ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となりうる樹種とします。なお、参考までに三重県の山地における主な高木性樹種を別表1に記載します。

## イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

①天然更新にあたって、天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。

- a 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
- b 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
- c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。

②天然更新にあたって、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととします。

#### ウ 伐採跡地の天然更新すべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内において、天然更新の対象樹種が立木度3以上生育していることとします。

なお、必要に応じて刈り出し等の補助作業や補植、間伐などを行うことにより確実に成林させるとともに、更新状態を満たさない場合には、追加的な更新補助作業を実施し、完了基準が満たされるまで経過観察を行うこととします。天然更新すべき立木本数などの具体的な判断基準は、以下のとおりとします。

##### 【判断基準】

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内において、樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及びぼう芽を含む。）が概ね3,000本/ha以上生育しており、かつ下草等に被圧されていない（生育が期待できる）状態をもって更新完了とします。

##### （立木度とは）

幼齢林においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比した十分率。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 100$$

※林齢5年生における期待成立本数が、概ね10,000本/haであることから、  
立木度3では3,000本/haとなる。

#### （3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な

対応を行うこととします。

- ①現況が針葉樹人工林
- ②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない
- ③周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない
- ④林床に更新樹種が存在しない

#### (4) その他必要な事項

土壌の改良を図ることによって地力が早期に回復し、立木の成長の促進が期待される森林については、森林の土壌の現状に応じて土壌の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給等を行うこととします。

ニホンジカ等の野生鳥獣による植栽木等への被害が見込まれる森林において、人工造林または天然更新等を行う場合は、植栽と一体的に行う防護柵や防護チューブなどの鳥獣害防止施設の整備及び維持管理や捕獲等を行い鳥獣害の防除を行うこととします。

【参考資料】

別表 1 三重県の山地にみられる主な高木性樹種

種名	科	属	種名	科	属
アオダモ	モクセイ	トネリコ	コナラ	ブナ	コナラ
アオハダ	モチノキ	モチノキ	コハウチワカエデ	カエデ	カエデ
アカガシ	ブナ	コナラ	コバンモチ	ホルトノキ	ホルトノキ
アカシデ	カバノキ	クマシデ	コブシ	モクレン	モクレン
アカマツ	マツ	マツ	サワグルミ	クルミ	サワグルミ
アカメガシワ	トウダイグサ	アカメガシワ	サワシバ	カバノキ	クマシデ
アズキナシ	バラ	ナナカマド	サワラ	ヒノキ	ヒノキ
アラカシ	ブナ	コナラ	シオジ	モクセイ	トネリコ
アワブキ	アワブキ	アワブキ	シラカシ	ブナ	コナラ
イイギリ	イイギリ	イイギリ	シリブカガシ	ブナ	マテバシイ
イスノキ	マンサク	イスノキ	シロダモ	クスノキ	シロダモ
イタヤカエデ	カエデ	カエデ	スギ	スギ	スギ
イチイ	イチイ	イチイ	スダジイ	ブナ	シイ
イチイガシ	ブナ	コナラ	タカノツメ	ウコギ	タカノツメ
イヌシデ	カバノキ	クマシデ	タブノキ	クスノキ	タブノキ
イヌブナ	ブナ	ブナ	タマミズキ	モチノキ	モチノキ
イヌマキ	マキ	マキ	ツガ	マツ	ツガ
イロハモミジ	カエデ	カエデ	ツクバネガシ	ブナ	コナラ
ウバメガシ	ブナ	コナラ	ツブラジイ	ブナ	シイ
ウラジロガシ	ブナ	コナラ	トチノキ	トチノキ	トチノキ
ウラジロノキ	バラ	ナナカマド	ナツツバキ	ツバキ	ナツツバキ
ウリハダカエデ	カエデ	カエデ	ナラガシワ	ブナ	コナラ
ウワミズザクラ	バラ	サクラ	ハウチワカエデ	カエデ	カエデ
エノキ	ニレ	エノキ	バクチノキ	バラ	サクラ
オオイタヤメイゲツ	カエデ	カエデ	ハリギリ	ウコギ	ハリギリ
オオモミジ	カエデ	カエデ	バリバリノキ	クスノキ	ハマビワ
オガタマノキ	モクレン	オガタマノキ	ハンノキ	カバノキ	ハンノキ
オニグルミ	クルミ	クルミ	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ
オヒョウ	ニレ	ニレ	ヒメシャラ	ツバキ	ナツツバキ
カゴノキ	クスノキ	ハマビワ	ブナ	ブナ	ブナ
カシワ	ブナ	コナラ	ホオノキ	モクレン	モクレン
カシミザクラ	バラ	サクラ	ホソバタブ	クスノキ	タブノキ
カツラ	カツラ	カツラ	ホルトノキ	ホルトノキ	ホルトノキ
カナクギノキ	クスノキ	クロモジ	マルバアオダモ	モクセイ	トネリコ

種名	科	属
カヤ	イチイ	カヤ
カラスザンショウ	ミカン	サンショウ
カンザブロウノキ	ハイノキ	ハイノキ
キハダ	ミカン	キハダ
キリ	ゴマノハグサ	キリ
クスノキ	クスノキ	クスノキ
クヌギ	ブナ	コナラ
クマシデ	カバノキ	クマシデ
クマノミズキ	ミズキ	ミズキ
クリ	ブナ	クリ
クロガネモチ	モチノキ	モチノキ
クロバイ	ハイノキ	ハイノキ
クロマツ	マツ	マツ
ケヤキ	ニレ	ケヤキ
ケンボナシ	クロウメモドキ	ケンボナシ
コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ
コシアブラ	ウコギ	ウコギ

種名	科	属
ミズキ	ミズキ	ミズキ
ミズナラ	ブナ	コナラ
ミズメ	カバノキ	カバノキ
ミズバイ	ハイノキ	ハイノキ
ムクノキ	ニレ	ムクノキ
ムクロジ	ムクロジ	ムクロジ
モチノキ	モチノキ	モチノキ
モッコク	ツバキ	モッコク
モミ	マツ	モミ
ヤブニツケイ	クスノキ	クスノキ
ヤマグルマ	ヤマグルマ	ヤマグルマ
ヤマグワ	クワ	クワ
ヤマザクラ	バラ	サクラ
ヤマトアオダモ	モクセイ	トネリコ
ヤマビワ	アワブキ	アワブキ
ヤマモミジ	カエデ	カエデ
ヤマモモ	ヤマモモ	ヤマモモ

### 3 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の状態を維持するとともに持続的に森林資源を生産していくため、既往の施業体系等を勘案して、適正な間伐及び保育等に努めることとします。

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ることとします。

なお、間伐及び保育の標準的な方法は、間伐や保育を行う際の規範として、市町村森林整備計画で定めることとします。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、高性能林業機械の活用や列状間伐の実施など、施業の省力化・効率化に努めることとします。

- ・林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施すること。
- ・施業時期は、樹冠がうっ閉したことにより、下層植生の一部が消失し、もしくは消失する恐れがある場合、または林木相互間に競合による優劣が生じた場合を時期とすること。
- ・選木にあたって、間伐後の林木の資質向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形状良好な上中層の林木を保持することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等を選木すること。

#### 【単層林における間伐の標準的な方法】

間伐の開始時期は、除伐によって整理された林分の樹冠がうっ閉して林木相互間に競合が生じ始めた時期（例えば、樹冠疎密度が10分の8以上のうっ閉した森林）で、一般的に林齢15～80年までに間伐を2～5回（条件により異なるが、目安としては、標準伐期齢未満では概ね10年に1度、標準伐期齢以上では概ね20年に1度の間伐を実施。）、立木材積率35%以内の伐採を行います。

ただし、過密林分などにより強度の間伐が必要な場合は、これに拠らないこととします。



【間伐の標準的な施業体系】

一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。

表 16 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
スギ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
ヒノキ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。

- ・なお、植栽本数を 1,000～2,000 本/ha とする場合は、林分の状況に応じ、初回及び2回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。

【複層林における間伐の標準的な方法】

下木の植栽後 5～10 年の間隔で、立木材積に係る伐採率が 35%を上限として 2～3 回行い、林内の相対照度（20%以上）を確保することとします。

(間伐とは)

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して健全な森

林の状態を維持するための伐採の方法であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に林冠がうっ閉するよう行うもの。

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法を勘案して、時期、回数及び作業方法その他必要な事項を定めることとします。

### 【下刈り】

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

なお、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

下刈りは、植栽後数年間は1～2回/年、その後は1回/年、生育状況などを勘案し実施することとします。

### 【つる切り】

つる切りについては、下刈りの終了後、苗木の幹に巻き付いたり、樹冠を被ったりして苗木の育成を妨げるクズ、フジ、ミツバアケビなどのつる植物を刈り取り、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

なお、実施回数については、つる植物の生育状況を勘案し、1～2回とします。

ただし、クズの生育地では回数を増すことも検討します。

### 【除伐】

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

なお、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成することとします。

### 【枝打ち】

枝打ちについては、樹木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とし、節のない材の生産及びスギノアカネトラカミキリの加害によるトビクサレを防ぐために行うこととします。

なお、実施時期については、樹木の生長休止期である秋から冬にかけて行うこととします。

### 【保育の標準的な施業体系】

一般的な施業体系では、下刈り 7～10 回、除伐 3～5 回、つる切り 1～2 回、枝打ち 3～6 回行います。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、必要に応じて行うこととします。

表 17 保育の標準的な施業体系

作業の種類	作業の時期(林齢)	作業の方法	回数	季節
下刈り	1	手刈り、機械刈り	年 1 回	7～9月
	2～3		年 1～2 回	6～10月
	4～10		年 1 回	7～9月
つる切り	8～12	手刈り	1～2 回	6～8月
除伐	8～14	チェーンソー等	1 回	随時
	15～20		1 回	随時
	21～25		1 回	随時
枝打ち	7～10	枝打ち用具	1～2 回	冬季
	11～17	枝打ち用具、機械	1～2 回	冬季
	18～25		1～2 回	冬季

### (3) その他必要な事項

#### 【鳥獣害防止対策】

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林においては、野生鳥獣の侵入を防止する柵や樹皮剥ぎ被害を軽減できる資材等の鳥獣害防止施設の整備及び維持管理や捕獲等により鳥獣害の防除を行うこととします。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林が持つ公益的機能である、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めることとします。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して計画事項を定めることとします。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林（公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林）の区域は、森林の有する公益的機能のうち、「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壤保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」及び「生物多様性保全機能」の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとします。

#### 【水源涵養機能維持増進森林】

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

- ・ 水源かん養保安林
- ・ 干害防備保安林
- ・ 上水道水源の集水域等
- ・ 水源涵養機能が高い森林 など

#### 【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

- ・土砂流出防備保安林
- ・土砂崩壊防備保安林
- ・落石防止保安林
- ・山地災害危険地区
- ・下流域に集落等の保全対象が有る森林
- ・山地災害防止機能が高い森林 など

#### 【快適環境形成機能維持増進森林】

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

- ・防風保安林
- ・潮害防備保安林
- ・集落や農地などの周縁部
- ・生活環境保全機能が高い森林 など

#### 【保健・レクリエーション機能維持増進森林】

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

#### 【文化機能維持増進森林】

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

#### 【生物多様性保全機能維持増進森林】

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。

なお、「保健・レクリエーション機能維持増進森林」と「文化機能維持増進森林」、「生物多様性保全機能維持増進森林」に関しては、自然景観の保全など類似する部分があるため、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健・文化機能維持増進森林」とする。）」として区域設定を行うものとします。

- ・保健保安林
- ・風致保安林
- ・自然公園、登山道周辺
- ・森林公園、史跡等の周辺
- ・希少動植物の生育・生息地
- ・保健文化機能が高い森林 など

### ＜三重県型森林ゾーニングと公益的機能＞

森林は様々な公益的機能を有していますが、その公益的機能の発揮を促すため、三重県型森林ゾーニングを活用し、効果的に森林整備を進めることとしています。

三重県型森林ゾーニングでは、生産林は「公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う森林」として、木材生産を主体とし、持続的な林業経営を通じて森林を適正管理することで公益的機能の維持向上を図ります。

環境林は「原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林」として、森林を公共財と捉え、公的管理も視野に入れて針広混交林化を進めるなど、多様で力強い森林づくりを行います。

このことから、森林の木材生産機能に注視し、木材の持続的な生産が期待できる木材生産機能の高い森林（木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）を生産林として位置付け、それ以外の森林については環境林として森林施策を進めていきます。

なお、森林は様々な公益的機能を持つため、その機能は重複することがあります。

表 18 ゾーニングと対応する取り組み

ゾーニング		目指す方向	将来の森林の姿	該当する公益的機能維持増進森林	
生産林	持続的利用型森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境に配慮し、資源を持続的に利用することが可能な森林</li> <li>●幼齢から高齢まで多様な用材林が成立する森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●林内路網の高密化による多管理施業</li> <li>●林齢の多様な森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>○水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>○快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 等</li> </ul>	
		環境保全型森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原生的な遺伝子</li> <li>●生物、遺伝子の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然の遷移に委ねた生物多様性に恵まれた森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生物多様性保全機能維持増進森林を含む）</li> <li>○快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> </ul>
環境林	環境保全型森林	保全型森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公益的機能を発揮させる森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下層天然複層林化による混交林化</li> <li>●天然下種更新による天然林化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>●水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> </ul>
		人との共生型森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育の場、触れ合いの場</li> <li>●地元住民と都市住民との交流の場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●混交林化や四季を感じる森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>●快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> </ul>

補足) 森林は様々な公益的機能を持つため、重複した機能を○で表現

## イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき森林施業は、公益的機能発揮に向けた育成単層林・育成複層林・天然生林ごとの誘導の考え方を踏まえつつ、市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林ごとに定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林の設定に当たっては、自然条件、社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

### 【水源涵養機能維持増進森林】

水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することと

します。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、表土の保全に留意するとともに下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本としつつ、適切な保育・間伐を実施します。

また、伐採にあたっては、裸地面積の縮小及び裸地となる期間の短縮に配慮し、伐期の延長を図りながら、一箇所あたりの伐採面積の縮小及び分散を図るとともに、可能な場所については択伐により林内の照度を多様にし、下層植生の育成を促すよう配慮します。

伐採・集材を行う際には下層植生や表土の保全に配慮し、適切な伐採・集材の方法をとります。

なお、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

#### ①生産林

持続的利用型森林として、人工林による木材生産を継続しつつ、水源涵養機能を高度に発揮できる下層植生の豊かな成熟段階の人工林を目標とします。

#### ②環境林

天然林、特に老齢段階の天然林に導くことを目標とし、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、水源涵養機能を高度に発揮できる森林を目標とします。

### 【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】

山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、表土の保全に留意しつつ林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします

#### ①生産林

皆伐などの木材生産活動による表土の流出や災害を防止するため、原則的には生産林としての位置づけは避けることとします。

なお、生産林として整備を進める場合に際しては、長伐期施業や複層林施



業により、表土の保全に留意しつつ林床の裸地化の縮小及び回避を図るとともに、広葉樹の植栽、天然更新などにより、広葉樹林もしくは針広混交林などに誘導することとします。

## ②環境林

天然林、特に老齢段階の天然林に導くことを目標とし、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、土砂の流出防備等の機能を高度に発揮できる森林を目標とします。

また、人工林については広葉樹等への転換を推進し、長伐期施業や複層林施業により、表土の保全に留意しつつ林床の裸地化の縮小及び回避を図るとともに、広葉樹の植栽、天然更新などにより、広葉樹林もしくは針広混交林などに誘導することとします。

なお、特に機能の発揮が求められるものについては、択伐による複層林施業を行うこととします。

## 【快適環境形成機能維持増進森林】

騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。

また、風害、霧害から住宅及び道路を防備する必要がある場所については、主風の方向などを勘案し、適切な範囲で帯状に残存すべき森林を指定することとし、景観の連続性の確保や風致向上の観点から必要がある場所についても、帯状に残存すべき森林として指定します。

## ①生産林

持続的利用型森林として、人工林による木材生産を継続しつつ、長伐期施業や複層林施業により下層植生の豊かな成熟段階の人工林を目標とします。

## ②環境林

天然林、特に老齢段階の天然林に導くことを最終的な目標とし、快適環境形成機能を高度に発揮できる森林を目標とします。

また、人工林については広葉樹等への転換を検討し、長伐期施業や複層林施業を行うこととし、更新にあたっては、広葉樹の植栽や天然更新などを図り、広葉樹林もしくは針広混交林などに誘導することとします。

なお、特に機能の発揮が求められるものについては、択伐による複層林施業を行うこととします。

## 【保健・文化機能維持増進森林】

県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

生物の多様性、保健休養機能などを維持、増進させるため、人工林、天然林のバランスを取りながら多様な林相を確保するとともに、下層植生の発達を促し、必要な場所においては風致を向上させるために適切な間伐、保育を実施することとします。

伐採にあたっては、一箇所あたりの伐採面積を縮小し、裸地面積の縮小及び裸地となる期間の短縮に配慮するとともに、可能な場所については択伐により林内の照度を多様にし、下層植生の育成を促すよう配慮します。また、伐採・集材を行う際には下層植生や表土の保全に配慮し、適切な伐採・集材の方法をとることとします。

特に生態系の保全、風致上の観点から裸地化が好ましくないと判断される森林においては、画伐<sup>注</sup>方式により施業を実施することとします。また、森林公園内の人工林など、風致を維持する必要がある森林については、複層林施業または長伐期施業を実施するとともに、風致効果の高い樹種の導入を図ることとします。なお、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進すべき森林については、特定広葉樹育成施業を推進することとします。

注：「画伐」とは、単層林において、成熟木を数回または十数回に分けて伐採する漸伐の一種で、一定の区画を定め、その区画内の樹木を伐採すること。

### ①生産林

持続的利用型森林として、人工林による木材生産を継続しつつ、長伐期施業や複層林施業により下層植生の豊かな成熟段階の人工林を目標とします。

### ②環境林

天然林、特に老齢段階の天然林に導くことを最終的な目標とし、文化機能を高度に発揮できる森林を目標とします。

また、人工林については広葉樹等への転換を検討し、長伐期施業や複層林施業を行うこととし、更新にあたっては、広葉樹の植栽や天然更新などを図り、広葉樹林もしくは針広混交林などに誘導することとします。

なお、特に機能の発揮が求められるものについては、択伐による複層林施業を行うこととします。

公益的機能別施業森林の区域における施業の方法を定めるに際し、イメージ図を以下に記します。

ただし、施業種については諸条件を勘案して市町村森林整備計画において定めることとします。

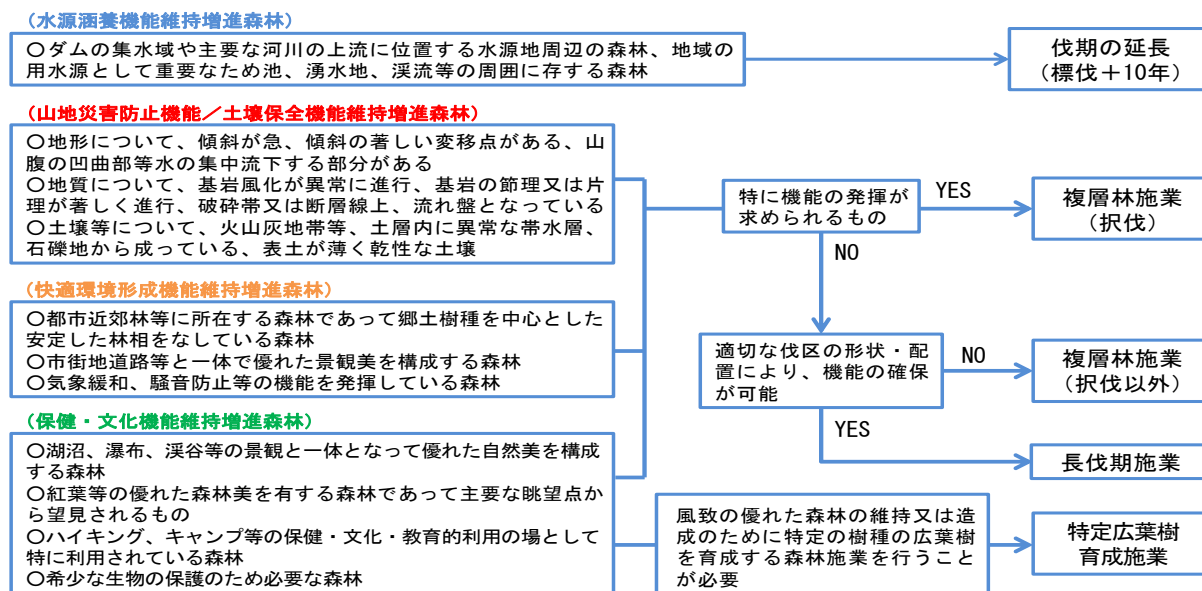


図 21 公益的機能別施業森林の区域における施業方法の選定

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として、必要に応じて定めることとします。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、山腹崩壊や地すべり等の災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意することとします。

#### 【木材等生産機能維持増進森林】

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

- ・ 林木の生育が良好な森林

- ・路網の整備や地形等から効率的な木材生産が期待できる森林
- ・木材生産機能が高い森林 など

## イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めることとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、施業の集約化や路網整備等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います（アカマツの天然下種更新やクヌギ、コナラ、コウヨウザンの萌芽更新を行う森林など、市町村が定める例外を除く）。

### 【木材等生産機能維持増進森林】

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生産するための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することを基本とします。

#### ①生産林

心持ち柱材を主伐生産する場合は、標準伐期齢での伐採による育成単層林施業を行うとともに、豊かな森林生産力が期待され、収益性が確保される森林については、持続可能な単層状態の森林とします。

そのほか、大径材生産を目指す森林においては、長伐期施業を行うとともに、複層林施業へと誘導します。

## (3) その他必要な事項

### ア 複層林施業の方法に関する指針

複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要となります。この場合、上層木の切り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の立木密度を常に維持します。

なお、複層林については一般的には風害に弱いため、風衝地等には造成しないこととします。

複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準に関しては以下を参考にすること。

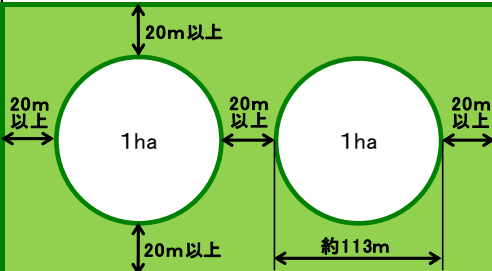
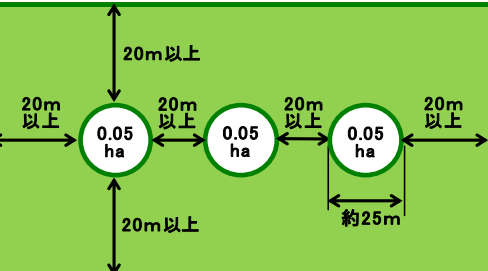
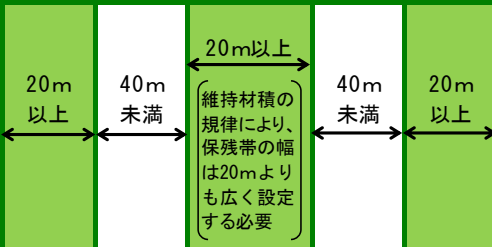
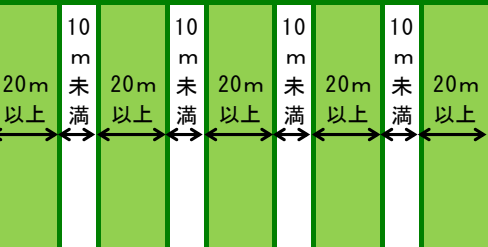
		複層林施業を推進すべき森林	
		択伐以外の施業	択伐による施業
伐採率(材積率)		70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積		標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
伐区形状		20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
伐区形状	保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
	群状伐採	伐区面積：1ha未満 	伐区面積：0.05ha未満 
伐区形状	带状伐採	伐採する帯の幅：40m未満 	伐採する帯の幅：10m未満 
	間伐の方法	【単層林である場合】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

図 22 複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準

※ここでいう「択伐」とは、森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものをいう。

- ①樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ha未満であるもの
- ②伐採区域の立木を概ね均等な割合で単木的に又は10m未満の幅の带状に選定する伐採

### イ 長伐期施業の方法に関する指針

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるため、原則として主伐の時期は市町村森林整備計画で定めた標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上とします。

林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施します。なお、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採するようにします。

#### ウ 特定広葉樹育成施業の方法に関する指針

特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定します。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行います。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するため、伐採を促進します。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、当該樹種を植栽するほか、天然更新が見込まれる場合においても、必要に応じ、萌芽・植栽等の更新補助作業を行います。

特定広葉樹の適確な生育に必要な芽かき、下刈、除伐等の保育を実施し、特に竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行います。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、生産林においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、環境林においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は既存の路網を維持するなど、目標とする森林の状態に応じた路網整備を進めることとします。

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等、地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施し、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる「林道」、林道を補完し、森林作業道と組み合わせる森林施業の用に供する「林業専用道」、主として林業機械が走行し集材や造材等の作業を行う「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとします。

#### ①生産林

生産林に区分された森林については、高密度路網の開設を積極的に進め、低コスト作業システムの導入を図ることとします。開設にあたっては、伐開幅の縮小、排水勾配の工夫など、開設費用の縮減及び土壌流出の防止などに配慮して実施することとします。

#### ②環境林

環境林に区分された森林については、森林の公益的機能を維持する施業を行うために、必要な範囲で路網の開設を実施することとします。開設にあたっては簡易な作業道などを主体とし、低コストでの開設を図るとともに、施業の必要がなくなった場合には速やかに自然状態に回復するよう配慮することとします。

ただし、森林公園のようにレクリエーションに供される森林などで、来訪者のアクセスの利便性を確保する必要がある場合には、伐開幅、切土量などを縮減し、環境への影響を最小限にするよう配慮して開設を行うこととします。

表 19 基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延長
基幹路網	433	685
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網整備にあたっては、林業生産性の向上を図るため、路網と高性能林業機械の適切な組み合わせによる生産性の高い作業システムを構築することが重要です。その際には、導入する高性能林業機械の性能を最大限に発揮させるため、合理的に路網を配置する必要があります。

具体的な施業を想定し、緩傾斜・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムの導入を、また、急傾斜地・急峻地においては架線系を主体とする作業システムの導入を図ることとし、耐久性と経済性の両立を追求しつつ、木材の輸送コスト縮減のためのトラック等が走行する林道（丈夫で簡易な構造の林業専用道を含む。）、集運材や造材等を行う林業機械が主として走行する森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）していくこととします。

なお、最適な作業システムは、地形・地質、土質等の自然条件等に応じて多様なものが想定されます。

表 20 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地（0° ～ 15°）	車両系作業システム	110m/ha以上	30m/ha以上
中傾斜地（15° ～ 30°）	車両系作業システム	85m/ha 以上	23m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	23m/ha 以上
急傾斜地（30° ～ 35°）	車両系作業システム	60[50]m/ha 以上	16m/ha 以上
	架線系作業システム	20[15]m/ha 以上	16m/ha 以上
急峻地（35° ～ ）	架線系作業システム	5 m/ha 以上	5 m/ha 以上

- 注 1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。
- 2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 3：「急傾斜地」の[ ]書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。



### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

森林経営計画などで集約化施業を予定している森林や木材搬出を予定している森林などにおいて、緊急且つ重点的に路網整備を実施する必要のある区域を路網整備等推進区域として設定し、林道・林業専用道・森林作業道などを効果的に開設又は改良することにより、集約化施業や木材搬出を推進することとします。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備にあたっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知)及び森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)のほか、三重県林業専用道作設指針(平成23年3月24日環森第06-590号)及び三重県森林作業道作設指針(平成23年3月24日環森第06-591号)により開設することとします。

また、林道の開設にあたっては、森林の利用形態や地形・地質等を勘案し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択しつつ、伐開幅や切土量などの縮減、排水勾配の工夫など、開設費用の縮減および土壌流出の防止などに配慮して環境への影響を最小限にするよう配慮して開設を行うこととします。

### (5) 林産物の搬出方法

#### ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、適切な搬出方法を定めることとします。

#### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法等

該当なし

### (6) その他必要な事項

#### 【作業路等の整備】

生産林に区分された森林については、林道や作業道等を適切に組み合わせた

高密度路網の開設を積極的に進め、低コスト作業システムの導入を図ります。開設にあたっては、伐開幅の縮小、排水勾配の工夫など、開設費用の縮減および土壌流出の防止などに配慮して実施することとします。

環境林に区分された森林については、森林の多面的機能を維持する施業を行うために、必要な範囲で路網の開設を実施することとします。開設にあたっては、簡易作業路などを主体とし、低コストでの開設を図るとともに、施業の必要がなくなった場合には速やかに自然状態に回復するなど、環境への影響を最小限にするよう配慮します。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の森林所有者、森林組合等の林業事業者、市町等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、総合的な森林・林業諸施策の計画的な実施を図ることとします。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、主伐・再造林や搬出間伐の促進が求められています。

これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。

具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要な情報の提供及び公開並びに助言及びあっせんなどを推進します。

市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。

## (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自ら実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

## (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、高齢者が高い割合を占めています。

健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。

新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。

新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、次代を担う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。

また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。

## (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、地形などの条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量の林業機械等の積極的

な導入や稼働率の向上を促進します。

また、傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、搬出間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した作業システムの導入とその普及及び定着を推進するとともに、伐採若しくは搬出用の高性能林業機械を活用し、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進することとします。

更に、これと併せて、高性能林業機械の導入及び効率的な利用を確保するため、地域の状況を踏まえ、リースやレンタルの活用、機械の共同利用等、林業機械の利用体制の整備を促進します。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。

また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、合法伐採木材の流通及び利用等を通じ、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を地域一体となって推進するよう努めるとともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。

#### (6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村地域の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや森林教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。

さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表 21 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

所在		面積	留意すべき事項	備考
市町	地区			
松阪市	—	15,192	左記森林は、国土の保全、水源涵養等林地の有する公益的機能の維持向上を図るため、適正な管理並びに適切な施業の実施による林地の保全を図るほか、土地の形質の変更に当たって、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林
多気町	—	493		
明和町	—	15		
大台町	—	13,874		
伊勢市	—	198		
鳥羽市		1,020		
志摩市		1,150		
玉城町		1		
南伊勢町		3,836		
度会町		3,359		
大紀町		7,459		

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。

#### （４）その他必要な事項

森林の土地の保全に当たっては、（１）から（３）のほか、次のことに留意するものとします。

- ・ 1 回の伐採面積の縮小
- ・ 人工林周囲及び集落周辺の天然林の保存
- ・ 択伐作業の導入
- ・ 伐採後の早期更新と適切な管理育成

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、推進することとします。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講じます。その際、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めることとします。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次のア～ウに掲げる要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

#### (5) その他必要な事項

該当なし



### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林を「鳥獣害防止森林区域」として定め、防止対策を講じることとします。なお、「鳥獣害防止森林区域」及び「当該区域内における鳥獣害の防止の方法」は、鳥獣による被害状況及び鳥獣の生息状況に鑑みた被害発生のおそれの程度等を勘案して市町村森林整備計画で定めることとします。

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、その他の対象鳥獣による森林被害情報又は対象鳥獣の生息に関する情報等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて森林所有者や区域内で森林施業を行う林業事業者等からの情報収集、各種会議での情報交換、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めることとします。

## 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

健全な森林の育成により病虫害、寒風害などに対する耐性の高い人工林、天然林を育成するとともに、ICTを活用した新たな捕獲技術の普及等により獣害の抑制に貢献することを目指します。また、病虫害や獣害を早期に発見し、迅速な対応を行うため、日常の森林巡視により森林の状態を監視します。

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとします。

### ○松くい虫被害対策

森林病虫害防除法に基づき、保安林等高度な公益的機能を有する松林を「高度公益機能森林」に指定、また松くい虫被害が高度公益機能森林へ拡大することを防止するために防除が必要な松林を「被害拡大防止森林」に指定し、保全すべき松林をさらに特定して拠点的な防除対策を実施することとします。

また、市町における保全すべき松林を「地区保全森林」及び「地区被害拡大防止森林」に指定して、市町における保全すべき森林を特定して、防除対策を実施することとします。

### 【高度公益機能森林】

土砂流出の防備、保健休養、景勝地・観光地としての風致機能、海岸部の飛砂・防風機能が高く、樹種として松が主にその機能を果たしていると認められる森林を高度公益機能森林として指定。

高度公益機能森林では、薬剤の地上散布、樹幹注入による予防措置の実施に重点をおき、また被害木が発生した場合にはまん延を徹底的に防止するため、被害木を伐採して、破碎または焼却する特別伐倒駆除、または薬剤散布または薬剤くん蒸処理する伐倒駆除を実施することとします。

### 【被害拡大防止森林】

高度公益機能森林に近接し、松の混合割合が高く、高度公益機能森林を保全するため一体的に松くい虫防除を行う必要があると認められる森林を被害拡大防止森林として指定。

被害拡大防止森林では、高度公益機能森林への被害の発生源にならないように、伐倒駆除等の発生源除去を目的とした駆除措置の実施を重点におき、発生源駆除の視点から有効な場合には地上散布等予防措置を実施することとします。

また、被害の状況から薬剤防除の限界を考慮し、その森林に適合する林相、樹種等を見極めて、樹種転換を図ることにも努めます。

### 【地区保全森林】

高度公益機能森林の保全を図り、あるいは地域における防風、保健休養等の高度な機能があり、自主的に防除を推進する必要があると認められる松林を地区保全森林として指定。

地区保全森林では、市町により保全すべき松林として、地域の生活環境等実情に応じ、被害のまん延を防止するため伐倒駆除等駆除措置を重点に、地上散布、樹幹注入の予防措置を効果的に組み合わせ実施することとします。

### 【地区被害拡大防止森林】

高度公益機能森林や地区保全森林を保全するため、一体的に松くい虫防除を行う必要があると認められる森林を地区被害拡大防止森林として指定。

地区被害拡大防止森林では、高度公益機能森林及び地区保全森林に被害を及ぼす松くい虫の発生源にならないよう防除を行う森林として、被害拡大防止森林に準じて防除、樹種転換を実施することとします。

## (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、モニタリングに基づく個体数調整や市町、森林組合等の林業事業者及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進することとします。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

## (3) 林野火災の予防の方針

被害拡大が速く早急な対応が要求される林野火災に対しては、被害を未然に

防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備、初期消火資材の配備などを行うこととします。

また、保護標識などの設置により入山者へ注意喚起を図ります。

森林病虫害の駆除や造林の地ごしらえ等を目的に火入れを実施する場合には、森林法に基づき適正な手続きを行うとともに、市町村森林整備計画に定める事項に従うこととします。

#### (4) その他必要な事項

##### 【森林の巡視に関する事項】

タバコのポイ捨てなどによる林野火災、不法投棄などの防止、病虫害、獣害の早期発見のため、県職員、三重県自然環境保全指導員により入山者に対する指導及び森林巡視を行います。また、巡視情報を地域の森林組合や民間事業者、森林所有者などと共有し、よりきめ細かい監視を実施することとします。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設（以下「施設」という。）の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。ただし地域の実状などに鑑みた場合に生産林を区域に含めることを妨げるものではありません。

なお、ここでいう森林保健施設とは下表のとおりです。

表 22 森林保健施設の種類

施設区分	内容
①休養施設	森林を利活用した快適性の増進のための施設 休憩施設、森林浴施設、展望施設及びこれらに類する施設
②教養文化施設	森林を利活用した学習活動、美術、工芸等の活動のための施設 森林博物館、樹木園、林業体験学習施設、野外劇場及びこれらに類する施設
③スポーツ又はレクリエーション施設	森林を利活用したスポーツ又はレクリエーションに資するための施設 野営場、遊歩道、広場、フィールド・アスレチック、サイクリングロード、クロスカントリースキー場、バードウォッチング施設、ロッジ、キャビン、バンガロー及びこれらに類する施設
④宿泊施設	森林に滞在し森林内の活動の利便性の増進のための施設 貸し別荘、ペンション及びこれらに類する施設
⑤これらの施設の利用上必要な施設	①から④までに掲げる施設の利用上必要な施設 販売施設、飲食施設、駐車場、案内施設、管理施設及びこれらに類する施設

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

生産林については複層林施業または長伐期施業を行うとともに、下層植生の育成及び風致効果の高い樹種の導入を図ることとします。また、皆伐はできるだけ行わず、択伐、画伐などにより伐採することとします。

環境林については針広混交林または広葉樹林へ誘導するとともに、風致の維持のため適切な保育、間伐などを実施することとします。

## イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。

なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。

## ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,999	1,952	47	961	929	32	1,038	1,023	15
前半5カ年の計画量	909	888	21	437	423	14	472	465	7

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	21,439
前半5カ年の計画量	9,745

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	3,715	807
前半5カ年の計画量	1,689	367

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林道	松阪市	長谷	0.9	34		①	
〃	〃	指定林道	〃	三峰局ヶ岳	0.8	2,464	○	②	
〃	〃	林道	〃	西俣	0.6	31		③	
〃	〃	〃	〃	櫛田川右岸流域 縦貫道	20.0	1,545		④	
〃	〃	〃	〃	トロセ	1.0	54	○	⑤	
〃	〃	〃	〃	福本地の添	1.0	100		⑥	
			小計	6 路線	24.3				
開設	自動 車道	指定林道	大台町	西出菅合	6.4	639	○	①	
〃	〃	〃	〃	野又越	3.4	897	○	②	
			小計	2 路線	9.8				
開設	自動 車道	指定林道	度会町	鶴ガ坂	3.8	389	○	①	
			小計	1 路線	3.8				
開設	自動 車道	指定林道	大紀町	木屋村山	2.6	166	○	①	
〃	〃	林道	〃	横谷線	2.2	236		②	
			小計	2 路線	4.8				
		計		12 路線	43.2				



単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	松阪市	古茂喜谷	2箇所 1.0	164			
"	"	"	"	魚の谷	2箇所 1.0	72			
"	"	"	"	柳瀬樋山	5箇所 2.0	454			
"	"	"	"	飯高北奥	1箇所 5.0	1,212	○		
"	"	"	"	上田	1箇所 0.8	59			
"	"	"	"	上前不殿	1箇所 2.0	377			
"	"	"	"	宮の谷	1箇所 1.3	834			
"	"	"	"	江馬小屋	1箇所 1.2	753			
"	"	"	"	細野山	1箇所 2.0	134			
"	"	"	"	青田	1箇所 2.0	91			
"	"	"	"	唐谷	1箇所 2.0	366			
"	"	"	"	波瀬谷	1箇所 0.1	132			
"	"	"	"	木屋谷	1箇所 0.1	1350	○		
"	"	"	"	名倉	2箇所 0.1	376	○		
"	"	"	"	滝谷	2箇所 0.1	82			
"	"	"	"	有間野浦谷	10箇所 1.0	663	○		
"	"	"	"	三峰局ヶ岳	15箇所 1.5	2464	○		
"	"	"	"	峯ヶ谷大崩	10箇所 1.0	291	○		
			小計	18路線	58箇所 24.2				
拡張 (改良)	自動車道	林道	大台町	千石越	8箇所 2.1	705			
"	"	"	"	藪新	3箇所 1.0	170			
"	"	"	"	藪	2箇所 1.0	696			
"	"	"	"	春日谷	5箇所 1.0	1,059			
"	"	"	"	有馬野浦谷	7箇所 0.8	151			
"	"	"	"	五十田浦谷	10箇所 1.5	471			
"	"	"	"	八知山	1箇所 0.5	383			
"	"	"	"	総門	20箇所 7.5	240			
"	"	"	"	滝頭	1箇所 0.8	190			
"	"	"	"	野又越	10箇所 0.5	684			
			小計	10路線	67箇所 16.7				
拡張 (改良)	自動車道	林道	伊勢市	黒岩	1箇所 0.6	147	○		
			小計	1路線	1箇所 0.6				

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	南伊勢町	東河内谷線	1箇所 0.6	155	○		
			小計	1路線	1箇所 0.6				
拡張 (改良)	自動車道	林道	度会町	川上	5箇所 1.0	842	○		
"	"	"	"	柳奥	1箇所 0.3	48	○		
"	"	"	"	注連指西	8箇所 1.0	469	○		
"	"	"	"	西山	1箇所 0.1	460			
"	"	"	"	虎ヶ岳	1箇所 0.1	70			
"	"	"	小計	5路線	16箇所 2.5				
拡張 (改良)	自動車道	林道	大紀町	大峰	3箇所 1.1	235			
"	"	"	"	間所	2箇所 0.9	267			
"	"	"	"	下河内支	2箇所 1.2	87			
"	"	"	"	奥西河内	5箇所 2.0	361			
"	"	"	"	注連小路	3箇所 2.5	78			
"	"	"	"	八ヶ河内	1箇所 0.2	168			
"	"	"	"	大平谷	2箇所 0.4	249			
"	"	"	"	大紀南島	3箇所 0.6	233	○		
"	"	"	"	弓張	1箇所 0.3	117	○		
"	"	"	"	千石越	11箇所 3.3	1,035	○		
"	"	"	"	栃古	1箇所 0.2	245			
"	"	"	"	木屋村山線	1箇所 0.5	339	○		
			小計	12路線	35箇所 13.2				
拡張 (改良)	自動車道	林道	志摩市	飯浜山田	10箇所 2.5	117	○		
			小計	1路線	10箇所 2.5				
		計		48路線	188箇所 60.3				

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	松阪市	古茂喜谷	1箇所 0.8	164			
〃	〃	〃	〃	魚の谷	1箇所 1.0	72			
〃	〃	〃	〃	ツケ谷	1箇所 0.3	61			
〃	〃	〃	〃	東又	1箇所 0.7	143			
〃	〃	〃	〃	大井谷	1箇所 1.6	77			
〃	〃	〃	〃	長井谷	1箇所 1.0	96			
〃	〃	〃	〃	かんざ小屋	1箇所 0.6	38			
〃	〃	〃	〃	神路山横谷	1箇所 1.9	113			
〃	〃	〃	〃	三峰局ヶ岳	2箇所 0.8	2,464			
〃	〃	〃	〃	地の添	1箇所 2.3	584			
〃	〃	〃	〃	飯高北奥	3箇所 7.5	1,212			
〃	〃	〃	〃	奥久谷	2箇所 1.7	154			
〃	〃	〃	〃	名倉	2箇所 4.7	376			
〃	〃	〃	〃	唐谷	2箇所 2.1	366			
〃	〃	〃	〃	上前不殿	1箇所 4.0	377			
〃	〃	〃	〃	庵の谷	2箇所 4.3	294			
〃	〃	〃	〃	江馬小屋	1箇所 1.2	753			
〃	〃	〃	〃	峯ヶ谷大崩	1箇所 0.6	291			
〃	〃	〃	〃	細野山	1箇所 3.0	134			
〃	〃	〃	〃	上田	1箇所 2.0	59			
〃	〃	〃	〃	水ヶ平	2箇所 2.5	185			
〃	〃	〃	〃	青田	1箇所 0.8	221			
〃	〃	〃	〃	波留相津	2箇所 0.5	204			
〃	〃	〃	〃	木屋谷	4箇所 2.0	1,350			
			小計	24 路線	36箇所 47.9				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	多気町	菖蒲谷	1箇所 0.6	41			
			小計	1 路線	1箇所 0.6				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大台町	大西谷	1箇所 1.9	92			
			小計	1 路線	1箇所 1.9				

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	度会町	鶴ガ坂	1箇所 4.6	389	○		
〃	〃	〃	〃	柳奥	1箇所 0.3	48	○		
〃	〃	〃	〃	注連指西	8箇所 1.0	469			
			小計	3路線	10箇所 5.9				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大紀町	間所	1箇所 2.5	267	○		
〃	〃	〃	〃	芦谷	1箇所 1.5	103			
〃	〃	〃	〃	船久保	1箇所 0.5	144	○		
〃	〃	〃	〃	大平谷	1箇所 1.1	249	○		
〃	〃	〃	〃	二河内	1箇所 0.4	75			
〃	〃	〃	〃	志子谷古割口	1箇所 2.0	144	○		
〃	〃	〃	〃	木屋村山	1箇所 5.5	166	○		
			小計	7路線	7箇所 13.5				
		計		36路線	55箇所 69.8				

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の 計画量	備考
		総数（実面積）	
水源涵養のための保安林 <sup>かん</sup>	36,219	35,357	
災害防備のための保安林	12,818	12,515	
保健、風致の保存等のための保安林	2,880	2,880	

注) 総数欄は実面積で、2以上の目的を達成するために指定される場合があるため、「水源涵養のための保安林」等の内訳の合計には一致しないことがある。

#### ②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画量	指定又は 解除を 必要とする理由	備考
		市町	区域				
指定	水源涵養のための保安林 <sup>かん</sup>	南伊勢森林 計画区一円	—	2,584	861	水源涵養 のため	
指定	災害防備のための保安林	南伊勢森林 計画区一円	—	911	305	災害防備 のため	
指定	保健、風致の 保存等のため の保安林	南伊勢森林 計画区一円	—	0	0	保健、風致 の保存等 のため	

#### ③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養	0	4,958	2,635	2,620	1,696
災害の防備	0	4,753	3,816	3,816	2,580
保健・風致の保存	0	640	640	640	448
計	0	10,350	7,091	7,076	4,724

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域	58	前半5カ年の計画量		
南伊勢 森林計画区内	—			32	溪間、山腹、 本数調整伐等

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期

単位：ha

特定 保安林	市町 番号	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期等												その他 必要な 事項	備考								
		所在		面積	造林				保育				伐採						その他							
		位置	林班小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期			種類	面積	方法	時期				
1	松阪市	飯南町大字上仁柿 字栗又	4067-ア-19~24 4068-ア-2~6 4070-ア-17, 18	10.29													間伐	10.29	III	R11.3.31						
2	松阪市	柚原町字吉田ほか	1164-ア-17~18-1 .58	5.41													間伐	5.41	III	R11.3.31						
3	松阪市	柚原町字大工谷ほか	1161-ア-36~42	4.96													間伐	4.96	III	R11.3.31						
4	松阪市	辻原町字ツツラ 又	1118-イ-23	1.54													間伐	1.54	III	R11.3.31						

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	松阪市		10,170	別表2		
	多気町		383			
	大台町		11,744			
	伊勢市		89			
	鳥羽市		647			
	南伊勢町		2,877			
	大紀町		5,629			
	度会町		2,811			
	志摩市		146			
土砂流出防備保安林	松阪市		5,009	別表2		
	多気町		106			
	明和町		15			
	大台町		2,127			
	伊勢市		105			
	鳥羽市		369			
	玉城町		1			
	南伊勢町		937			
	大紀町		1,829			
	度会町		546			
	志摩市		1,004			
土砂崩壊防備保安林	松阪市		13	別表2		
	多気町		4			
	大台町		3			
	伊勢市		4			
	鳥羽市		4			
	南伊勢町		22			
	大紀町		1			
	度会町		2			
防風保安林	明和町		18	別表2		
	伊勢市		20			
	鳥羽市		18			

	志摩市		21		
潮害 防備 保安林	南伊勢町		1	別表 2	
	志摩市		3		
落石 防止 保安林	鳥羽市		1	別表 2	
	南伊勢町		11		
干害 防備 保安林	松阪市		1	別表 2	
	鳥羽市		1		
	南伊勢町		18		
保健保安林	松阪市		727	別表 2	
	大台町		744		
	伊勢市		67		
	鳥羽市		41		
	玉城町		3		
	南伊勢町		205		
	大紀町		479		
	度会町		229		
	志摩市		111		
航行 目標 保安林	鳥羽市		6	別表 2	
風致 保安林	鳥羽市		1	別表 2	
魚つき 保安林	鳥羽市		62	別表 2	
	志摩市		28		
	南伊勢町		121		
	大紀町		56		

(出典：治山林道課資料)



別表2 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法（制限林の所在）

単位 面積：ha

種類	施業方法		備考
	伐採方法	その他	
水源かん養保安林	<p>1.伐採方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出する恐れがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になる恐れがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐）。</p> <p>2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3) 主伐することができる立木は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする。ただし、保安林の機能の維持又は強化を図ることが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないと認められるところはこの限りでない。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>間伐をすることができる箇所は樹冠粗密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>2-1.主伐</p> <p>1) 皆伐により伐採することができる立木伐採面積の限度は、年度ごとに公表する範囲内とする。ただし、1箇所当たりの皆伐面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められた面積以下とする。（20ha以下の範囲内で定められている。）</p> <p>2) 択伐による場合は、当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。 その算出された率が10分の3をこえるときは10分の3（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4）とする。 ただし、保安林に指定後最初に行う択伐にあつては当該保安林の指定施業要件に定められた択伐率とする。</p> <p>2-2.間伐</p> <p>伐採年度ごとに間伐することができる立木材積は、その森林の立木材積の10分の3.5をこえず、かつ、伐採後おおむね5年後にその森林の樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1.植栽の方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2.植栽本数</p> <p>1) 植栽本数は、保安林又は保安施設地区内の森林において植栽する樹種ごとに、下記の算式により算出された本数とする。ただし、その算出された本数が3,000本を越えるときは、3,000本とする。</p> <p>2) 択伐による伐採をすることができる森林の植栽本数は、前項の規定により算出された本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積を除して得られる率を乗じて得た本数とする。</p> <p>（植栽本数の算式）</p> $3,000 \times (5/V)^{2/3}$ <p>Vは、当該森林において植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。</p>	

種類	施業方法		備考
	伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2) 地盤が比較的安定している森林にあつては伐採種を定めない。</p> <p>3) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>4) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>2-1.主伐 水源かん養保安林と同じ。ただし、1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林の指定施業要件に定められた面積以下とする（10ha以下の範囲内で定められている）。</p> <p>2-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
土砂崩壊防備保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>3) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐 原則として行わない。ただし、択伐林型を達成するため必要と認められる場合は樹冠粗密度が10分の8以上の箇所について行うことができる。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>2-1.主伐 水源かん養保安林の択伐による場合と同じ。</p> <p>2-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	

種類	施業方法		備考
	伐採方法	その他	
防風保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね 20m未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね 10m未満のものをいうものとする。））にあつては、禁伐。</p> <p>2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>2-1.主伐 水源かん養保安林と同じ。ただし、1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林の指定施業要件に定められた面積以下とする（10ha以下の範囲内で定められている。）。ただし、当該保安林の立木の全部又は相当部分のうちのおおむね標準伐期齢以上である部分が幅 20m以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>2-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
保健保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>4) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度 土砂崩壊防備保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
防火保安林	禁伐		

種類	施業方法		備考
	伐採方法	その他	
魚つき保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2) 魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>4) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>土砂流出防備保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
落石防止保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 緩傾斜地の森林その他雪崩又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。</p> <p>2) その他の森林にあつては、禁伐。</p> <p>3) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>水源かん養保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
風致保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>3) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	

## 2 その他必要な事項

該当なし

# 資 料 編

## (附) 参考資料

1	森林計画区の概況	1
	1) 市町別土地面積及び森林面積	
	2) 地況	
	3) 土地利用の現況	
	4) 産業別生産額	
	5) 産業別就業者数	
2	森林の現況	4
	1) 齢級別森林資源表	
	2) 制限林普通林別森林資源表	
	3) 市町別森林資源表	
	4) 所有形態別森林資源表	
	5) 制限林の種類別面積	
	6) 樹種別材積表	
	7) 特定保安林の指定状況	
	8) 荒廃地等の面積	
	9) 森林の被害	
3	林業の動向	16
	1) 保有山林規模別林家数	
	2) 森林経営計画の認定状況	
	3) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	4) 林業事業体等の現況	
	5) 林業労働力の概況	
	6) 林業機械化の概況	
	7) 作業路網等の整備の概況	
4	その他	22
	1) 持続的伐採可能量	

## ※添付資料

## II 計画事項

## 第3 森林

1	森林の立木竹の伐採に関する事項 「主伐時における伐採・搬出指針」	23
---	-------------------------------------	----

## 第6 計画量等

4	林道の開設及び拡張に関する計画 の対図番号に関する位置図	30
---	---------------------------------	----

※四捨五入の関係で総数が合わない場合があります。

## 1 森林計画区の概況

### 1) 市町別土地面積及び森林面積

表 23 市町別土地面積及び森林面積

単位：面積 ha 比率%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 (②/①) × 100	
		総数②	国有林	民有林		
総 数	227,631	164,413.48	8,207.23	156,206.25	72.2	
市 町 別 内 訳	松阪市	62,358	42,728.65	1,460.86	41,267.79	68.5
	多気町	10,306	5,847.03	0.00	5,847.03	56.7
	明和町	4,106	295.90	0.00	295.90	7.2
	大台町	36,286	33,739.64	5,818.82	27,920.82	93.0
	伊勢市	20,837	10,959.16	0.00	10,959.16	52.6
	鳥羽市	10,734	7,452.55	0.00	7,452.55	69.4
	志摩市	17,894	9,090.91	2.25	9,088.66	50.8
	玉城町	4,091	1,255.54	0.25	1,255.29	30.7
	南伊勢町	24,189	20,615.57	199.39	20,416.18	85.2
	度会町	13,498	11,295.09	0.00	11,295.09	83.7
大紀町	23,332	21,133.44	725.66	20,407.78	90.6	

(出典：森林・林業経営課資料)

### 2) 地況

#### (1) 気候

表 24 気候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	備 考
	最高	最低	年平均		
粥見	31.9	-0.5	14.8	2,157.8	
小俣	32.2	0.2	15.6	1,870.8	
鳥羽	31.2	1.6	15.6	2,428.5	
阿児	-	-	-	2,008.6	
宮川	-	-	-	3,369.0	
南伊勢	30.8	1.6	15.9	2,273.5	

(出典：気象庁統計情報 平年値)

- (2) 地勢 地域の概況を参照。  
 (3) 地質, 土壌等 地域の概況を参照。

## 3) 土地利用の現況

表 25 地目別民有地面積 (評価総地積)

単位 面積 : 1,000ha

区 分	総 数	山 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	104.43	66.90	22.90	16.30	6.60	14.63	9.05	
市町別 内訳	松阪市	31.21	18.40	8.31	6.45	1.86	4.50	3.14
	多気町	6.76	4.04	1.90	1.37	0.53	0.82	0.51
	明和町	3.12	0.29	2.06	1.50	0.56	0.76	0.51
	大台町	8.57	7.46	0.65	0.34	0.31	0.46	0.26
	伊勢市	9.70	3.90	3.17	2.18	0.99	2.63	1.98
	鳥羽市	6.49	4.88	0.79	0.49	0.31	0.82	0.37
	志摩市	11.48	6.73	1.89	1.18	0.71	2.87	1.32
	玉城町	2.75	0.78	1.47	1.04	0.43	0.50	0.32
	南伊勢町	12.11	10.50	1.06	0.64	0.42	0.56	0.25
	度会町	5.83	4.70	0.84	0.57	0.27	0.29	0.19
大紀町	6.40	5.22	0.76	0.54	0.22	0.42	0.20	

(出典 : 令和 5 年刊三重県統計書)

## 4) 産業別生産額

表 26 産業別生産額

単位 金額 : 百万円

区 分	総生産額		第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
			総 額	農 業	林 業	水産業			
三 重 県	8,086,393	8,050,587	78,827	52,709	4,159	21,959	3,318,685	4,653,075	
南伊勢森林計画区	1,518,730	1,512,006	31,082	14,747	1,496	14,839	462,057	1,018,867	
市町別 内訳	松阪市	554,168	551,714	5,631	4,750	576	305	156,625	389,458
	多気町	85,571	85,192	1,483	1,443	40	0	42,302	41,407
	明和町	60,151	59,885	1,142	991	2	149	13,210	45,533
	大台町	31,149	31,011	1,102	757	278	67	7,356	22,553
	伊勢市	444,979	443,009	3,643	2,508	82	1,053	136,552	302,814
	鳥羽市	77,360	77,017	4,050	395	23	3,632	9,902	63,065
	志摩市	110,281	109,793	2,745	1,000	31	1,714	13,297	93,751
	玉城町	91,531	91,126	1,377	1,364	13	0	69,083	20,666
	南伊勢町	30,952	30,815	8,154	352	106	7,696	3,832	18,829
	度会町	13,130	13,072	578	459	119	0	3,525	8,969
大紀町	19,458	19,372	1,177	728	226	223	6,373	11,822	

※) 総生産額 = 第 1 次産業 + 第 2 次産業 + 第 3 次産業 + 輸入品に課される税・関税等

出典 : 令和元年度 三重県の市町民経済計算)



## 5) 産業別就業者数

表 27 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農 業	林 業	水産業			
三 重 県	816,371	26,455	20,993	930	4,532	259,965	529,951	
南伊勢森林計画区	200,508	10,123	6,301	425	3,397	53,800	136,585	
市町別 内訳	松阪市	74,826	2,626	2324	156	146	22,316	49,884
	多気町	6,765	652	630	19	3	2,087	4,026
	明和町	10,294	497	430	7	60	3,156	6,641
	大台町	3,804	292	205	81	6	1,093	2,419
	伊勢市	56,350	1,406	1197	28	181	14,462	40,482
	鳥羽市	8,588	1,131	116	3	1012	1,445	6,012
	志摩市	20,639	1,663	426	13	1224	3,674	15,302
	玉城町	7,398	462	442	9	11	2,455	4,481
	南伊勢町	4,657	884	211	21	652	875	2,898
	度会町	3,793	223	177	31	15	1,259	2,311
	大紀町	3,394	287	143	57	87	978	2,129

※) 総数 = 第 1 次産業 + 第 2 次産業 + 第 3 次産業 + 分類不能の産業

(出典：令和 2 年国勢調査)

## 2 森林の現況

1) 齡級別森林資源表 (表 28)

単位 面積 : ha、材積 : 1,000 m<sup>3</sup>

区 分		総 数			1 齡 級			2 齡 級			3 齡 級			4 齡 級			5 齡 級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総 数		156,206.25	33,132	227.5																	
立 木 地	総 数	総 数	153,945.12	33,132	227.5	0.16	0	0.0	87.53	1	0.2	92.17	4	0.5	273.52	19	1.3	529.82	55	2.4	
		針葉樹	91,748.27	26,406	208.1	0.00	0	0.0	82.19	1	0.2	88.67	4	0.5	262.52	18	1.2	435.07	51	2.2	
		広葉樹	62,196.85	6,726	19.4	0.16	0	0.0	5.34	0	0.0	3.50	0	0.0	11.00	0	0.0	94.75	4	0.2	
	人 工 林	総 数	総 数	90,027.98	26,133	206.8	0.16	0	0.0	87.53	1	0.2	89.20	4	0.5	264.90	18	1.2	437.34	50	2.2
			針葉樹	89,665.33	26,104	206.4	0.00	0	0.0	82.19	1	0.2	88.67	4	0.5	260.89	18	1.2	430.95	50	2.2
			広葉樹	362.65	29	0.4	0.16	0	0.0	5.34	0	0.0	0.53	0	0.0	4.01	0	0.0	6.39	0	0.0
		育 成 単 層 林	総 数	89,915.74	26,115	206.6	0.16	0	0.0	87.53	1	0.2	85.03	4	0.4	260.45	18	1.2	415.78	49	2.1
			針葉樹	89,564.21	26,087	206.1	0.00	0	0.0	82.19	1	0.2	84.50	4	0.4	256.44	18	1.2	411.54	49	2.1
			広葉樹	351.53	28	0.4	0.16	0	0.0	5.34	0	0.0	0.53	0	0.0	4.01	0	0.0	4.24	0	0.0
	育 成 複 層 林	総 数	112.24	18	0.3	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	4.17	0	0.0	4.45	0	0.0	21.56	2	0.1	
		針葉樹	101.12	17	0.3	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	4.17	0	0.0	4.45	0	0.0	19.41	2	0.1	
		広葉樹	11.12	1	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	2.15	0	0.0	
	天 然 林	総 数	総 数	0.32	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			広葉樹	0.32	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
		育 成 単 層 林	総 数	0.32	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			広葉樹	0.32	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
		育 成 複 層 林	総 数	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
針葉樹			0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	
広葉樹			0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	
天 然 生 林	総 数	63,916.82	6,999	20.7	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	2.97	0	0.0	8.62	0	0.0	92.48	4	0.2		
	針葉樹	2,082.94	303	1.7	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	1.63	0	0.0	4.12	0	0.0		
	広葉樹	61,833.88	6,696	19.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	2.97	0	0.0	6.99	0	0.0	88.36	4	0.2		
竹 林		474.69																			
無 立 木 地		1,786.44																			

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区 分		6 齡 級			7 齡 級			8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
總 数																					
立 木 地	總 数	總 数	1,169.75	144	4.1	1,566.08	251	6.0	3,144.83	561	10.6	6,673.92	1,205	18.1	6,627.63	1,558	19.3	11,360.98	2,946	30.3	
		針葉樹	908.10	132	3.7	1,142.89	225	5.2	2,189.11	487	8.9	4,084.61	1,011	14.8	5,132.24	1,429	18.0	9,206.57	2,717	28.7	
		広葉樹	261.65	12	0.4	423.19	26	0.8	955.72	74	1.6	2,589.31	194	3.3	1,495.39	129	1.3	2,154.41	228	1.6	
	人 工 林	總 数	總 数	913.59	131	3.7	1,153.61	226	5.2	2,233.82	488	9.0	4,178.04	1,018	14.9	5,136.13	1,425	17.9	9,174.39	2,712	28.6
			針葉樹	892.36	130	3.6	1,140.37	225	5.2	2,172.61	484	8.9	4,077.05	1,010	14.8	5,071.82	1,419	17.9	9,156.34	2,710	28.6
			広葉樹	21.23	1	0.0	13.24	1	0.0	61.21	4	0.1	100.99	8	0.1	64.31	6	0.1	18.05	2	0.0
		育 成 単層林	總 数	880.19	127	3.6	1,153.61	226	5.2	2,231.93	488	9.0	4,174.93	1,017	14.9	5,132.99	1,424	17.9	9,171.26	2,711	28.6
			針葉樹	860.13	126	3.5	1,140.37	225	5.2	2,170.72	484	8.9	4,073.94	1,009	14.7	5,068.68	1,418	17.9	9,153.21	2,709	28.6
			広葉樹	20.06	1	0.0	13.24	1	0.0	61.21	4	0.1	100.99	8	0.1	64.31	6	0.1	18.05	2	0.0
		育 成 複層林	總 数	33.40	4	0.1	0.00	0	0.0	1.89	0	0.0	3.11	1	0.0	3.14	1	0.0	3.13	1	0.0
			針葉樹	32.23	4	0.1	0.00	0	0.0	1.89	0	0.0	3.11	1	0.0	3.14	1	0.0	3.13	1	0.0
			広葉樹	1.17	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
	天 然 林	總 数	總 数	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			広葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
		育 成 単層林	總 数	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			広葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
		育 成 複層林	總 数	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
広葉樹			0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	
天 然 生 林	總 数	256.16	13	0.4	412.47	25	0.8	911.01	73	1.6	2,495.88	187	3.2	1,491.50	132	1.4	2,186.59	234	1.7		
	針 葉 樹	15.74	2	0.1	2.52	0	0.0	16.50	3	0.1	7.56	2	0.0	60.42	9	0.1	50.23	8	0.1		
	広 葉 樹	240.42	11	0.4	409.95	25	0.7	894.51	69	1.5	2,488.32	185	3.2	1,431.08	123	1.2	2,136.36	226	1.6		
竹 林																					
無 立 木 地																					

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区 分			12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級			16 齡 級			17 齡 級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総 数																					
立 木 地	総 数	総 数	20,116.97	5,203	41.2	30,558.68	7,016	42.5	23,937.36	4,772	21.7	18,867.82	3,596	12.3	8,207.48	1,419	3.8	6,590.03	1,308	3.7	
		針葉樹	15,642.41	4,714	39.2	20,024.57	5,890	40.2	10,498.31	3,223	18.6	7,736.63	2,414	11.1	2,983.79	859	3.2	2,972.58	879	3.3	
		広葉樹	4,474.56	490	2.0	10,534.11	1,126	2.3	13,439.05	1,549	3.1	11,131.19	1,182	1.2	5,223.69	560	0.6	3,617.45	430	0.4	
	人 工 林	総 数	総 数	15,545.45	4,696	39.1	19,869.57	5,866	40.1	10,283.13	3,195	18.4	7,446.73	2,380	10.9	2,777.67	829	3.1	2,805.82	851	3.2
			針葉樹	15,521.16	4,694	39.1	19,845.14	5,864	40.0	10,273.49	3,194	18.4	7,443.13	2,379	10.9	2,776.62	829	3.1	2,805.11	851	3.2
			広葉樹	24.29	2	0.0	24.43	2	0.0	9.64	1	0.0	3.60	0	0.0	1.05	0	0.0	0.71	0	0.0
		育 成 層 林	総 数	15,543.32	4,696	39.1	19,864.35	5,866	40.1	10,281.77	3,195	18.4	7,445.76	2,379	10.9	2,772.92	828	3.1	2,798.34	849	3.2
			針葉樹	15,519.03	4,693	39.1	19,843.85	5,864	40.0	10,272.81	3,194	18.4	7,442.16	2,379	10.9	2,772.22	828	3.1	2,798.34	849	3.2
			広葉樹	24.29	2	0.0	20.50	2	0.0	8.96	1	0.0	3.60	0	0.0	0.70	0	0.0	0.00	0	0.0
	育 成 層 林	総 数	2.13	0	0.0	5.22	1	0.0	1.36	0	0.0	0.97	0	0.0	4.75	1	0.0	7.48	2	0.0	
		針葉樹	2.13	0	0.0	1.29	0	0.0	0.68	0	0.0	0.97	0	0.0	4.40	1	0.0	6.77	2	0.0	
		広葉樹	0.00	0	0.0	3.93	0	0.0	0.68	0	0.0	0.00	0	0.0	0.35	0	0.0	0.71	0	0.0	
	天 然 林	総 数	総 数	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			広葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
		育 成 層 林	総 数	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			広葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
		育 成 層 林	総 数	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
広葉樹			0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	
天 然 生 林		総 数	4,571.52	507	2.1	10,689.11	1,150	2.4	13,654.23	1,577	3.3	11,421.09	1,217	1.4	5,429.81	590	0.7	3,784.21	457	0.5	
		針葉樹	121.25	20	0.2	179.43	26	0.2	224.82	29	0.2	293.50	35	0.2	207.17	30	0.1	167.47	28	0.1	
		広葉樹	4,450.27	487	1.9	10,509.68	1,124	2.2	13,429.41	1,548	3.1	11,127.59	1,181	1.2	5,222.64	560	0.6	3,616.74	430	0.4	
竹 林																					
無 立 木 地																					

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区 分		18 齡 級			19 齡 級			20 齡 級			21 齡 級 以上				
		面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量	面積	材 積	成長量		
總 数															
立 木 地	總 数	總 数	4,306.61	943	2.9	2,418.97	572	2.0	2,150.23	515	1.8	5,264.58	1,045	3.1	
		針葉樹	2,391.45	693	2.7	1,665.45	476	1.9	1,511.67	427	1.7	2,789.44	756	2.9	
		広葉樹	1,915.16	250	0.2	753.52	96	0.1	638.56	87	0.1	2,475.14	289	0.3	
	人 工 林	總 数	總 数	2,255.53	670	2.6	1,619.76	469	1.9	1,416.50	415	1.7	2,339.11	687	2.6
			針葉樹	2,255.23	670	2.6	1,619.76	469	1.9	1,416.47	415	1.7	2,335.97	687	2.6
			広葉樹	0.30	0	0.0	0.00	0	0.0	0.03	0	0.0	3.14	0	0.0
		育 成 單 層 林	總 数	2,254.24	670	2.6	1,617.68	469	1.9	1,415.39	415	1.7	2,328.11	685	2.6
			針葉樹	2,254.24	670	2.6	1,617.68	469	1.9	1,415.36	415	1.7	2,326.80	684	2.6
			広葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.03	0	0.0	1.31	0	0.0
		育 成 複 層 林	總 数	1.29	0	0.0	2.08	1	0.0	1.11	0	0.0	11.00	3	0.0
			針葉樹	0.99	0	0.0	2.08	1	0.0	1.11	0	0.0	9.17	2	0.0
			広葉樹	0.30	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	1.83	0	0.0
	天 然 林	總 数	總 数	0.32	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			広葉樹	0.32	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
		育 成 單 層 林	總 数	0.32	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			広葉樹	0.32	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
		育 成 複 層 林	總 数	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
			針葉樹	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0
広葉樹			0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	
天 然 生 林		總 数	2,050.76	273	0.3	799.21	103	0.1	733.73	99	0.1	2,925.47	358	0.5	
		針 葉 樹	136.22	23	0.1	45.69	7	0.0	95.20	12	0.0	453.47	69	0.3	
		広 葉 樹	1,914.54	250	0.2	753.52	96	0.1	638.53	87	0.1	2,472.00	289	0.3	
竹 林															
無 立 木 地															

(出典：森林・林業経営課資料)

2) 制限林普通林別森林資源表 (表 29)

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分	総数	立 木 地												
		総 数			人 工 林									
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
					総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総数	面積	156,206.25	153,945.12	91,748.27	62,196.85	90,027.98	89,665.33	362.65	89,915.74	89,564.21	351.53	112.24	101.12	11.12
	材積	33,132	33,132	26,406	6,726	26,133	26,104	29	26,115	26,087	28	18	17	1
	成長量	227.5	227.5	208.1	19.4	206.8	206.4	0.4	206.6	206.1	0.4	0.3	0.3	0.0
制限林	面積	99,590.25	98,271.92	55,730.46	42,541.46	54,236.33	54,023.25	213.08	54,145.35	53,943.26	202.09	90.98	79.99	10.99
	材積	21,221	21,221	16,557	4,664	16,341	16,324	17	16,329	16,312	17	13	12	1
	成長量	144.3	144.3	132.0	12.3	130.9	130.6	0.3	130.7	130.4	0.3	0.2	0.2	0.0
普通林	面積	56,616.00	55,673.20	36,017.81	19,655.39	35,791.65	35,642.08	149.57	35,770.39	35,620.95	149.44	21.26	21.13	0.13
	材積	11,911	11,911	9,849	2,062	9,792	9,780	12	9,786	9,775	12	5	5	0
	成長量	83.2	83.2	76.2	7.1	75.9	75.8	0.2	75.9	75.7	0.2	0.0	0.0	0.0

区分	総数	立 木 地											竹 林	無 立 木 地			
		天 然 林									総 数	伐 採 跡 地		未 立 木 地			
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林							天 然 生 林		
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹					総 数	針葉樹	広葉樹
総数	面積	63,917.14	2,082.94	61,834.20	0.32	0.00	0.32	0.00	0.00	0.00	63,916.82	2,082.94	61,833.88	474.69	1,786.44	344.49	1,441.95
	材積	6,999	303	6,696	0	0	0	0	0	0	6,999	303	6,696				
	成長量	20.7	1.7	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.7	1.7	19.0				
制限林	面積	44,035.59	1,707.21	42,328.38	0.00			0.00			44,035.59	1,707.21	42,328.38	191.12	1,127.21	184.40	942.81
	材積	4,879	233	4,646	0	0	0	0	0	0	4,879	233	4,646				
	成長量	13.4	1.3	12.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.4	1.3	12.1				
普通林	面積	19,881.55	375.73	19,505.82	0.32		0.32	0.00			19,881.23	375.73	19,505.50	283.57	659.23	160.09	499.14
	材積	2,120	70	2,050	0	0	0	0	0	0	2,120	70	2,050				
	成長量	7.3	0.4	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	0.4	6.9				

(出典：森林・林業経営課資料)

3) 市町別森林資源表 (表 30)

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
						総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	面積	156,206.25	153,945.12	91,748.27	62,196.85	90,027.98	89,665.33	362.65	89,915.74	89,564.21	351.53	112.24	101.12	11.12
	材積	33,132	33,132	26,406	6,726	26,133	26,104	29	26,115	26,087	28	18	17	1
松阪市	面積	41,267.79	40,717.44	30,982.71	9,734.73	30,812.89	30,639.85	173.04	30,812.25	30,639.21	173.04	0.64	0.64	
	材積	11,637	11,637	10,344	1,292	10,287	10,273	14	10,287	10,273	14	0	0	0
多気町	面積	5,847.03	5,737.88	2,544.19	3,193.69	2,545.27	2,534.26	11.01	2,544.54	2,533.53	11.01	0.73	0.73	
	材積	903	903	643	260	642	641	1	642	641	1	0	0	0
明和町	面積	295.90	279.30	229.45	49.85	229.80	229.45	0.35	229.46	229.11	0.35	0.34	0.34	
	材積	40	40	37	3	37	37	0	37	37	0	0	0	0
大台町	面積	27,920.82	27,652.51	16,629.37	11,023.14	16,495.05	16,459.01	36.04	16,478.57	16,442.53	36.04	16.48	16.48	
	材積	6,658	6,658	5,190	1,468	5,151	5,149	2	5,148	5,145	2	4	4	0
伊勢市	面積	10,959.16	10,844.13	6,232.32	4,611.81	5,830.34	5,816.53	13.81	5,756.42	5,749.60	6.82	73.92	66.93	6.99
	材積	1,804	1,804	1,371	433	1,315	1,314	1	1,305	1,304	1	10	9	1
鳥羽市	面積	7,452.55	7,319.71	1,967.90	5,351.81	1,882.48	1,877.77	4.71	1,882.48	1,877.77	4.71	0.00		
	材積	780	780	349	431	340	340	0	340	340	0	0	0	0
志摩市	面積	9,088.66	8,991.85	2,906.11	6,085.74	2,039.84	2,026.94	12.90	2,036.46	2,026.39	10.07	3.38	0.55	2.83
	材積	981	981	476	504	382	381	1	382	381	1	0	0	0
玉城町	面積	1,255.29	1,226.30	1,137.35	88.95	1,130.34	1,130.27	0.07	1,130.34	1,130.27	0.07	0.00		
	材積	174	174	167	7	166	166	0	166	166	0	0	0	0
南伊勢町	面積	20,416.18	19,847.29	7,757.24	12,090.05	7,673.14	7,656.03	17.11	7,673.14	7,656.03	17.11	0.00		
	材積	2,877	2,877	1,715	1,162	1,702	1,701	1	1,702	1,701	1	0	0	0
度会町	面積	11,295.09	11,101.68	7,516.92	3,584.76	7,487.80	7,469.45	18.35	7,477.36	7,460.31	17.05	10.44	9.14	1.30
	材積	2,454	2,454	2,051	403	2,045	2,043	1	2,043	2,042	1	2	2	0
大紀町	面積	20,407.78	20,227.03	13,844.71	6,382.32	13,901.03	13,825.77	75.26	13,894.72	13,819.46	75.26	6.31	6.31	
	材積	4,824	4,824	4,062	762	4,065	4,058	7	4,064	4,057	7	2	2	0

(出典：森林・林業経営課資料)

4) 所有形態別森林資源表 (表 31)

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	面積	156,206.25	153,945.12	91,748.27	62,196.85	90,027.98	89,665.33	362.65	89,915.74	89,564.21	351.53	112.24	101.12	11.12
	材積	33,132	33,132	26,406	6,726	26,133	26,104	29	26,115	26,087	28	18	17	1
都道府県有林	面積	1,351.21	1,277.50	1,110.01	167.49	1,108.43	1,108.43	0.00	1,108.43	1,108.43		0.00		
	材積	370	370	348	22	347	347	0	347	347	0	0	0	0
市町村有林	面積	8,812.05	8,741.47	3,673.56	5,067.91	3,506.60	3,492.65	13.95	3,503.71	3,492.59	11.12	2.89	0.06	2.83
	材積	1,612	1,612	1,028	584	1,009	1,008	1	1,009	1,008	1	0	0	0
財産区有林	面積	1,356.88	1,321.18	281.87	1,039.31	299.48	268.07	31.41	299.48	268.07	31.41	0.00		
	材積	169	169	66	104	67	64	3	67	64	3	0	0	0
私 有 林	面積	144,686.11	142,604.97	86,682.83	55,922.14	85,113.47	84,796.18	317.29	85,004.12	84,695.12	309.00	109.35	101.06	8.29
	材積	30,981	30,981	24,965	6,016	24,709	24,684	25	24,692	24,667	24	18	17	1



単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区 分	立 木 地												竹 林	無 立 木 地			
	天 然 林													総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
	総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林							
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹					
総 数	面積	63,917.14	2,082.94	61,834.20	0.32	0.00	0.32	0.00	0.00	0.00	63,916.82	2,082.94	61,833.88	474.69	1,786.44	344.49	1,441.95
	材積	6,999	303	6,696	0	0	0	0	0	0	6,999	303	6,696				
都道府県有林	面積	169.07	1.58	167.49	0.00			0.00			169.07	1.58	167.49	0.27	73.44	0.72	72.72
	材積	23	0	22	0	0	0	0	0	0	23	0	22				
市町村有林	面積	5,234.87	180.91	5,053.96	0.00			0.00			5,234.87	180.91	5,053.96	3.99	66.59	6.62	59.97
	材積	602	20	582	0	0	0	0	0	0	602	20	582				
財産区有林	面積	1,021.70	13.80	1,007.90	0.00			0.00			1,021.70	13.80	1,007.90		35.70	2.00	33.70
	材積	102	2	101	0	0	0	0	0	0	102	2	101				
私 有 林	面積	57,491.50	1,886.65	55,604.85	0.32		0.32	0.00			57,491.18	1,886.65	55,604.53	470.43	1,610.71	335.15	1,275.56
	材積	6,272	281	5,991	0	0	0	0	0	0	6,272	281	5,991				

(出典：森林・林業経営課資料)

5) 制限林の種類別面積 (表 32)

単位 面積 : h a

区分	自然公園																		
	国立公園						国定公園						都道府県立自然公園						計
	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定区域	小計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定区域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定区域	小計		
総数	1,690	1,336	7,068	8,934	45,392	0	5	129	1,686	2,316	0	4,136	503	354	3,466	77,220	54,125	58,261	
市町別 内訳	松阪市					0	5	129	1,686	2,316	0	4,136	1		976	28,636	29,613	33,749	
	多気町					0						0				3,263	3,263	3,263	
	明和町					0						0					0	0	
	大台町	687	208	468	156	7,357							366		902	26,150			
	伊勢市	858	674	4,363	1,340	5,344													
	鳥羽市		36	152	1,811	8,720													
	志摩市		30	651	2,554	14,710													
	玉城町																		
	南伊勢町	145	388	1,434	3,073	9,261													
	度会町						0						0					0	0
大紀町						0						0	136	354	1,588	19,171	21,249	21,249	

区分	保安林					計	原生自然環境保全地域 自然環境保全法による	自然環境保全地域の特別地区	自然環境保全法による特別地区	都道府県自然環境保全地域の特別地区	鳥獣保護法による特別保護地区	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	野生動物の管理地区 絶滅のおそれのある種の保存に関する法律による	その他
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林											
総数	34,496	12,048	53	601	26,790			159	639	3,588	25	0	0		
市町別内訳	松阪市	10,170	5,009	13	1	15,193			2	0	0	12	0	0	
	多気町	383	106	4		493					209			0	
	明和町		15		18	33			2		0			0	
	大台町	11,744	2,127	3						565	0	13			
	伊勢市	89	105	4	21					71	3,001				
	鳥羽市	647	369	4	89						378				
	志摩市	146	1,004		66						0				
	玉城町		1		3				0		0	0	0		
	南伊勢町	2,877	937	22	150				0		0	0	0		
	度会町	2,811	546	2		3,359			0		0	0	0	0	
大紀町	5,629	1,829	1	253	7,712			155	3	0	0	0	0		

※令和5年3月現在

(出典：森林・林業経営課資料)

6) 樹種別材積表

表 33 樹種別材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹
総 数	14,198	10,976	1,185	46	6,725
人 工 林	14,185	10,952	960	6	29
天 然 林	13	24	225	40	6,696

(出典：森林・林業経営課資料)

7) 特定保安林の指定状況

表 34 特定保安林の指定状況

単位 面積：ha

市町	特定保安林		要整備森林		備 考
	面積	保安林名称	箇所数	面積	
松阪市	136.13	水源かん養	1	11.99	
	30.21	土砂流出防備	3	12.90	
計	166.34		4.00	24.89	

(出典：治山林道課資料)

8) 荒廃地等の面積

表 35 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		1.69	3204.93
市町別 内訳	松阪市	0.28	1,389.66
	多気町	0.20	75.14
	明和町	0.00	5.00
	大台町	1.00	606.70
	伊勢市	0.00	63.60
	鳥羽市	0.03	69.68
	志摩市	0.00	34.00
	玉城町	0.00	8.00
	南伊勢町	0.18	244.14
	度会町	0.00	156.27
	大紀町	0.00	552.74

(出典：治山林道課資料)

9) 森林の被害

表 36 森林の被害

単位 面積 : ha

種類		火災			松くい虫			シカ等食害		
年度		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
総数		0.29	0.04	0.00	65.00	62.00	62.00	603	575	535
市町別 内訳	松阪市							20	13	
	多気町							10	13	13
	明和町				10	8	8			
	大台町							243	219	197
	伊勢市				49	48	49			
	鳥羽市		0.02							
	志摩市	0.15	0.02		6	6	5			
	玉城町	0.01								
	南伊勢町	0.13								
	度会町							180	180	175
大紀町							150	150	150	

(出典 : 治山林道課資料)

### 3 林業の動向

#### 1) 保有山林規模別林家数

表 37 保有山林規模別林家数

単位 人数：人

区分	総数	1ha未満	1ha以上 5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 50ha未満	50ha以上
林家数	40,044	24,806	10,786	2,285	1,841	326

(出典：森林・林業経営課資料)

#### 2) 森林経営計画の認定状況

表 38 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
総数	37	26,094.34	4	1,675.02	33	24,419.32		
市町別 内訳	松阪市	6	7,174.30	1	85.29	5	7,089.01	
	多気町	2	547.92			2	547.92	
	明和町	0	0.00					
	大台町	11	8,890.81	1	1,521.66	10	7,369.15	
	伊勢市	1	5,561.28			1	5,561.28	
	鳥羽市	0	0.00					
	志摩市	3	138.16	1	55.78	2	82.38	
	玉城町	0	0.00					
	南伊勢町	3	878.74			3	878.74	
	度会町	4	1,463.05			4	1,463.05	
大紀町	7	1,440.08	1	12.29	6	1,427.79		

※令和5年3月末現在、人数は計画作成者の延べ人数

(出典：森林・林業経営課資料)

### 3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

表 39 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	218	305.30	0	0.00	
松阪市	68	112.57	0	0.00	
多気町	24	27.97	0	0.00	
明和町	0	0.00	0	0.00	
大台町	101	113.03	0	0.00	
伊勢市	0	0.00	0	0.00	
鳥羽市	0	0.00	0	0.00	
志摩市	0	0.00	0	0.00	
玉城町	0	0.00	0	0.00	
南伊勢町	0	0.00	0	0.00	
度会町	0	0.00	0	0.00	
大紀町	25	51.73	0	0.00	

※令和5年3月末現在、件数は策定した計画の数

(出典：森林・林業経営課資料)

#### 4) 森林組合及び生産森林組合の現況

表 40 森林組合及び生産森林組合の構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町別		組合名	組合員数	専従職員数	出資金総数	組合員所有森林面積
森林組合	松阪市	松阪飯南森林組合	1,848	28	199,025	25,391
	多気町	宮川森林組合	1,591	16	122,187	22,407
	明和町					
	大台町					
	伊勢市	いせしま森林組合	2,999	16	66,599	28,359
	鳥羽市					
	志摩市					
	玉城町					
	南伊勢町					
	度会町	大紀森林組合	1,802	7	61,098	9,715
大紀町						
生産森林組合	松阪	飯盛	200	0	600	3,416
		大杉谷	133	0	21,120	407
	伊勢	一之瀬	231	0	810	387
		恵利原	128	0	133	79
		新桑	-	-	-	-
		南中村	76	0	23,230	516
		松尾	123	0	51,660	275
		野原	141	0	-	288
		五ヶ所浦	311	0	16,200	186
		相賀浦	310	0	12,230	140
		和井野	57	0	26,220	172
		坂井	29	0	9,900	34
		坂崎	98	1	853,076	129
		白木	30	0	7,010	29
		磯部山田	120	0	96,690	466

(出典：森林・林業経営課資料)

※森林組合の組合員数は準組合員を含む

※令和5年3月末現在



## 5) 林業事業者等の現況

表 41 林業事業者等の現況

経営体、ha、m<sup>3</sup>、事業者

区 分		林業経営体			認定林業 事業者数
		林業経営体数	保有山林面積	素材生産量	
総 数		225	1,388,453	34,993	20
市町別 内訳	松阪市	104	404,801	24,723	9
	多気町	6	5,505	-	
	明和町	2	-	-	
	大台町	41	633,090	10,270	4
	伊勢市	6	11,113	-	2
	鳥羽市	3	41,006	-	
	志摩市	6	107,562	-	
	玉城町	2	-	-	
	南伊勢町	14	28,771	-	1
	度会町	22	141,327	-	2
	大紀町	19	15,278	-	2
備 考		2020年農林業センサス 三重県結果概要			令和5年 10月末現在

(出典：森林・林業経営課資料)

## 6) 林業労働力の概況

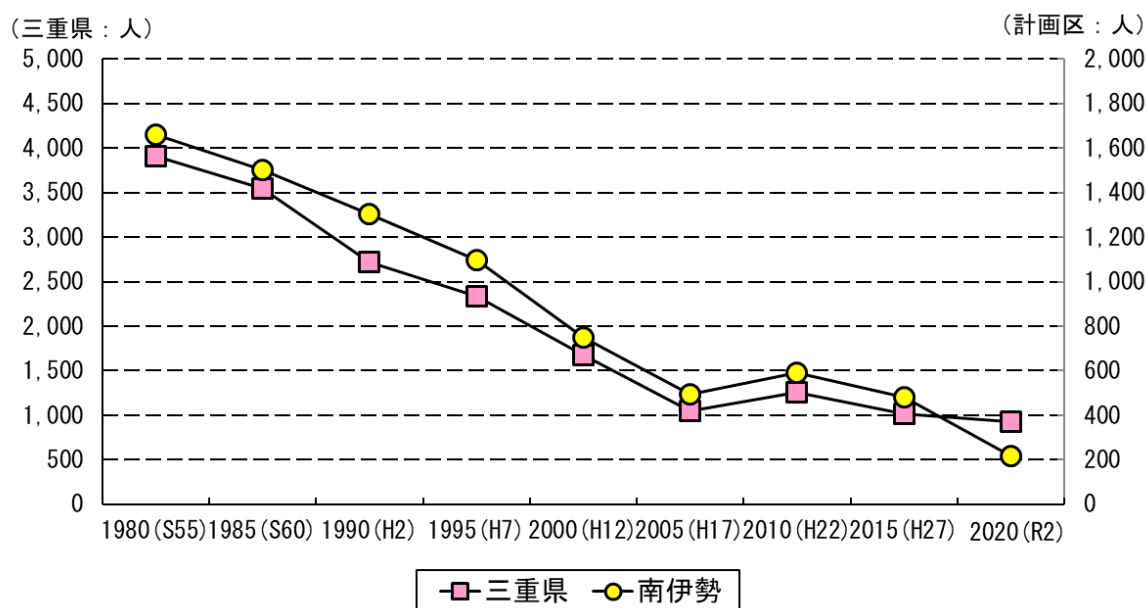


図 24 林業就業者数の推移

(出典：国勢調査)

7) 林業機械化の概況

表 42 林業機械化の概況

区 分	形 式	単 位	南伊勢 森林 計画区	三重県
タ ワ ー ヤ ー ダ	元柱を具備した自走式機械	台	2	13
ス イ ン グ ヤ ー ダ	簡易索張方式に対応し、かつ 旋回可能なブームを装備 する集材機械	台	13	21
ス キ ッ ダ	牽引式集材専用のトラクタ	台	1	6
ハ ー ベ ス タ	伐倒・枝払い・玉切りする 自走機械	台	6	15
プ ロ セ ッ サ	枝払い・玉切りする自走式 機械	台	12	20
フ ォ ワ ー ダ	積載式集材専用車両	台	26	48
その他の高性能林業機械		台	5	20
備 考	※令和5年3月末現在			

(出典：森林・林業経営課資料)

8) 作業路網等の整備の概況

表 43 林内路網の現況

単位 面積 : ha 路線数 : 路線 延長 : m 密度 : m/ha

区 分	民有林 面 積	自動車道		軽 車 道		作 業 道		作 業 路		小 計		林内公道等		林内道路		
		路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	延長	密度	延長	密度	
総 数	156,556.11	433	685,508	60	53,466	1,130	862,038	622	342,872	2,245	1,943,884	1,281,777	8.2	3,225,661	20.6	
市町別 内訳	松阪市	41,341.14	143	237,984	17	20,862	409	271,245	475	278,013	1,044	808,104	204,742	5.0	1,012,846	24.5
	多気町	5,915.33	14	8,485			20	9,003	19	7,989	53	25,477	76,327	12.9	101,804	17.2
	明和町	310.97									0	0		0.0	0	0.0
	大台町	27,941.63	91	137,611			195	174,119	71	27,694	357	339,424	123,753	4.4	463,177	16.6
	伊勢市	10,956.43	6	2,734	12	13,685	64	178,065	6	5,659	88	200,143	89,331	8.2	289,474	26.4
	鳥羽市	7,483.76	3	5,423	2	1,431	1	260			6	7,114	135,746	18.1	142,860	19.1
	志摩市	9,101.49	12	19,112	11	3,985	11	3,714			34	26,811	110,076	12.1	136,887	15.0
	玉城町	1,258.77	7	4,635	3	2,294			1	1,920	11	8,849	12,788	10.2	21,637	17.2
	南伊勢町	20,429.98	27	42,617	5	3,995	29	13,639	4	2,848	65	63,099	242,351	11.9	305,450	15.0
	度会町	11,410.44	40	80,987	8	4,070	137	98,269	28	13,122	213	196,448	97,832	8.6	294,280	25.8
大紀町	20,406.17	90	145,920	2	3,144	264	113,724	18	5,627	374	268,415	188,831	9.3	457,246	22.4	

※令和5年3月末現在

(出典 : 治山林道課資料)

※複数の市・町にまたがり複数の管理主体が存在する路線については、それぞれの市・町単位で路線数を計上しています。

## 4 その他

### 1) 持続的伐採可能量

表 44 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千 m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安
768

（出典：森林・林業経営課資料）

表 45 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％ 材積：千 m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	768	104	872
90	691.2		795.2
80	614.4		718.4
70	537.6		641.6
60	460.8		564.8
50	384		488
40	307.2		411.2
30	230.4		334.4
20	153.6		257.6
10	76.8		180.8

（出典：森林・林業経営課資料）

※間伐立木材積はⅡの第6の1に定める計画量を記載

※記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積ではない。

## ※添付資料

Ⅱ 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

の「主伐時における伐採・搬出指針」

## 主伐時における伐採・搬出指針

### 1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

### 2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

### 3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空

洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

#### 4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

##### (1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
  - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
  - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
  - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
  - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないように必要に応じて編柵工等を設置するものとする。
  - ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある

ある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。

- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

## (2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

## (3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。  
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じて水が濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。



- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

#### (4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

##### ① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要な空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は 6 分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は 3 分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m 程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が 1 m でも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

## ② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2 mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返して行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

## 5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

(1) 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

(2) 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

(3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

## 6 事業実施後の整理

### (1) 枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。

② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みになることを避けるものとする。

エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

## (2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

## (3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

## 7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実に行うものとする。

### ※許可や届出の例

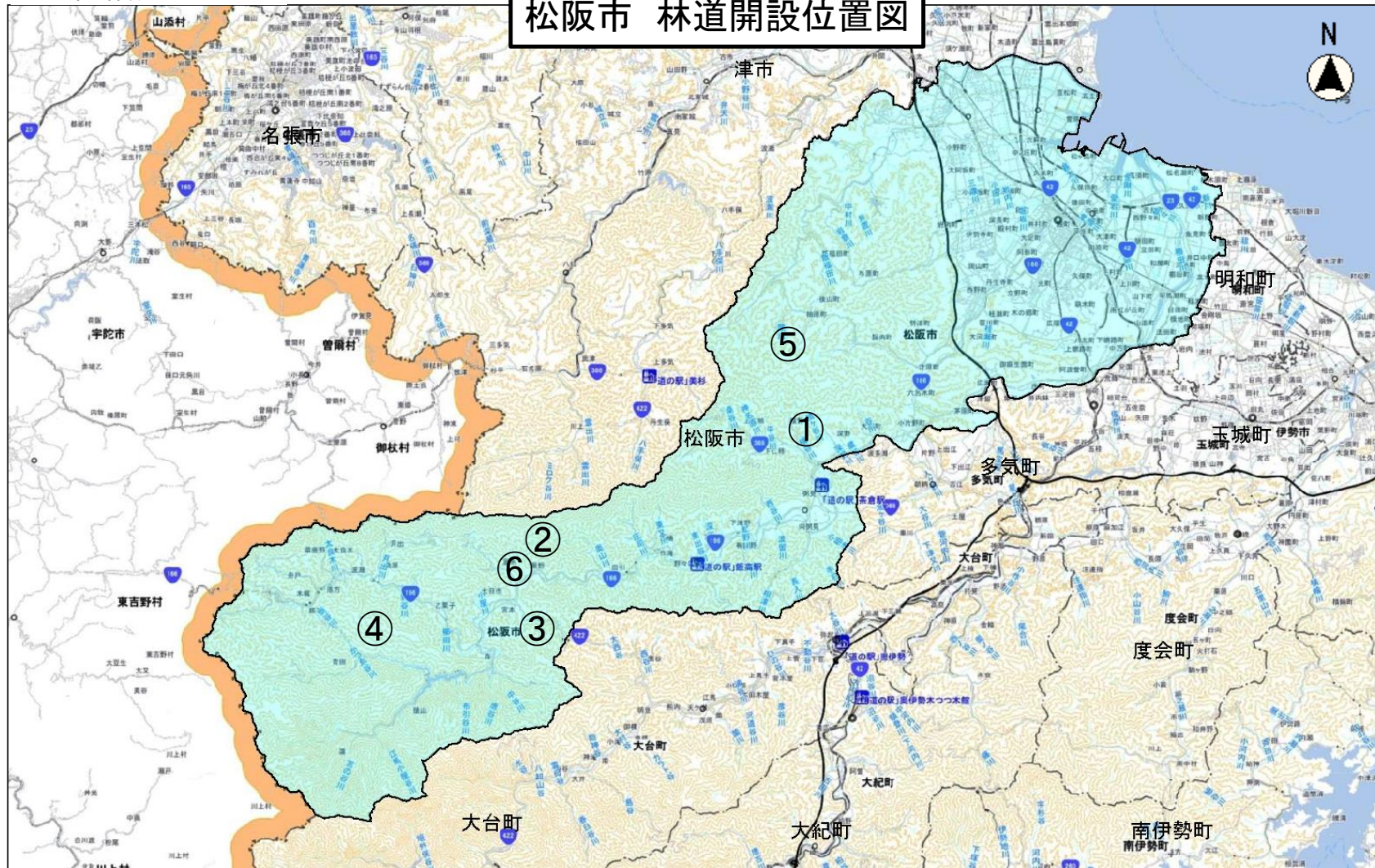
- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
  - ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
  - ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）
  - ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）
- (3) 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
  - (4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
  - (5) 地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

## ※添付資料

Ⅱ 計画事項  
第6 計画量等  
4 林道の開設及び拡張に関する計画

の対図番号に関する位置図

松阪市 林道開設位置図

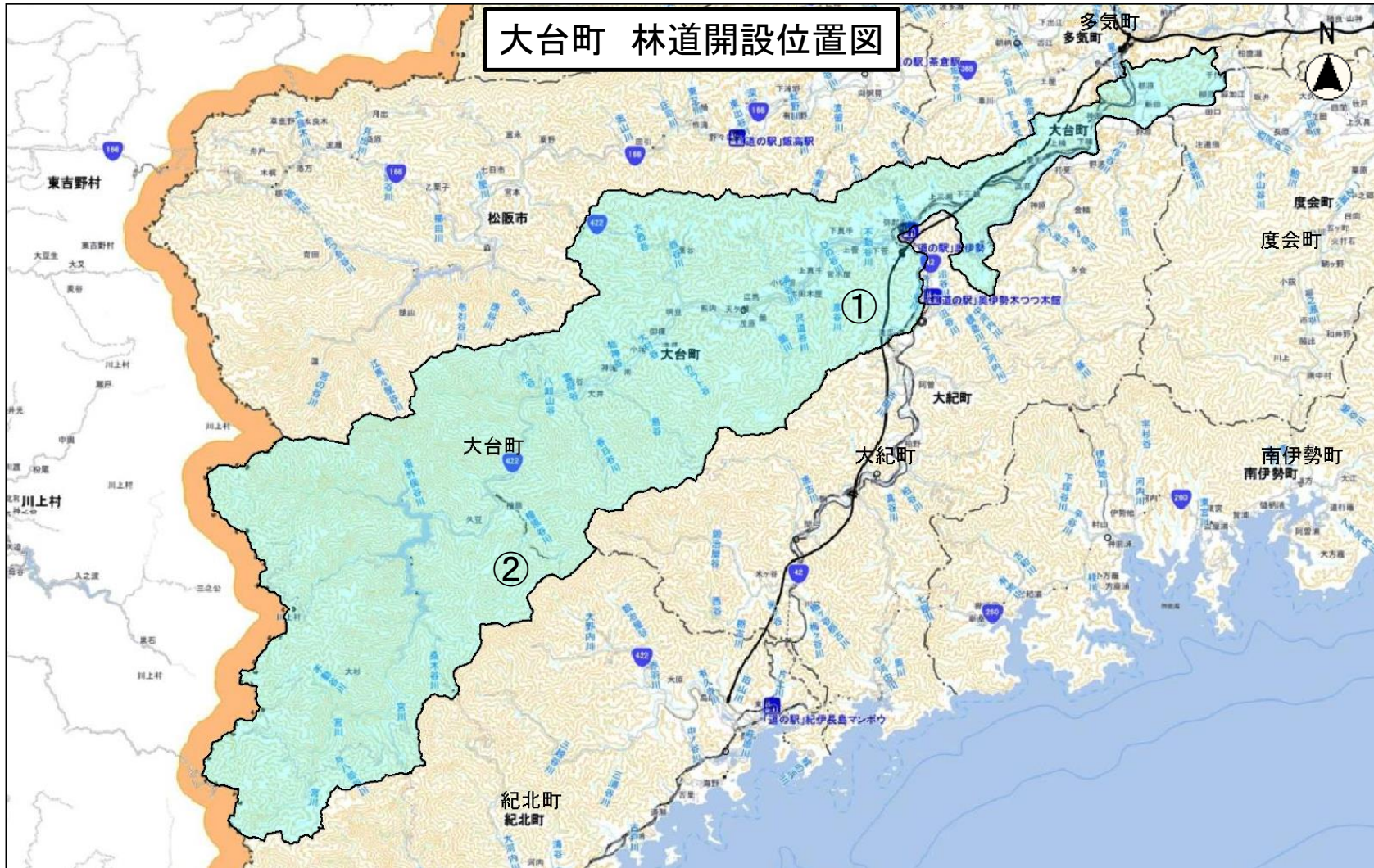


森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。  
この地図は、三重県市町総合事務組合が所管する「三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路幅100)、写真地図地上解像度20cmまたは40cm)」の使用承認を得て、三重県森林資源情報管理システム(森林クラウド)で作成しています。(承認番号: R1.11.20三総合地第188号)

縮尺 1 : 250000

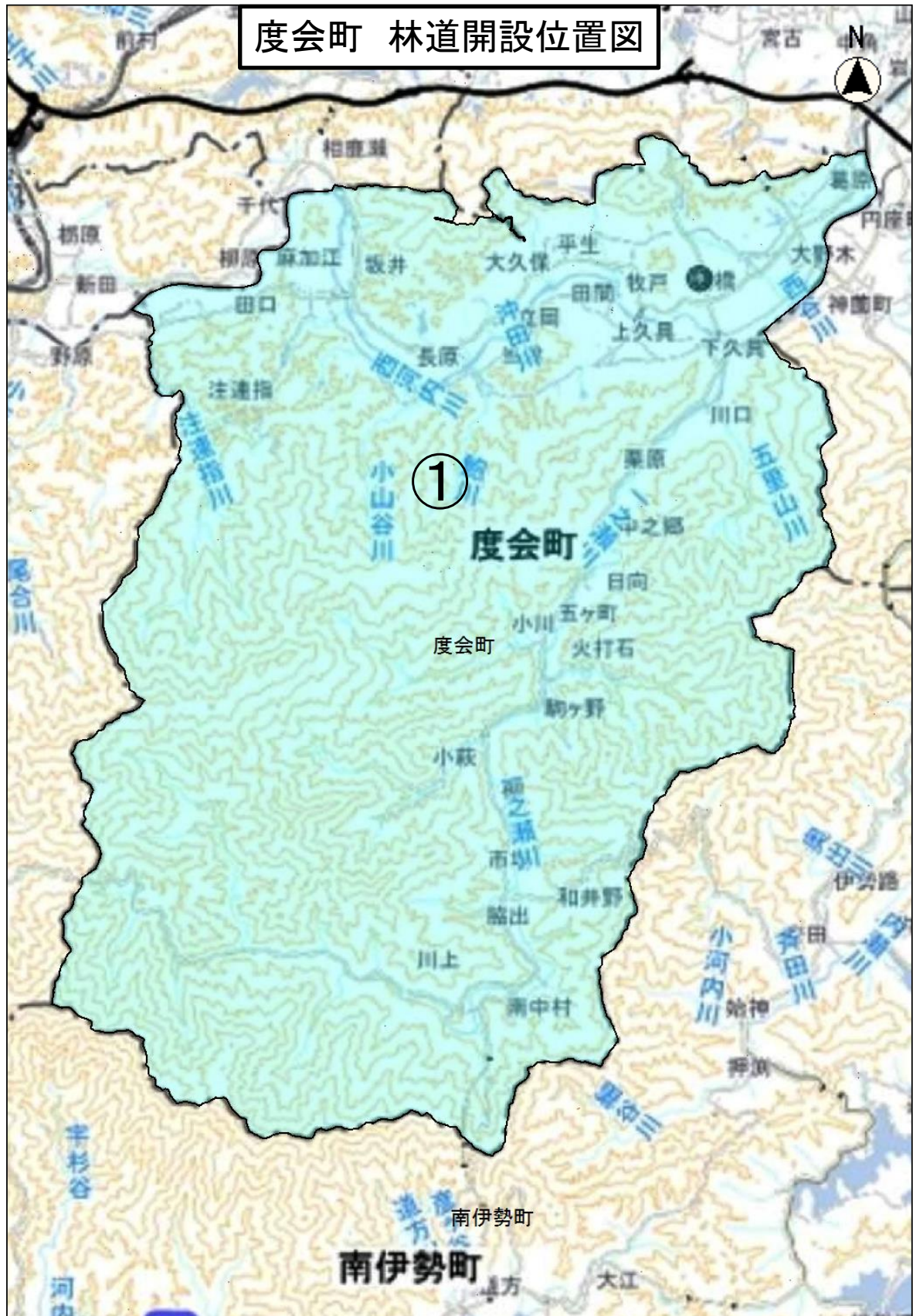


大台町 林道開設位置図



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。  
 この地図は、三重県市町総合事務組合が所管する「三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000)、写真地図地上解像度20cmまたは40cm)」の使用承認を得て、三重県森林資源情報管理システム(森林クラウド)で作成しています。(承認番号: R1.11.20三総合地第18号)

縮尺 1 : 210000  
 3000 2500 0



度会町 林道開設位置図

①

度会町

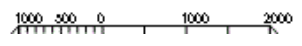
度会町

南伊勢町

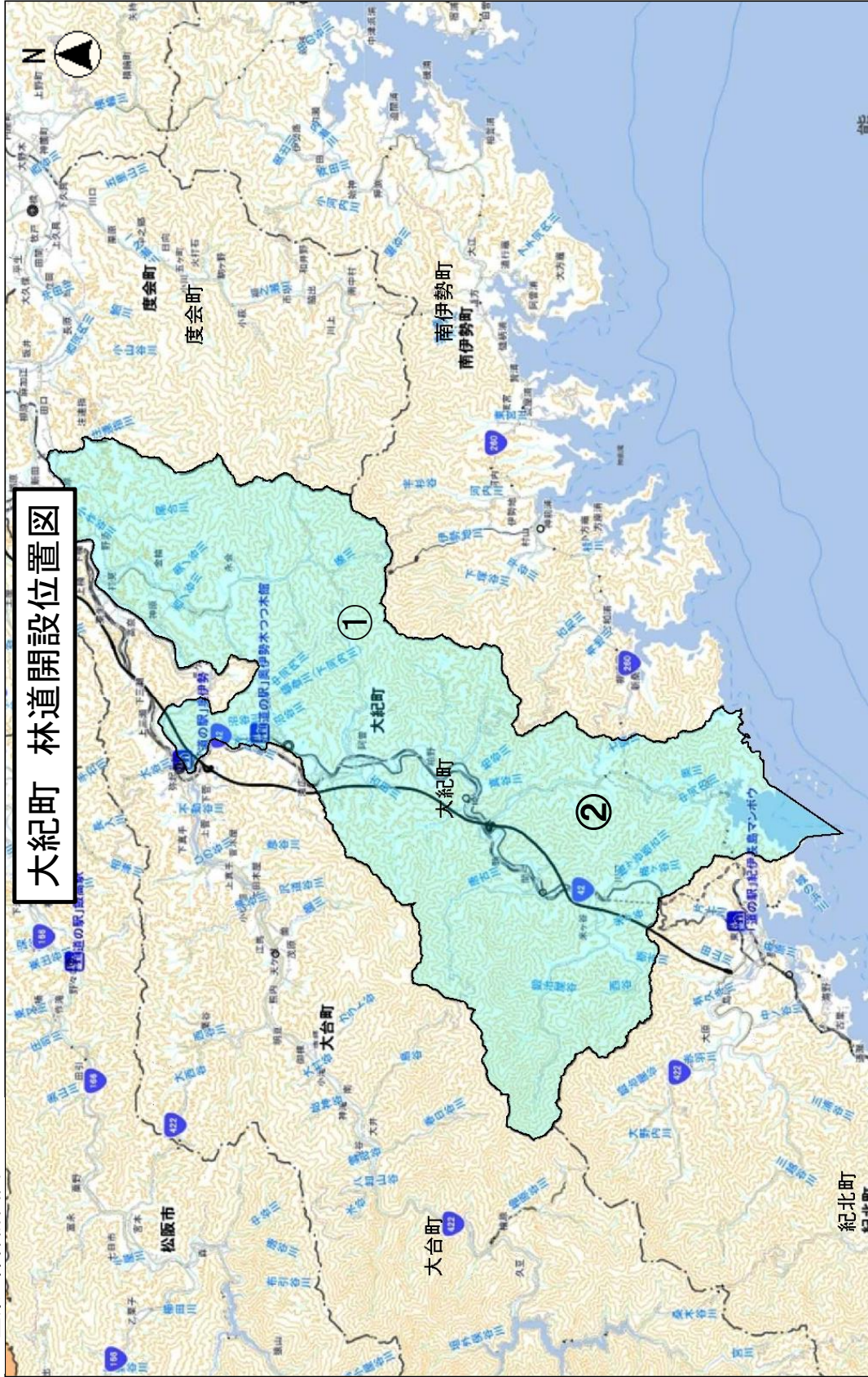
南伊勢町

森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正し表示しているとは限りません。この地図は、三重県市町総合事務組合が所管する「三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000)、写真地図地上解像度20cmまたは40cm)」の使用承認を得て、三重県森林資源情報管理システム(森林クラウド)で作成しています。(承認番号:R1.11.20三総合地第188号)

縮尺 1 : 80000

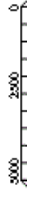


三重県 森林計画図



森林計画図は、直ぐ森林資源の把握のために利用しているものであるため、期間において実測や補綴を行ったものでは必ずしも正しく表示してはなりません。  
この地図は、三重県林業振興課が所管する「三重県共有デジタル地図（数値地形データ）（数値地形データは30m、等高線データは50m）」の地形承認を得て、三重県森林資源情報管理システム（森林クラウド）で作成しています。（承認番号：R1.1.1.0三総合地第18号）

縮尺 1 : 180000





令和5年10月に全国森林計画が策定されたことに伴い、北伊勢地域森林計画、伊賀地域森林計画、尾鷲熊野地域森林計画について、計画量や記載内容について変更します。

## 主な変更点 ①

### ○計画量

全国森林計画に応じた計画量の変更と今後の予定を精査した林道の開設延長等の変更を行います。

#### ①北伊勢地域森林計画

計画量(R3~R7)	変更前		基礎		計画		計画/基礎		計画量設定の考え方
1) 伐採立木材積(総数)	520	千m <sup>3</sup>	487	千m <sup>3</sup>	487	千m <sup>3</sup>	100	%	全国森林計画から各森林計画区に割り当てられた基礎数量と同等となるよう計画量を変更
主伐(①)	133	千m <sup>3</sup>	174	千m <sup>3</sup>	174	千m <sup>3</sup>	100	%	
間伐(③)	387	千m <sup>3</sup>	313	千m <sup>3</sup>	313	千m <sup>3</sup>	100	%	
2) 人工造林・天然更新別の造林面積(②)	699	ha	846	ha	846	ha	100	%	全国森林計画の参考数値を踏まえ、計画量を変更
人工造林	571	ha	702	ha	702	ha	100	%	
天然更新	128	ha	144	ha	144	ha	100	%	
3) 間伐面積	7,191	ha	—	ha	5,206	ha	—	%	今後の予定を踏まえ、計画量を変更
4) 林道の開設又は拡張の数量									
開設	7	km	—	km	7.0	km	—	%	今後の予定を踏まえ、計画量を変更
拡張	40	箇所	—	箇所	39	箇所	—	%	

#### ②伊賀地域森林計画

計画量(R4~R8)	変更前		基礎		計画		計画/基礎		計画量設定の考え方
1) 伐採立木材積(総数)	255	千m <sup>3</sup>	235	千m <sup>3</sup>	235	千m <sup>3</sup>	100	%	全国森林計画から各森林計画区に割り当てられた基礎数量と同等となるよう計画量を変更
主伐(①)	43	千m <sup>3</sup>	60	千m <sup>3</sup>	60	千m <sup>3</sup>	100	%	
間伐(③)	212	千m <sup>3</sup>	175	千m <sup>3</sup>	175	千m <sup>3</sup>	100	%	
2) 人工造林・天然更新別の造林面積(②)	259	ha	340	ha	340	ha	100	%	全国森林計画の参考数値を踏まえ、計画量を変更
人工造林	197	ha	269	ha	269	ha	100	%	
天然更新	62	ha	71	ha	71	ha	100	%	
3) 間伐面積	4,000	ha	—	ha	3,373	ha	—	%	全国森林計画の参考数値を踏まえ、計画量を変更

主な変更点 ①

③尾鷲熊野地域森林計画

計画面積(R5~R9)	変更前		基礎		計画		計画/基礎		計画面積設定の考え方
1) 伐採立木材積(総数)	769	千m <sup>3</sup>	816	千m <sup>3</sup>	817	千m <sup>3</sup>	100	%	全国森林計画から各森林計画区に割り当てられた基礎数量と同等となるよう計画面積を変更
主伐(①)	281	千m <sup>3</sup>	420	千m <sup>3</sup>	421	千m <sup>3</sup>	100.2	%	
間伐(③)	488	千m <sup>3</sup>	396	千m <sup>3</sup>	396	千m <sup>3</sup>	100	%	
2) 人工造林・天然更新別の造林面積(②)	1,735	ha	2,412	ha	2,413	ha	100	%	全国森林計画の参考数値を踏まえ、計画面積を変更
人工造林	1,581	ha	2,209	ha	2,209	ha	100	%	
天然更新	154	ha	203	ha	204	ha	100.5	%	
3) 間伐面積	8,946	ha	—	ha	7,737	ha	—	%	全国森林計画の参考数値を踏まえ、計画面積を変更
4) 林道の開設又は拡張の数量									今後の予定を踏まえ、計画面積を変更
開設	12.6	km	—	km	11.8	km	—	%	
拡張	23	箇所	—	箇所	26	箇所	—	%	

主な変更点 ②

○記載事項の整理

「全国森林計画」の策定に伴い、記載内容を整理しました。

- ・森林の現地調査の省力化や効率的な路網の整備などに、航空レーザ測量等による高度な森林資源情報や地形情報が必要となることから、その整備や活用について記載しました。
- ・花粉発生源対策を加速化していくため、花粉症の原因となる花粉を飛散させているスギ等の人工林の伐採や、花粉の少ない苗木に植替えを行うことなどについて記載しました。
- ・林業における人材の育成・確保については、「みえ森林・林業アカデミー」や、就業相談会や林業体験ツアーなどのこれまでの取組を展開していくことに加え、今後の人口減少を見据えた労働力確保に関する対策も必要であることから、他産業から林業への新規参入、女性の活躍、外国人材の受け入れ等について記載しました。
- ・静岡県熱海市における盛土の崩壊による土石流の発生で、甚大な人的・物的被害が発生したことを受け、「宅地造成及び特定盛土規制法(盛土規制法)」が施行されました。盛土規制法において、今後指定される規制区域内の森林における災害の防止に向け、集水部での盛土を避けることや技術的基準の遵守について記載しました。

## 主な変更点 ③

## ○低コスト造林に関する記載事項の整理

林業の採算性の向上、施業の効率化に向け、低コスト造林に関する記載内容を整理しました。

- ・人工造林に係る経費の低コスト化を図る手法として、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることを記載しました。
- ・人工造林を行う標準的な方法として、中仕立て(植栽本数3,000本/ha)と密仕立て(植栽本数5,000/ha)に加え、疎仕立て(植栽本数2,000本/ha)を追加しました。
- ・人工造林に疎仕立てを追加したことに伴い、間伐を実施すべき標準的な林齢に疎仕立てを追加し、森林の状況に応じて、間伐回数を減じることも可能としました。
- ・下刈りや除伐といった保育に係る目安として、標準的な施業体系を示していますが、目的とする木材や森林の状況に応じて、下刈り回数の減や作業の省略などができるよう、記載内容を整理しました。

## 前計画からの主な変更箇所（北伊勢地域森林計画）

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月変更）
1	<p>(省略)</p> <p>II 計画事項</p> <p>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林音整備及び保全の目標</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p> <p>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化</u>、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化にも配慮します。また、<u>近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施</u>や森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>1 (2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。</p>	<p>(省略)</p> <p>II 計画事項</p> <p>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林音整備及び保全の目標</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p> <p>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等</u>にも配慮します。また、<u>リモートセンシング及び</u>森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月変更）
3	<p>北伊勢森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高いことから、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、<u>花粉発生源対策の加速化</u>、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期化等を推進することとします。</p> <p>また、破碎帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。</p> <p>(省略)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。</p> <p>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。</p> <p>伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。</p> <p>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものと</p>	<p>北伊勢森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高いことから、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、<u>長伐期化等</u>を推進することとします。</p> <p>また、破碎帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。</p> <p>(省略)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。</p> <p>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。</p> <p>伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。</p> <p>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものと</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月変更）
4	<p>します。</p> <p>さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。</p> <p>上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえることと<u>とします</u>。</p> <p>また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。</p> <p><u>上記事項を踏まえつつ、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努めることとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。</p> <p>また、更新にあたっては、<u>花粉発生源対策の加速化</u>を図るため、<u>成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなど</u>苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。</p> <p>なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</p>	<p>します。</p> <p>さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。</p> <p>上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえること。</p> <p>また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。</p> <p>(省略)</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。</p> <p>また、更新にあたっては、<u>花粉の少ない森林への転換</u>を図るため、<u>花粉症対策に資する</u>苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。</p> <p>なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月変更）																		
4	<p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。<u>また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。</u> <u>なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種を選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</u></p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。 また、<u>通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入</u>に努めるものとします。</p> <p>①人工造林の植栽本数 植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">表 14 単層林の植栽本数</p> <table border="1" data-bbox="181 1050 1144 1209"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数（本/ha）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">スギ・ヒノキ</td> <td><u>疎仕立て</u></td> <td><u>2,000</u></td> </tr> <tr> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>密仕立て</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000 本/ha を下限とします。 ・<u>疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。</u> ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	スギ・ヒノキ	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	中仕立て	3,000	密仕立て	5,000	<p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。 また、<u>苗木については、特定苗木などの成長に優れ、花粉の少ない苗木の選定</u>に努めるものとします。</p> <p>①人工造林の植栽本数 植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">表 14 単層林の植栽本数</p> <table border="1" data-bbox="1158 1050 2114 1171"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数（本/ha）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スギ・ヒノキ</td> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>密仕立て</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000 本/ha を下限とします。 ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000	密仕立て	5,000
樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）																		
スギ・ヒノキ	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>																		
	中仕立て	3,000																		
	密仕立て	5,000																		
樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）																		
スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000																		
	密仕立て	5,000																		

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月変更）
5	<p>本数を決定するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針          ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、<u>以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。</u></p> <p><u>①現況が針葉樹人工林</u>  <u>②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない</u>  <u>③周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない</u>  <u>④林床に更新樹種が存在しない</u></p> <p>(省略)</p>	<p>本数を決定するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針          ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、<u>現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在せず、周囲 100m 以内に広葉樹林が存在せず、林床に更新樹種が存在しない</u>森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。</p> <p>(省略)</p>
6	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針          森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、<u>高性能林業機械の活用や列状間伐の実施</u>など、<u>施業の省力化・効率化に努めることとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>【間伐の標準的な施業体系】</p>	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針          森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、<u>列状間伐の導入</u>など施業の省力化・効率化に努めることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>【間伐の標準的な施業体系】</p>



頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和3年12月変更）																																																																									
	<p>一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。                      なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>表15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p>	<p>一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。                      なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>表15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p>																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹種</th> <th rowspan="2">施業体系</th> <th rowspan="2">植栽本数 (本/ha)</th> <th colspan="5">間伐を実施すべき標準的な林齢(年)</th> <th rowspan="2">標準的な方法</th> </tr> <tr> <th>初回</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>疎仕立て</td> <td>2,000本</td> <td>25~</td> <td>40~</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>疎仕立て</td> <td>2,000本</td> <td>25~</td> <td>40~</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> <tr> <td>スギ</td> <td>中仕立て ~ 密仕立て</td> <td>3,000本 ~</td> <td>15~</td> <td>25~</td> <td>35~</td> <td>55~</td> <td>75~</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	スギ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹種</th> <th rowspan="2">施業体系</th> <th rowspan="2">植栽本数 (本/ha)</th> <th colspan="5">間伐を実施すべき標準的な林齢(年)</th> <th rowspan="2">標準的な方法</th> </tr> <tr> <th>初回</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>中仕立て ~ 密仕立て</td> <td>3,000本 ~</td> <td>15~</td> <td>25~</td> <td>35~</td> <td>55~</td> <td>75~</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>中仕立て ~ 密仕立て</td> <td>3,000本 ~</td> <td>15~</td> <td>25~</td> <td>35~</td> <td>55~</td> <td>75~</td> <td>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	ヒノキ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
樹種	施業体系				植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法																																																																
		初回	2回目	3回目		4回目	5回目																																																																				
スギ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																																			
ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																																			
スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																																			
樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法																																																																			
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目																																																																				
スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																																			
ヒノキ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。																																																																			

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）										前計画（令和 3 年 12 月変更）
	ヒノキ	中仕立て ～ 密仕立て	3,000本 ～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。		
7	<p>・なお、植栽本数を 1,000～2,000 本/ha とする場合は、林分の状況に応じ、初回及び 2 回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 保育の標準的な方法に関する指針 【保育の標準的な施業体系】 一般的な施業体系では、下刈り 7～10 回、除伐 3～5 回、つる切り 1～2 回、枝打ち 3～6 回行います。 なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、<u>特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ</u>、必要に応じて行うこととします。</p> <p>(省略)</p>										<p>(省略)</p> <p>(2) 保育の標準的な方法に関する指針 【保育の標準的な施業体系】 一般的な施業体系では、下刈り 7～10 回、除伐 3～5 回、つる切り 1～2 回、枝打ち 3～6 回行います。 なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>(省略)</p>
8	<p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、<u>主伐・再造林や</u>搬出間伐の促進が求められています。 これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとし</p>										<p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、搬出間伐の促進が求められています。 これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとし</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月変更）
8	<p>ます。</p> <p>具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体に対し、長期の受委託に必要となる情報の提供及び公開並びに助言及びあっせんなどを推進します。</p> <p>市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業体等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。</p> <p>健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。</p> <p>新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、次代を担う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営するとともに、地域の実態に応じた林業への</p>	<p>ます。</p> <p>具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体に対し、長期の受委託に必要となる情報の提供や助言、あっせんなどを推進します。</p> <p>市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業体等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>三重県の林業従事者は年々減少を続けているとともに、現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。</p> <p>健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業従事者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。</p> <p>新たに林業に従事する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、平成 31 年度に開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行うこととしています。</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月変更）
9	<p><u>新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。</u></p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。</p> <p>また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、<u>合法伐採木材の流通及び利用等を通じ</u>、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を<u>地域一体となって推進するよう努める</u>とともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。</p> <p>(省略)</p>	<p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。</p> <p>また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大<u>など</u>、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制<u>を整備する</u>とともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。</p> <p>(省略)</p>
10	<p>第 4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留</p>	<p>第 4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月変更）
11	<p>工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。</p> <p><u>また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。</u></p> <p>（省略）</p> <p>第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>（省略）</p> <p>（2）その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針</p> <p>森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。</p> <p>また、<u>市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。</u></p> <p>なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。</p> <p>（省略）</p>	<p>工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。</p> <p>（省略）</p> <p>第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>（省略）</p> <p>（2）その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針</p> <p>森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。</p> <p>また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。</p> <p>なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。</p> <p>（省略）</p>

頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和3年12月変更）
12	第6 計画量等 1～3 [全国森林計画に即した計画量としました]	第6 計画量等 1～3
13	4 林道の開設及び拡張に関する計画 [4 林道の開設及び拡張に関する計画を変更しました。]  開設 19 路線 18.7km 拡張（改良） 14 路線 7.1km 37 箇所 拡張（舗装） <u>3</u> 路線 <u>15.2</u> km <u>4</u> 箇所	4 林道の開設及び拡張に関する計画  開設 19 路線 18.7km 拡張（改良） 14 路線 7.1km 37 箇所 拡張（舗装） <u>4</u> 路線 <u>15.7</u> km <u>5</u> 箇所

北伊勢地域森林計画変更計画書（案）  
（北伊勢森林計画区）

令和5年12月変更

計画期間

自 令和3年（2021年）4月1日

至 令和13年（2031年）3月31日

三 重 県





## まえがき

この地域森林計画の変更は、森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、下記の事項を変更するものです。

## 記

## II 計画事項

## 第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - (1) 森林の整備及び保全の目標
  - (2) 森林の整備及び保全の基本方針

## 第 3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
- 2 造林に関する事項
  - (1) 人工造林に関する指針
  - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
- 3 間伐及び保育に関する事項
  - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
  - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
  - (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
  - (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
  - (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

## 第 4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
  - (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

## 第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

- (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

## 第 6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
  - 2 間伐面積
  - 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画

## 目 次

## II 計画事項

第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	1
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	1
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	3
2	造林に関する事項	
	(1) 人工造林に関する指針	4
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
3	間伐及び保育に関する事項	
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	6
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	7
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	8
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	8
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	9
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	10
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	11
第6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	12
2	間伐面積	12
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	12
4	林道の開設及び拡張に関する計画	13

上記以外は令和4年1月7日公表の地域森林計画書のとおり

## Ⅱ 計画事項

### 第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標、その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、にも配慮します。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。

森林の有する主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。

##### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

北伊勢森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高いことから、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、花粉発生源対策の加速化、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土

壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるような森林経営を推進することとします。

また、破碎帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。

### 第 3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して行うものとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法は、伐採を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。

さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

上記事項を踏まえつつ、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努めることとします。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなどの苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。

また、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとします。

## ①人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。

表 14 単層林の植栽本数

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2,000
	中仕立て	3,000
	密仕立て	5,000

- ・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。
- ・疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。
- ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

## (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。

- ①現況が針葉樹人工林
- ②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない
- ③周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない
- ④林床に更新樹種が存在しない

## 3 間伐及び保育に関する事項

## (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意します。また、高性能林業機械の活用や列状間伐の実施など、施業の省力化・効率化に努めることとします。

## 【間伐の標準的な施業体系】

一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。

表 15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	疎仕立て	2,000本	25～	40～	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25～	40～	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
スギ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。



ヒノキ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
-----	---------------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	--------------------------------------------------------------------

- ・なお、植栽本数を 1,000～2,000 本/ha とする場合は、林分の状況に応じ、初回及び 2 回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

### 【保育の標準的な施業体系】

一般的な施業体系では、下刈り 7～10 回、除伐 3～5 回、つる切り 1～2 回、枝打ち 3～6 回行います。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、特に作業の省力化・加速化にも留意しつつ、必要に応じて行うこととします。

表 16 保育の標準的な施業体系

作業の種類	作業の時期 (林齢)	作業の方法	回数	季節
下刈り	1	手刈り、機械刈り	年 1 回	7～9 月
	2～3		年 1～2 回	6～10 月
	4～10		年 1 回	7～9 月
つる切り	8～12	手刈り	1～2 回	6～8 月
除伐	8～14	チェーンソー等	1 回	随時
	15～20		1 回	随時
	21～25		1 回	随時
枝打ち	7～10	枝打ち用具	1～2 回	冬季
	11～17	枝打ち用具、機械	1～2 回	冬季
	18～25		1～2 回	冬季

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、主伐・再造林や搬出間伐の促進が求められています。

これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。

具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要な情報の提供及び公開並びに助言及びあっせんなどを推進します。

市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。

健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。

新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。

新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や

就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、次代を担う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。

また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。

また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、合法伐採木材の流通及び利用等を通じ、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を地域一体となって推進するよう努めるとともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。

## 第 4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。

**第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項****(2) その他保健機能森林の整備に関する事項****イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針**

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。

なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。

## 第 6 計画量等

## 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千 m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	976	932	44	409	369	40	567	563	4
前半5カ年の計画量	487	468	19	174	157	17	313	311	2

## 2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総数	10,8250
前半5カ年の計画量	5,206

## 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,609	341
前半5カ年の計画量	702	144

## 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長 : km 面積 : ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町)	路線名	(延長 及び箇所数)	(利用 区域 面積)	前半 5 力 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	津市	経ヶ峰	6.2	1,069	○	①	
〃	〃	林道	〃	中畑	0.8	71	○	②	
〃	〃	〃	〃	宇谷	0.4	72		③	
〃	〃	〃	〃	井ヶ谷	0.7	17		④	
〃	〃	〃	〃	中田	0.3	20		⑤	
〃	〃	〃	〃	大沢	1.0	100		⑥	
〃	〃	〃	〃	小俣支	0.8	60		⑦	
〃	〃	〃	〃	火の谷	0.7	50		⑧	
〃	〃	〃	〃	寺谷	0.4	50		⑨	
〃	〃	〃	〃	室の口	0.7	50		⑩	
〃	〃	〃	〃	小俣	0.8	60		⑪	
〃	〃	〃	〃	小山	0.7	50		⑫	
〃	〃	〃	〃	嘉嶺	1.0	166		⑬	
〃	〃	〃	〃	我ヶ浦	0.5	443		⑭	
〃	〃	〃	〃	中津漆	1.5	50		⑮	
〃	〃	林業 専用道	〃	漆高所山	0.6	40		⑯	
〃	〃	〃	〃	八対野	1.0	100		⑰	
〃	〃	〃	〃	奥津又	0.4	10		⑱	
〃	〃	〃	〃	ヌクミ支	0.2	13		⑲	
		計		19 路線	18.7				

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	鈴鹿市	御幣	13箇所 0.3	1,089	○		
			小計	1路線	13箇所 0.3				
拡張 (改良)	軽車道	林道	いなべ市	梶ヶ谷	1箇所 0.1	251	○		
"	自動車道	"	"	小穴谷	1箇所 0.1	166	○		
"	"	"	"	桃花魚谷	1箇所 0.1	101	○		
"	"	"	"	宇賀	1箇所 0.1	209	○		
			小計	4路線	4箇所 0.4				
拡張 (改良)	自動車道	林道	津市	経ヶ峰	8箇所 1.3	1,069	○		
"	"	"	"	笹子	2箇所 4.1	571	○		
"	"	"	"	安子谷	1箇所 0.1	286	○		
"	"	"	"	柚ノ木越	1箇所 0.1	756	○		
"	"	"	"	小俣	2箇所 0.2	187	○		
"	"	"	"	桑俣	1箇所 0.1	89	○		
"	"	"	"	大椋谷	1箇所 0.1	51	○		
"	"	"	"	ナメンダラ	1箇所 0.1	146	○		
"	"	"	"	河内谷	3箇所 0.3	609	○		
			小計	9路線	20箇所 6.4				
		計		14路線	37箇所 7.1				



単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	津市	経ヶ峰	2箇所 10.0	1,069	○		
〃	〃	〃	〃	ヌクミ	1箇所 1.2	53			
〃	〃	〃	〃	笹子	1箇所 4.0	571			
			小計	3路線	4箇所 15.2				
		計		3路線	4箇所 15.2				

## 前計画からの主な変更箇所（伊賀地域森林計画）

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月樹立）
1	<p>(省略)</p> <p>II 計画事項</p> <p>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林音整備及び保全の目標</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p> <p>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化</u>、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化にも配慮します。また、<u>近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施</u>や森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>1 (2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。</p>	<p>(省略)</p> <p>II 計画事項</p> <p>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林音整備及び保全の目標</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p> <p>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等</u>にも配慮します。また、<u>リモートセンシング及び</u>森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。</p>

頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和3年12月樹立）
3	<p>伊賀森林計画区は、降水量が少なく、深層風化した花崗岩等や破碎帯などの脆弱な地質から成る山地が多いため、スギ・ヒノキ等の育成単層林の適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保について、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮して計画的に実施するとともに、花粉発生源対策の<u>加速化</u>・自然条件等に応じた広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進することとします。また、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林への誘導又は長伐期化を推進し、水源の涵(かん)養等の公益的機能の維持増進を図ります。</p> <p>(省略)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。 また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。 なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものと</p>	<p>伊賀森林計画区は、降水量が少なく、深層風化した花崗岩等や破碎帯などの脆弱な地質から成る山地が多いため、スギ・ヒノキ等の育成単層林の適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保について、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮して計画的に実施するとともに、花粉発生源対策、<u>自然条件等</u>に応じた広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進することとします。また、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林への誘導又は長伐期化を推進し、水源の涵(かん)養等の公益的機能の維持増進を図ります。</p> <p>(省略)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。 また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。 なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものと</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月樹立）
4	<p>2 造林に関する事項</p> <p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。</p> <p>また、更新にあたっては、<u>花粉発生源対策の加速化</u>を図るため、<u>成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなど</u>苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。</p> <p>なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</p>	<p>2 造林に関する事項</p> <p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。</p> <p>また、更新にあたっては、<u>花粉の少ない森林への転換</u>を図るため、<u>花粉症対策に資する</u>苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。</p> <p>なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</p>

頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和3年12月樹立）																		
4	<p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。<u>また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。</u> <u>なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</u></p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。 また、<u>通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入</u>に努めるものとします。</p> <p>①人工造林の植栽本数 植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">表14 単層林の植栽本数</p> <table border="1" data-bbox="181 1050 1144 1209"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数(本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">スギ・ヒノキ</td> <td><u>疎仕立て</u></td> <td><u>2,000</u></td> </tr> <tr> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>密仕立て</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。 ・<u>疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。</u> ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	スギ・ヒノキ	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	中仕立て	3,000	密仕立て	5,000	<p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。 また、<u>苗木については、特定苗木などの成長に優れ、花粉の少ない苗木の選定</u>に努めるものとします。</p> <p>①人工造林の植栽本数 植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">表14 単層林の植栽本数</p> <table border="1" data-bbox="1158 1050 2114 1171"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数(本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スギ・ヒノキ</td> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>密仕立て</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。 ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000	密仕立て	5,000
樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)																		
スギ・ヒノキ	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>																		
	中仕立て	3,000																		
	密仕立て	5,000																		
樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)																		
スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000																		
	密仕立て	5,000																		

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月樹立）
5	<p>本数を決定するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針          ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、<u>以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。</u></p> <p><u>①現況が針葉樹人工林</u>  <u>②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない</u>  <u>③周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない</u>  <u>④林床に更新樹種が存在しない</u></p> <p>(省略)</p>	<p>本数を決定するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針          ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、<u>現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在せず、周囲 100m 以内に広葉樹林が存在せず、林床に更新樹種が存在しない</u>森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。</p> <p>(省略)</p>
6	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針          森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、<u>高性能林業機械の活用や列状間伐の実施</u>など、<u>施業の省力化・効率化に努めることとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>【間伐の標準的な施業体系】</p>	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針          森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、<u>列状間伐の導入</u>など施業の省力化・効率化に努めることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>【間伐の標準的な施業体系】</p>

頁	本計画（令和5年12月変更）								前計画（令和3年12月樹立）									
	<p>一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。                      なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>表15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p>								<p>一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。                      なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>表15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p>									
	樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
初回				2回目	3回目	4回目	5回目	初回					2回目	3回目	4回目	5回目		
	スギ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
	ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	ヒノキ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
	スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。									

頁	本計画（令和5年12月変更）										前計画（令和3年12月樹立）
	ヒノキ	中仕立て ～ 密仕立て	3,000本 ～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。		
7	<p>・なお、植栽本数を1,000～2,000本/haとする場合は、林分の状況に応じ、初回及び2回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 保育の標準的な方法に関する指針 【保育の標準的な施業体系】 一般的な施業体系では、下刈り7～10回、除伐3～5回、つる切り1～2回、枝打ち3～6回行います。 なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、<u>特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ</u>、必要に応じて行うこととします。</p> <p>(省略)</p>										<p>(省略)</p> <p>(2) 保育の標準的な方法に関する指針 【保育の標準的な施業体系】 一般的な施業体系では、下刈り7～10回、除伐3～5回、つる切り1～2回、枝打ち3～6回行います。 なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>(省略)</p>
8	<p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、<u>主伐・再造林や</u>搬出間伐の促進が求められています。</p> <p>これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとし</p>										<p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、搬出間伐の促進が求められています。</p> <p>これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとし</p>



頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和3年12月樹立）
8	<p>ます。</p> <p>具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体に対し、長期の受委託に必要となる情報の提供及び公開並びに助言及びあっせんなどを推進します。</p> <p>市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業体等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。</p> <p>健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。</p> <p>新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、<u>次代を担う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営するとともに、地域の実態に応じた林業への</u></p>	<p>ます。</p> <p>具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体に対し、長期の受委託に必要となる情報の提供や助言、あっせんなどを推進します。</p> <p>市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業体等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>三重県の林業従事者は年々減少を続けているとともに、現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。</p> <p>健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業従事者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。</p> <p>新たに林業に従事する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、<u>平成31年度に開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行うこととしています。</u></p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月樹立）
9	<p><u>新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。</u></p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。</p> <p>また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、<u>合法伐採木材の流通及び利用等を通じ</u>、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を<u>地域一体となって推進するよう努める</u>とともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。</p> <p>(省略)</p>	<p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。</p> <p>また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大<u>など</u>、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制<u>を整備する</u>とともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。</p> <p>(省略)</p>
10	<p>第 4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留</p>	<p>第 4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 3 年 12 月樹立）
11	<p>工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。</p> <p><u>また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。</u></p> <p>（省略）</p> <p>第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>（省略）</p> <p>（2）その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針</p> <p>森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。</p> <p>また、<u>市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高））を定めることとします。</u></p> <p>なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。</p> <p>（省略）</p>	<p>工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。</p> <p>（省略）</p> <p>第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>（省略）</p> <p>（2）その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針</p> <p>森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。</p> <p>また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高））を定めることとします。</p> <p>なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。</p> <p>（省略）</p>

頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和3年12月樹立）
12	第6 計画量等 1～3 〔全国森林計画に即した計画量としました〕	第6 計画量等 1～3

伊賀地域森林計画変更計画書（案）  
（伊賀森林計画区）

令和5年12月変更

計画期間 自 令和4年（2022年）4月1日  
至 令和14年（2032年）3月31日

三 重 県



## まえがき

この地域森林計画の変更は、森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、下記の事項を変更するものです。

## 記

## II 計画事項

## 第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

## 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- (1) 森林の整備及び保全の目標
- (2) 森林の整備及び保全の基本方針

## 第 3 森林の整備に関する事項

## 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

## 2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針
- (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

## 3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
- (2) 保育の標準的な方法に関する指針

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
- (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

## 第 4 森林の保全に関する事項

## 1 森林の土地の保全に関する事項

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

## 第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

- (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

## 第 6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- 2 間伐面積

## 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

## 目 次

## II 計画事項

第 2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	1
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	1
第 3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	3
2	造林に関する事項	
	(1) 人工造林に関する指針	4
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
3	間伐及び保育に関する事項	
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	6
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	7
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	8
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	8
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	9
第 4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	10
第 5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	11
第 6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	12
2	間伐面積	12
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	12

上記以外は令和 4 年 1 月 7 日公表の地域森林計画書のとおり



## Ⅱ 計画事項

### 第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化にも配慮します。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。

森林の有する主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。

##### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

伊賀森林計画区は、降水量が少なく、深層風化した花崗岩等や破砕帯などの脆弱な地質から成る山地が多いため、スギ・ヒノキ等の育成単層林の適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保について、山地災害防止機能／土壤

保全機能の維持増進に配慮して計画的に実施するとともに、花粉発生源対策の加速化・自然条件等に応じた広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進することとします。また、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林への誘導又は長伐期化を推進し、水源の涵養等の公益的機能の維持増進を図ります。

### 第 3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して行うものとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法は、伐採を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。

さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

上記事項を踏まえつつ、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努めることとします。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなどの苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。

また、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとします。

## ①人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。

表 14 単層林の植栽本数

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2,000
	中仕立て	3,000
	密仕立て	5,000

- ・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。
- ・疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。
- ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

## (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。

- ①現況が針葉樹人工林
- ②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない
- ③周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない
- ④林床に更新樹種が存在しない

## 3 間伐及び保育に関する事項

## (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意します。また、高性能林業機械の活用や列状間伐の実施など、施業の省力化・効率化に努めることとします。

## 【間伐の標準的な施業体系】

一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。

表 15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	疎仕立て	2,000本	25～	40～	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25～	40～	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
スギ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。

ヒノキ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
-----	---------------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	--------------------------------------------------------------------

- ・なお、植栽本数を 1,000～2,000 本/ha とする場合は、林分の状況に応じ、初回及び 2 回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

### 【保育の標準的な施業体系】

一般的な施業体系では、下刈り 7～10 回、除伐 3～5 回、つる切り 1～2 回、枝打ち 3～6 回行います。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、必要に応じて行うこととします。

表 16 保育の標準的な施業体系

作業の種類	作業の時期 (林齢)	作業の方法	回数	季節
下刈り	1	手刈り、機械刈り	年 1 回	7～9 月
	2～3		年 1～2 回	6～10 月
	4～10		年 1 回	7～9 月
つる切り	8～12	手刈り	1～2 回	6～8 月
除伐	8～14	チェーンソー等	1 回	随時
	15～20		1 回	随時
	21～25		1 回	随時
枝打ち	7～10	枝打ち用具	1～2 回	冬季
	11～17	枝打ち用具、機械	1～2 回	冬季
	18～25		1～2 回	冬季

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、主伐・再造林や搬出間伐の促進が求められています。

これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。

具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要な情報の提供及び公開並びに助言及びあっせんなどを推進します。

市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。

健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。

新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。

新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や



就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、次代を担う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。

また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。

また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、合法伐採木材の流通及び利用等を通じ、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を地域一体となって推進するよう努めるとともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。

## 第 4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。

**第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項****(2) その他保健機能森林の整備に関する事項****イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針**

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。

なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。

## 第 6 計画量等

## 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千 m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	494	482	12	137	125	12	357	357	0
前半5カ年の計画量	230	225	5	60	55	5	175	175	0

## 2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総数	7,229
前半5カ年の計画量	3,373

## 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	608	164
前半5カ年の計画量	269	71

## 前計画からの主な変更箇所（尾鷲熊野地域森林計画）

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 4 年 12 月樹立）
1	<p>(省略)</p> <p>II 計画事項</p> <p>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林音整備及び保全の目標</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p> <p>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化</u>、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化にも配慮します。また、<u>近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施</u>や森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>1 (2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。</p>	<p>(省略)</p> <p>II 計画事項</p> <p>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林音整備及び保全の目標</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p> <p>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等</u>にも配慮します。また、<u>リモートセンシング及び</u>森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 4 年 12 月樹立）
3	<p>尾鷲熊野森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高く、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、<u>花粉発生源対策の加速化</u>、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるような森林経営を推進することとします。</p> <p>また、多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。</p> <p>(省略)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。</p> <p>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。</p> <p>伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。</p> <p>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものと</p>	<p>尾鷲熊野森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高く、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるような森林経営を推進することとします。</p> <p>また、多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。</p> <p>(省略)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。</p> <p>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。</p> <p>伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。</p> <p>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものと</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 4 年 12 月樹立）
4	<p>します。</p> <p>さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。</p> <p>上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえることと<u>とします</u>。</p> <p>また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。</p> <p><u>上記事項を踏まえつつ、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努めることとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。</p> <p>また、更新にあたっては、<u>花粉発生源対策の加速化</u>を図るため、<u>成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなど</u>苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。</p> <p>なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</p>	<p>します。</p> <p>さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。</p> <p>上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえること。</p> <p>また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。</p> <p>(省略)</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。</p> <p>また、更新にあたっては、<u>花粉の少ない森林への転換</u>を図るため、<u>花粉症対策に資する</u>苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。</p> <p>なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</p>

頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和4年12月樹立）																		
4	<p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。<u>また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。</u> <u>なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。</u></p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。 また、<u>通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入</u>に努めるものとします。</p> <p>①人工造林の植栽本数 植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">表14 単層林の植栽本数</p> <table border="1" data-bbox="181 1050 1144 1209"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数(本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">スギ・ヒノキ</td> <td><u>疎仕立て</u></td> <td><u>2,000</u></td> </tr> <tr> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>密仕立て</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。 ・<u>疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。</u> ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	スギ・ヒノキ	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	中仕立て	3,000	密仕立て	5,000	<p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。 また、<u>苗木については、特定苗木などの成長に優れ、花粉の少ない苗木の選定</u>に努めるものとします。</p> <p>①人工造林の植栽本数 植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">表14 単層林の植栽本数</p> <table border="1" data-bbox="1158 1050 2114 1171"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数(本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スギ・ヒノキ</td> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>密仕立て</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。 ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000	密仕立て	5,000
樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)																		
スギ・ヒノキ	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>																		
	中仕立て	3,000																		
	密仕立て	5,000																		
樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)																		
スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000																		
	密仕立て	5,000																		



頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和4年12月樹立）
5	<p>本数を決定するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針          ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、<u>以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。</u></p> <p><u>①現況が針葉樹人工林</u>  <u>②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない</u>  <u>③周囲100m以内に広葉樹林が存在しない</u>  <u>④林床に更新樹種が存在しない</u></p> <p>(省略)</p>	<p>本数を決定するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針          ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、<u>現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在せず、周囲100m以内に広葉樹林が存在せず、林床に更新樹種が存在しない</u>森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。</p> <p>(省略)</p>
6	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針          森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、高性能林業機械の<u>活用や列状間伐の実施</u>など、<u>施業の省力化・効率化に努めることとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>【間伐の標準的な施業体系】</p>	<p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針          森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、高性能林業機械の<u>導入</u>など施業の省力化・効率化に努めることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>【間伐の標準的な施業体系】</p>

頁	本計画（令和5年12月変更）								前計画（令和4年12月樹立）									
	<p>一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。                      なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>表 15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p>								<p>一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。                      なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</p> <p>表 15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p>									
	樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
初回				2回目	3回目	4回目	5回目	初回					2回目	3回目	4回目	5回目		
	スギ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
	ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25~	40~	=	=	=	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	ヒノキ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
	スギ	中仕立て ~ 密仕立て	3,000本 ~	15~	25~	35~	55~	75~	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。									

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）										前計画（令和 4 年 12 月樹立）
	ヒノキ	中仕立て ～ 密仕立て	3,000本 ～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。		
8	<p>・なお、植栽本数を 1,000～2,000 本/ha とする場合は、林分の状況に応じ、初回及び 2 回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。</p> <p>(省略)</p>										<p>(省略)</p>
	<p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、<u>主伐・再造林</u>や搬出間伐の促進が求められています。</p> <p>これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。</p> <p>具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要となる情報の提供<u>及び公開並びに助言及び</u>あっせんなどを推進します。</p> <p>市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定</p>										<p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、搬出間伐の促進が求められています。</p> <p>これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。</p> <p>具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要となる情報の提供<u>や助言</u>、あっせんなどを推進します。</p> <p>市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定</p>

頁	本計画（令和5年12月変更）	前計画（令和4年12月樹立）
8	<p>着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、高齢者が高い割合を占めています。</p> <p>健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。</p> <p>新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、<u>次代を担う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。</u></p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p>(省略)</p>	<p>着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、高齢者が高い割合を占めています。</p> <p>健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。</p> <p>新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。</p> <p>新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、<u>平成31年度に開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行うこととしています。</u></p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p>(省略)</p>

頁	本計画（令和 5 年 12 月変更）	前計画（令和 4 年 12 月樹立）
10	<p>第 4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。</p> <p><u>また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>第 4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。</p> <p>(省略)</p>
11	<p>第 6 計画量等</p> <p>1～3</p> <p>〔全国森林計画に即した計画量としました〕</p>	<p>第 6 計画量等</p> <p>1～3</p>
12	<p>4 林道の開設及び拡張に関する計画</p> <p>〔4 林道の開設及び拡張に関する計画を変更しました。〕</p> <p>開設 4 路線 11.8km</p> <p>拡張（改良）12 路線 2.8km 28 箇所</p> <p>拡張（舗装）3 路線 14.6km 6 箇所</p>	<p>4 林道の開設及び拡張に関する計画</p> <p>開設 5 路線 12.6km</p> <p>拡張（改良）9 路線 1.3km 24 箇所</p> <p>拡張（舗装）3 路線 14.6km 6 箇所</p>

尾鷲熊野地域森林計画変更計画書（案）  
（尾鷲熊野森林計画区）

令和5年12月変更

計画期間 自 令和5年（2023年）4月1日  
至 令和15年（2033年）3月31日

三 重 県



## まえがき

この地域森林計画の変更は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、下記の事項を変更するものです。

## 記

## II 計画事項

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

## 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- (1) 森林の整備及び保全の目標
- (2) 森林の整備及び保全の基本方針

## 第3 森林の整備に関する事項

## 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

## 2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針
- (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

## 3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

## 第4 森林の保全に関する事項

## 1 森林の土地の保全に関する事項

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

## 第6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- 2 間伐面積
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画



## 目 次

## II 計画事項

第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	1
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	1
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	3
2	造林に関する事項	
	(1) 人工造林に関する指針	4
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
3	間伐及び保育に関する事項	
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	6
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	8
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	8
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	10
第6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	11
2	間伐面積	11
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	11
4	林道の開設及び拡張に関する計画	12

上記以外は令和5年1月6日公表の地域森林計画書のとおり

## Ⅱ 計画事項

### 第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、にも配慮します。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林 GIS の効果的な活用にも取り組みます。

森林の有する主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。

##### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

尾鷲熊野森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高く、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、花粉発生源対策の加速

化、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるような森林経営を推進することとします。

また、多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。

### 第 3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して行うものとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法は、伐採を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。

さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

上記事項を踏まえつつ、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努めることとします。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなどの苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種を選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。

また、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとします。

## ①人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。

表 13 単層林の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2,000
	中仕立て	3,000
	密仕立て	5,000～10,000

- ・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。
- ・疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。
- ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

## (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。

- ①現況が針葉樹人工林
- ②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない
- ③周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない
- ④林床に更新樹種が存在しない

## 3 間伐及び保育に関する事項

## (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意します。また、高性能林業機械の活用や列状間伐の実施など、施業の省力化・効率化に努めることとします。

## 【間伐の標準的な施業体系】

一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。

表 14 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	疎仕立て	2,000本	25～	40～	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25～	40～	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
スギ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。

ヒノキ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
-----	---------------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	--------------------------------------------------------------------

- なお、植栽本数を 1,000～2,000 本/ha とする場合は、林分の状況に応じ、初回及び 2 回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。



## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、主伐・再造林や搬出間伐の促進が求められています。

これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。

具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要な情報の提供及び公開並びに助言及びあっせんなどを推進します。

市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進することとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、高齢者が高い割合を占めています。

健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。

新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。

新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、次代を担

う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。

また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。

## 第6 計画量等

## 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,770	1,762	8	944	942	2	826	820	6
前半5カ年の計画量	817	813	4	421	420	1	396	393	3

## 2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	16,405
前半5カ年の計画量	7,737

## 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	4,918	459
前半5カ年の計画量	2,209	204

## 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長 : km 面積 : ha

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	指定林道	熊野市	浅谷越	2.2	1,055	○	①	※
〃	〃	林道	〃	高代山・大井川	2.3	577	○	②	※
〃	〃	指定林道	〃	三和片川	4.0	2,496	○	③	※
〃	〃	林業専用道	〃	皿山	3.3	84	○	④	※
			小計	4 路線	11.8				
		計		4 路線	11.8				

※前半5カ年の計画箇所における実施予定延長は表記延長の半分を想定

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	前半5 力年の 計画箇 所	対 図 番 号	備 考
拡張 (改良)	自動車道	林道	尾鷲市						
〃	〃	〃	〃	栃川原	1箇所 1.3	172	○		
〃	〃	〃	〃	首越	2箇所 0.1	198	○		
〃	〃	〃	〃	八十谷	1箇所 0.1	1,104	○		
			小計	3路線	4箇所 1.5				
拡張 (改良)	自動車道	林道	紀北町	野又越	3箇所 0.1	1,381	○		
〃	〃	〃	〃	三ツ谷	1箇所 0.1	461			
〃	〃	〃	〃	便石	1箇所 0.1	87			
			小計	3路線	5箇所 0.3				
拡張 (改良)	自動車道	林道	熊野市	柳谷	2箇所 0.3	586			
〃	〃	〃	〃	清水谷	1箇所 0.1	201			
〃	〃	〃	〃	大瀬	1箇所 0.1	907			
				3路線	4箇所 0.5				
拡張 (改良)	自動車道	林道	紀宝町	桐原浅里	12箇所 0.2	1,423	○		
〃	〃	〃	〃	杉山地	1箇所 0.1	106			
〃	〃	〃	〃	鮎田北桧杖	2箇所 0.2	33	○		
			小計	3路線	15箇所 0.5				
			計	12路線	28箇所 2.8				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	熊野市	浅谷越	1箇所 2.2	1,055	○		
〃	〃	〃	〃	三和片川	4箇所 0.4	2,496	○		
			小計	2路線	5箇所 2.6				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	紀宝町	北桧杖浅里	1箇所 12.0	232			
			小計	1路線	1箇所 12.0				
			計	3路線	6箇所 14.6				